

103
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

大正六年三月二十日發行

庫	文	閣	內
函			和
架	冊	號	書

五
首
九
號

滿洲經濟事情

第七號

東北教育社民政部

一、本書は當部満蒙に關する産業調査上蒐集する資料を考査し周知を便ご認むるものを逐次印刷するものとす。

一、本書は満蒙事情精通者に頒つ爲めに非らず未だ該地方を詳かにせざる母國人に汎く經濟事情を紹介し堅實なる起業の指針たらしむるにあり。

一、順序は特に産業交通等の區分を設けず速知を要する事項より記載し且つ他日合本に便せん爲め事項の異なる毎に紙を改む。
一、本書の記事は成るべく普及を計るため新聞雑誌其の他の刊行物に轉載せらるゝを望む。

本書の材料は民政部員の實地踏査に係るものを中心とした他官衙
學校、會社等の調査書類を參照す而して編纂に就ては囑託旭藤市
郎之れに當る。

一
見
書
屋
記

清家續演事情第七號

和
五百九
號

一、關東州土地制度梗概	二二
二、大連の商租權	二二
三、伯都訥事情	五三
四、滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況	六五
五、滿蒙產業調查並邦人發展狀況視察報告	八五
六、滿洲の漁業	一七七
七、大正六年一月滿洲各地市況	一〇九
八、黑龍江省近信	一一五
九、熱河所屬各地炭礦調查	一一一
一〇、二月中滿洲通貨相場表	一一八

關東州土地制度梗概

第一 現行制度

イ・總説 現今、關東州に於ては、民事に關する事項は原則として民法其の他日本内地の私法規に依るものとせられたるも、此の原則に對しては頗る廣き例外存し、(一)支那人の外に關係者なき民事に關する事項は當分の内從前の慣例に依り、(二)土地に關する権利に付ては當分の内從前の慣例に依り、(三)土地に關する権利に付ては當分の内登記を爲さざるものとせられたり(明治四十一年九月勅令第二百十三號關東州裁判事務取扱令第一條乃至第四條参照)

ロ・土地に關する権利の種類 前述の如きを以て、土地に關する権利に付ては、民法其の他の日本内地の法規は全く適用せられず、凡て從來の慣例に依らざるべからず。其の慣例に依る主要なる権利は左の如し。

一・業主權 業主權は、土地の總轄的支配權にして、業主權者は其の土地を占有、使用、收益、處分することを得。日本民法の用語例に依れば、即ち所有權なり。

二。典權。典權は典に因りて生ず。典は土地の業主權(原主、業主又は原業主と稱す)が相手方(典主又は現業主と稱す)より一定の金錢(典價と稱す)の融通を受け、之に對して其の土地の占有を相手方に與へ、使用、收益を爲さしむる法律行爲なり。而して原主は他日典價を典主に給付して其の使用、收益を終了せしむる(回贖と稱す)ことを得、典主は典物の使用、收益權の外、尙轉典權及先買權を有す。典主が原主に對し又は典物に就き典價の回復を求むるの權利を有せざる點に於て日本民法の不動產質權と異なり、原主が業主權を留保せる點に於て日本民法の買戻約款附所有權と異なれり。典には期限の定あるものと然らざるものとあり。後者に在りては、原主は何時にも回贖を爲すことを得前者に在りては、其の期限到来後何時にも回贖を爲すことを得。而して原主回贖を爲さざるときは、典關係は永久存續す。

三。押權。押權は押に因りて生ず。押(歴とも記す)は金錢の借主(業主又は原主と稱す)が其の債務不履行の場合には貸主(銀主、錢主、放錢主と稱し、押主と稱するの例を見ず)に一定の土地に付き典權を取得せしむべきことを約する契約なり。而して銀主に典權を取得せしむるに二様あり、甲は債務不履行の場合に更に典行為を爲すを要し、乙は債務

不履行の事實あれば銀主直に典權を取得す。日本民法の用語例に從へば、甲は典權の取得を以て主たる債務を擔保せる契約と謂ふべく、乙は主たる債務の不履行を停止條件とする典權の設定契約と謂ふべし。押の期限、即ち押契約に依り受けたる金錢の辨済期限は、通例一年又は其の以内なりと雖も、利子にして給付せらる期限は、其の期限を延べ、辨済を猶豫するを通例とす。

四。租權。租權は租に因りて生ず。租は佃とも稱し、當事者の一方(業主と稱す)が相手方(租戸又は佃戸と稱す)に一定の土地を使用、收益せしめ、相手方が之に對して地代(租と稱す)を支拂ふことを約する契約なり。租權に狹義の租權と永租權との二種あり。前者は日本民法の用語例に依れば賃借權と謂ふべく、物權的效力を有せず。一定の期間を豫定せるものと之を豫定せざるものとの二様あり。甲に在りては、其の期間は三年乃至五年を通例とし、乙に在りては、毎年秋收後春耕前に各當事者より解約を爲すことを得。後者は日本民法の用語例に依れば消滅期限なき地上權又は永小作權と謂ふべく、租戸が當初自己の資本労力を投じて他人の土地を開墾したるか又は改良したるかの事實に胚胎し、地代の滞納(缺租)其の他不法の行爲なき限りは、永遠に其の土地を使用、收益する

ことを得、又典賣處分を爲すことを得。其の物權的性質を有するは勿論、年所を経ること久しきに従ひ、永租權者は其の實殆ど業主權者と異ならず。

右の外、家屋建築の爲めにする借地に關しては、特殊の慣習あり。即ち借地人は借地上に家屋を建築し、地代を拂ふことなくして土地を使用し、十年乃至二十年の後、土地と共に家屋を無償にて地主に交付するなり。之を借地不析屋と謂ふ。其の義建物を析去せずして地主に交付せざるべからざるを謂ふなり。此の種の租權は物權的效力を有するや否や、未だ明瞭ならず。

ハ 土地に關する權利の公示法 土地に關す權利に付き登記を爲さざることなれること前述の如く、從前の慣例に依るも登記に類する制度存せざれば、現今、土地に關する權利の公示方法は全く缺如せり。

第二 現行制度の經濟上に及ぼす影響

現行制度の經濟上に及ぼす影響は種々あるべきも、就中主要なるものを掲ぐれば左の如し。

イ 権利の移轉及設定行はれ難し 蓋し現今の如く、土地に關する法律關係を紀律する成

文法規なく、又土地に關する各種の權利を公示する方法存せざることは、其の權利の内容及其の歸屬者等甚だ曖昧なれば、新に權利を取得せむとする者は、細心なる注意を加ふるを要し、其の注意を爲すも、尙各種の錯誤を生じ、不測の損害を被ることあるべければなり。關東州の我が租借地となりて以來既に十餘年を経過したる今日、尙本州の土地に關する權利を有する邦人殆ど皆無なるは、現行土地制度の不備最大の原因たらすむばあらす。

ロ 土地の改良行はれ難し 蓋し土地に關する權利の移轉及設定行はれ難きときは、其の權利は最も有效に之を利用する者に歸屬するを妨げ、又典權の如きは權利者の地位甚だ不確定なる爲め、其の目的物の改良を怠るに至るべきは自然の勢なればなり。

第三 現行制度の改正

イ 改正案 前述の如く、現行土地制度には幾多の不備の點あり、爲めに我が唯一の租借地の開發を妨ぐること鮮少ならざれば、之を改正することは極めて緊要のこととに屬すべし而して如何に之を改正すべきかに付ては、幾多の研究を要すべきも、假に余(今井)一個の私案を掲ぐれば左の如し。

關東州土地令

第一條 土地に關する權利に付ては民法の規定を適用す
第二條 本令施行前に發生したる土地に關する權利に付ては左に掲ぐる區別に依り民法
の規定を適用す

一 業主權は之を所有權と看做す

二 典權は之を買戻約款付所有權と看做す

三 押權は債務の不履行を停止條件とする買戻約款付所有權と看做す

四 租權は存續期間二十年未満のものは之を賃借權、二十年以上のものは之を地上權
又は永小作權と看做す

第三條 共有者が本令施行前に於て五年を超ゆる期間内共有物の分割を爲さざる契約を
爲したるときは其の契約は本令施行の日より五年を超ゆざる範圍内に於て其の效力を
有す

第四條 本令施行前に發生したる買戻約款付所有權にして本令施行の日より起算して十
年を超ゆる買戻期間を定めたるときは之を本令施行の日より起算して十年に短縮す

本令施行前に發生したる買戻約款付所有權にして買戻に付期間を定めざりしことは本
令施行の日より起算して五年内に之を爲すことを要す

第五條 本令施行前に設定したる地上權にして存續期間の定なきものに付當事者が民法
第二百六十八條第二項の請求を爲したるときは設定の時より二十年以上本令施行の日
より五十年以下の範圍内に於て其の存續期間を定む

地上權者が本令施行前より有したる建物又は竹木あるときは地上權は其の建物の朽廢
又は其の竹木の伐採期に至る迄存續す

地上權者が前項の建物に修繕又は變更を加へたるときは地上權は原建物を朽廢すべか
りし時に於て消滅す

第六條 民法第二百七十五條及第二百七十六條の期間は本令施行前より同條に定めたる
事實が始まりたるときと雖其の始より之を起算す

第七條 本令施行前に設定したる永小作權は其の存續期間が五十年より長きときと雖其
の效力を存す但し其の期間が本令施行の日より起算して五十年を超ゆるときは其の日
より起算して之を五十年に短縮す

本令施行前に期間を定めずして設定したる永小作権の存續期間は本令施行の日より五年十年とす。

本令施行前に永久存續すべきものとせられたる永小作権は本令施行の日より五十年を経過したる後一年内に所有者に於て相當の償金を拂ひて其の消滅を請求することを得若し所有者が此の権利を抛棄し又は一年内に此の権利行使せざるときは爾後一年内に永小作人に於て相當の代價を拂ひて所有権を買取ることを要す。

第八條 土地に關する権利の登記に付ては不動産登記法及不動産登記法施行細則を適用す但し同法令に區裁判所とあるは民政署長、地方裁判所とあるは高等法院とす。

第九條 民法又は不動産登記の規定に依り登記すべき権利は本令施行の日より一年内に之を登記するに非ざれば之を以て第三者に對抗することを得ず。

口 改正法適用の區域 關東州の日本内地に同化せる程度は地方によりて同じからず、加之、從來の制度不完全なる爲、土地調査の完了せざる地方に於ては、各箇の土地の権利關係甚だ曖昧なり。而して其の土地調査は比較的多く日本内地に同化せる南方より北方に進みつゝあり。されば改正法は先づ土地調査を完了せる地方に之を適用し、土地調査の進行

に従ひ、漸次に其の區域を擴張するを妥當とすべし。

ハ 改正法制定の時期 改正法は如何なる時期に之を制定すべきかに關しては、土地調査の全部完了を俟ちて之を制定すべしとなす者あるべしと雖も、其の調査の全部完了する迄には尙幾多の時日を要すれば、其の全部完了を俟たずして之を制定し、前述の如く、漸次に調査完了の區域に之を適用することとするを妥當とすべし。

ニ 改正法制定の形式 改正法は、土地に關する各人の権利義務を定むるものなれども、關東州は日本憲法の適用區域外に屬すれば、勅令を以て之を制定することを得るは勿論、法律、勅令に抵觸せざる範圍内に於ては都督府令を以て之を制定するも妨げず。然れども前掲の私案の如き改正法を制定せむとせば、現行勅令關東州裁判事務取扱令に抵觸すれば若し之を都督府令を以て制定せむとせば、先づ同勅令を左の如く改正せざるべからず。

關東州裁判事務取扱令第四條の次に左の一條を加ふ

第四條の二 前三條の規定は關東都督の指定したる區域内には之を適用せず

参考 關東州裁判事務取扱令抜萃

第二條 支那人の外に關係なき民事に關する事項は當分の内從前の慣例に依る但し人事訴訟手續法を除くの外

關東州土地制度梗概

手續に關するものは此の限に在らず

第三條 土地に關する権利に付ては當分の内從前の慣例に依る

第四條 土地に關する権利に付ては當分の内登記を爲さず

商租權

緒言

大正四年六月、南滿洲及東部内蒙古に關する日支條約第二條を以て、日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要的なる土地を商租することを得べき旨定められたるも、未だ其の商租權に付權威ある解釋の與へられたるを聞かず而して支那地方官憲は之を頗る窮屈に解し居り、實際商租權を設定せむとする場合には、故障續出し、右條約の締結以來既に約二箇年を経過せる今日、未だ邦人の圓滿に土地を商租し得たる者殆ど皆無なりといふ。果して然らば、吾人の折角贏ち得たる土地を商租するの權利は、商租權の性質明確ならざるが爲、未だ全く之を行使することを得ざるの状態に在るものにして甚だ遺憾なり。されば右商租權に關し余(今井)一個人の卑見を述べ、以て識者の叱正を乞ひ、併て本問題に對する識者の研究を促さむと欲す。

第一 商租權の性質

商租權の性質に關しては、前掲の條約中に之を明示せざるのみならず、滿洲從來の慣例に依るも、商租權と稱する權利存せざる爲、其の性質甚だ曖昧なるも、前掲條約締結の際に於ける日本側當初の申出、支那側委員の申出、我日置公使より陸外交總長に交付せる説明書、兩國代表者間に協定せる公文書等を參照して考ふるに、

商租權は、三十年より長からざる一定の期間（此の期間は更新することを得）、地代を支拂ひ、商工業上の建物を所有し又は農業を經營する爲、他人の土地を使用、収益する権利なり。

と之を定義するを至當とすべし。今此の定義を分解して、商租權の性質を明かにすれば左の如し。

一 他人の土地を使用、収益する權利なること 前掲條約を締結するに當り、當初日本側の要求は土地の完全なる所有權を取得するの權利を獲得せむとするに在りたりしが支那政府は然るときは領土權を侵害せらるゝものと曲解して極力異議を唱へたれば、日本政府は遂に讓歩して、支那側委員の申出に依る商租なる文字を採用したりといふ、されば商租權は所有權に非ずして、他人の土地を使用、収益することを内容とする一種の制限

物權若は債權なりといはざるべからず、而して其の物權なりや債權なりやは、同權設定の場合に於ける當事者の意思表示に依りて之を決定するの外なかるべし、即ち單に當事者間に效力を生ぜしむるものとするときは債權にして、第三者に對しても效力を生ぜしむるものとするときは物權なり、其の債權的效力を有するに止まるときは日本民法の賃借權に相當すべく、物權的效力を有するときは日本民法の永小作權又は地上權に相當すべし、設定行爲を以て一々物權的效力を有するや又は債權的效力を有するやを定むるは頗る面倒なるも、商租權は前掲條約に依り新設せられたる權利にして其の性質を明かにする規定存せざれば、設定行爲を以て之を定むるの外なかるべし。

商租權者が商租權の目的たる土地の上に、更に制限物權若は債權を設定することを得るや、否やに關しては、其の設定すべき權利の種類に依りて同じからず、典權の如きは、其の消滅一に回贖に繋り、回贖を爲さざる限りは、商租權の存續期間經過するも、其の消滅を來たざれば、絶対に之を設定すること能はざるべく、押權の如きも、典權發生の前提なれば、亦之を設定すること能はざるべし。商租權及租權は、第一商租權が物權的效力を有する場合と債權的效力を有するに止まる場合とによりて異なり、即ち物權的

效力を有する場合に於ては、商租權者は常に其の商租權の存續期間を超わざる期間を存續期間とする第二の商租權又は租權を設定することを得べきも、債權的效力を有するに止まる場合に於ては、地主の承諾を得たる場合に限り之を設定することを得るものと解するを至當とすべし。

二 商工業上の建物を所有し又は農業を經營する爲にすること 土地の使用、収益は種々の目的の爲に之を爲すことを得べきも、商租權は唯商工業上の建物を所有し又は農業を經營する爲に土地を必要とする場合に限り之を設定することを得べきことは、前掲條約に明定する所なり、故に支那官憲に於ては、林業又は漁業を經營する爲には、商租を爲すことを得ず、又商工業上の建物を建築し又は農業を經營することを目的とする場合に於ても其の目的に必要な面積を超えて商租することを得ざるものと解釋し居れりといふ、然れども林業は、農業に附隨して之を經營するときは、之を農業の内に包含せしむることを得る場合あるべし、又牧畜業は之を農業の内に包含せしむるを至當とすべし。自ら商工業上の建物を建築し又は牧畜若は耕作を爲すに非ずして、地代若は小作料を徵し、他人をして商工業上の建物を建築し又は牧畜若は耕作を爲さしむるの目的を以て、

土地の商租を爲すことを得るや、否やに關しては、場合を別ちて之を研究せざるべからず、即ち小作料を徵し、他人をして耕作せしむるは、農業經營の一方法なれば、此の目的の爲に土地を商租し得べきは疑を容れず、地代を徵し、他人をして商工業上の建物を建築せしめ、又は牧畜を爲さしむるの目的を以て土地を商租することを得るや、否やに關しては、多少の疑ありと雖、此の場合も之を積極に解し妨げざるべし。

一定の場合に於ては、商租權者は商租地の上に更に他人の爲に商租權又は租權を設定しえべきことは前段に述べたる所なるが、商租地の使用目的は前掲の如く制限せられ居れば轉商租又は轉租に關しても、轉商租權者又は轉租權者の土地使用の目的は前掲の制限に従はざるべからざること言を俟たず。

三 地代を支拂ふこと 地代を支拂ふことが商租權の要件なりや、否やは、疑なき能はざるも、前掲條約締結の際、當初日本側の提出したる案文に賃租、購買等の文字ありたる等より察すれば、地代の支拂は商租權の一要件なりとなすを至當とすべし、地代支拂の方法に關しては、何等の制限なければ、年々又は月々に之を支拂ふも、當初全額を一時に支拂ふも妨げざるは言を俟たず。

四 三十年より長からざる一定の存續期間を定むること、但し此の期間は更新することを得。商租権の存續期間に關して、條約には何等の規定なきも、條約締結の際、日支兩國代表者間に「商租の文字には三十箇年迄の長き期限附にて、且無條件にて更新し得べき租借を含むものと了解す」べき旨協定せられたれば、三十年より長き存續期間を豫定すること能はざるは疑を容れず、而して存續期間を豫定せざる場合に於ける存續期間の定め方に付き何等の規定なければ、存續期間は必ず豫め之を一定せざるべからず、「無條件にて更新し得」との意義明瞭ならざるも、設定行爲を以て定めたると同一の條件を以て更新することを得との意味なるべし、果して然らば、設定の際地代全部を一時に支拂ひたる場合に於ては、更新を爲すには更に同一の金額を支拂ふを要し、年々又は月々に一定の地代を支拂ひたる場合に於ては更新後尙同一の方法に依り同額の地代を支拂へば足ること言を俟たず。然れども更新は亦一箇の契約たるべきれば、商租権者更新を欲するも、地主之を承諾せざれば、商租権は豫定の期間満了と共に消滅すべし。支那官憲に於ても同様に解釋し居る趣なり。「無條件」の意味を設定の際地代全部を一時に支拂ひたるときは更新に付再び地代を支拂ふことを要せずと解し、又は更新に付地主の承諾を要せずと解することは不可能なるべし。

第二 商租権設定に適する土地及其の地域

イ 商租権設定に適する土地 制限物権若は債權の設定せられ居らざる土地の商租権設定に適することは言を俟たざるも、制限物権若は債權の既に設定せられたる土地に商租権を設定し得べきや、否やは疑なき能はず、支那官憲は、(一)既に押權、租權又は典權等の權利を設定せる土地は、其の地主が回贖を爲したる後に非れば、之を商租の目的と爲すことを得ず、(二)前清皇室の私產及王公府の旗產にして、小作人附隸し、地主の増租、奪佃を許さざる習慣ある土地は、小作人より小作契約の解除を爲すに非れば、地主は之を商租の目的に供することを得ざるものと解釋し居れりといふ、然れども商租権の性質前段に述べたるが如しとせば、左の如く解釋するを妥當とすべし。

一 押權又は典權を設定せる土地に付ては、地主は回贖を爲すに非れば商租権を設定すること能はざるべきも、典主は商租権を設定することを得べし、但し此の場合に於ては商租権は地主の回贖に因りても消滅す、如何となれば、典主は土地を使用、収益するの權

利を有し、又轉典權を有すれば、地主より回賄せらるゝ迄の間、其の土地に商租權を設定して、商租權者をして其の土地の使用、収益を爲さしむるも、毫も支障を生せざればなり。

二 稟權を設定したる土地に付ては、地主は租戶の承諾を得たる場合に限り商租權を設定することを得、轉租權を有する租戶は自己の權利の範圍内に於て商租權を設定することを得べし、如何となれば、租權と商租權とは殆ど其の實質を同ふすれば、前の場合は從來の租權者が轉租權者となり、後の場合に於ては商租權者が轉租權者となるに外ならざればなり。

□ 商租權設定に適する地域 商租權設定に適する地域は南滿洲なること前掲條約に明定する所なり、然れども其の南滿洲の區域明瞭ならず、支那側に於ては其の西境は遼河に在りと解する者ありといふも、其の不當なること言を俟たず、其の境界は滿蒙經濟事情第一號第十三頁に記載する所に依るを至當とすべし。

第三 商租權設定の手續

商租權を設定するには、左の手續を経ざるべからず。

一 商租すべき土地の調査 滿洲には登記其の他土地に關する權利を公示するの制度備はらざれば、商租權を設定せむとする者が、果して其の權利を有するや、否や明瞭ならずされば商租權の設定を受けむとする者は、先づ其の設定を爲さむとする者が果して其の權利を有するや、否やを調査せざるべきからず。而して商租權を設定せむとする者の權利を證する最も有力なる證據は地契、即ち本人の所持する自己の權利の取得原因を證明する證書、更に詳言すれば、相續に因り業主權を取得したる者なるときは分家單、業主權を買受けたる者なるときは賣契、典權を有する者なるときは典契、租權を有する者なるときは租帖なるも、此等の地契には往々偽物あり、而も其の眞偽を識別すること甚だ困難なるものあれば本人が一片の地契を有すればとて、直に其の權利を有するものと信すべきに非らざるなり。

二 契約書の交換 右の調査に依りて、商租權を設定せむとする者が其の權利を有することを確めたるときは、當事者は必要の事項を契約すべく、商租は當時者の其の合意に因りて成立するも、後日の證據の爲、日支兩文の契約書二通を作成し、各其の一通を占有

し、保存せざるべからず、而して此の契約書は其の商租に關する法律關係を決定する基
本となるものなれば、(一)土地の種類、地目、(二)坐落(位置)、(三)四至境界、(四)地
積、(五)使用目的、(六)存續期間、(七)地代金額及其の支拂の方法、(八)物權的效力を
生せしむべきや、否や、(九)轉租することを得しむるや、否や、(一〇)商租權消滅の場
合に於ける建物其の他の處置方法、(一一)商租地公課の負擔者等の事項を明確に記載し
置かざるべからず。

右の外、事情許すべくんば、商租權設定者より地契の交付を受け、商租權者の手中に之
を保有するを可とす、如何となれば、然らざれば、商租權者の知らざる間に商租地の上
に他の制限物權等設定せられ、紛擾の釀すことなきを保し難ければなり。

三 領事の承認 右の如くして、商租契約書を作成したときは、商租權者は其の契約書
を領事に提出し、其の承認を受くるを可とす、如何となれば然るときは、其の契約書の
證據力一層强大となり、商租權を確保し、之を第三者に對抗する上に於て、便益妙なか
らざればなり。

大連の發達

第一 總 説

大連の良港であることは、今より約五十餘年前即ち西暦一千八百六十年、英佛聯合艦隊
の一時的占領によつて初めて世上に紹介せられたのである。昔は俗に青泥窪と呼び、名も
なき一漁村であつたが、西暦一千八百九十八年の露清條約によりて露國の租借地となり（露
人は此地をダーリニーと稱した）、翌一千八百九十九年東清鐵道南支線（今の南滿鐵道）全通し
て哈爾賓歐露との聯絡成り、千九百年以降莫大の資金を投じて商港建設の大工事に着手し
或は海岸を埋立てゝ埠頭を築造し、或は船渠を造り、或は道路の改修を行ひ、或は家屋、
水道、電燈を建設する等海陸の設備を完成にし、大に發展の歩武を進めんとした。然るに
端なくも日露の國交斷絶し、遂に明治三十七年（西暦一千九百四年）二月干戈相交るに至り露
人は悉く旅順に退去し、諸般の工事は中止せられ、鼠賊は市内各所に起り、掠奪横領至ら
ざるなく、全市殆んど焼殘の慘狀を呈した。同年五月二十九日我軍の此地を占領するや翌
三十日軍政委員を派遣して軍政を布き、翌三十八年二月十一日地名を大連と改稱し、同年

六月關東州民政署を置き、州行政の中心地として銳意秩序の回復と整頓に努力し露國設計を踏襲して著々市街の構成に努めた。次で同年九月自由渡航開始され、邦人の來滿する者日一日と多くなつて來た。明治三十九年九月關東都督府が旅順に設置せらるゝや、租借地統治の中心地點は旅順に移つたが、翌明治四十年四月南滿鐵道株式會社が本社を此地に設置し、鐵道及び港灣經營の衝に當り、專心專意當市の開發を計りし爲め、今や當市は南滿鐵道の基點、海陸聯絡地として歐亞貿易的一大關門となつたのである。今後時世の進運に伴ひ、諸般の施設と相俟て、異數の發展を見るは信じて疑はざる所である。

第一 戸口增加の趨勢

明治三十九年末に於て人口僅かに一萬八千餘であつた大連は、翌明治四十年末に於て三萬一千餘となり、大正五年末に於ては八萬三千餘を算する様になつた。左に明治三十九年以降十一年間に亘る戸數增加の趨勢を示して見やう。

年 度	戸 数			人 口
	日本人	支那人	外國人	
明治三十九年末	一九九三	三〇三八		五〇三七
同 四十年末	四九二	三〇八〇		八二四八
同 四十一年末	六六一五	三六〇一		一〇六〇一
同 四十二年末	七〇〇〇	三七八一	三三	一六六八
同 四十三年末	七五六〇	三七八一	三三	一四五八
同 四十四年末	八七九七	三九九三	三三	一〇三九
大正元年末	九一四五	四八五四	四二	一一五九三
同 二年末	九三二	五七四一	四七	一二五九三
同 三年末	九七八	六一〇二	三八	一六〇三七
同 四年末	九九二	六七八三	一五三〇一	一六〇三七
同 五年末	九〇九一	六七八三	一五六〇七	一五九〇三
			一六一四九	一六一四九
			一五九〇三	一五九〇三
			三六三九	三六三九
			三七三二	三七三二
			三六四九	三六四九
			三六九六二	三六九六二
			八二	八二
			五五八八八	五五八八八
			七二四八三	七二四八三
			七三四二四	七三四二四
			八一九三四	八一九三四
			八三〇一八	八三〇一八

明治三十九年末	一九九三	三〇三八	六	五〇三七
同 四十年末	四九二	三〇八〇	三三	八二四八
同 四十一年末	六六一五	三六〇一	三三	一〇六〇一
同 四十二年末	七〇〇〇	三七八一	三三	一六六八
同 四十三年末	七五六〇	三七八一	三三	一四五八
同 四十四年末	八七九七	三九九三	三三	一〇三九
大正元年末	九一四五	四八五四	四二	一一五九三
同 二年末	九三二	五七四一	四七	一二五九三
同 三年末	九七八	六一〇二	三八	一六〇三七
同 四年末	九九二	六七八三	一五三〇一	一六〇三七
同 五年末	九〇九一	六七八三	一五六〇七	一五九〇三

第三 土地及家屋の變遷

イ 土地の變遷 大連の市街地は西暦一千八百八十八年露國が初めてダーリニー市建設の計畫を樹つるに當り、其市街に充つべき土地約一千萬坪を四十四萬弗にて土人等より買收し其大部分は官公舍鐵道用地及公園道路等に備へ、他は市經營費の一部分に充てんが爲め競

大連の發達

二四

賣拂下に附し、民有に歸せしめたのである。而して日露戰役前迄に、露國が築港、街路、橋梁、下水、官衙、學校、教會堂、舍宅、水道、公園、植林、電氣工場等の建設に費したる資本は二千四百萬留と稱せられて居る。戰後ボーッマス條約の結果、露國の官有たりし土地我官有に移りしより、其一部は滿鐵會社に對する政府の出資として同社に引渡し、他の一部は有事の場合に備ふる爲軍用地區として保留し、其の他は官衙及公共用建物敷地及將來缺くべからざる市諸般の施設の爲要する土地を除き、店舗地區、住居地區及支那人地區に區割して一般に貸付くることとした。貸付地は普通間口五間乃至八間、奥行十間乃至十五間に區割し、地番を附し街路に依りて等級を定め、貸付の方法は隨意契約に依ることとし、貸付期間は二十箇年及七箇年の二種に分ち、永久建築を爲すものに限り二十箇年の貸付をなし、貸付料は之を七等に分ち、一等一坪一箇月金十二錢とし、以下順次二錢を遞下し、七等は一箇月一坪金一錢とした。貸付すべき土地の面積は別に一定の制限を設けないが、必ず貸付面積の十分の三以上施設を要することとし、建築上に就ても店舗地區及住宅地區に區別して一定の制限を設け、以て土地兼併其他の弊害を除去するに努めて居る。露治時代競買した土地の拂下代金は、二十箇年の年賦納入の方法に依ることを得せし

る爲、其大部分は未だ年賦納入期間中に屬せるも、戰後所有者にして納入の義務を履行せず、又は權利の確認を求めるものは、漸次之を整理して官有に歸せしめた。今大連市街地の土地を細別すれば次の通りである。

一、既成地區

官公共用地	四七五・七二三・六九九
一般貸付地	一六五・六二二・八四二
二、未成地區	三一〇・一〇〇・八五七
三、公園地	八〇〇・四五・六一五
四、軍用地區	三七一・一三一・五五〇
五、満鐵用地	一八六・五八六・三二六
六、道路敷	六九八・〇四六・〇〇〇
七、私有地	三三三・三九四・七八〇
計	四九六・三三九・六〇
支那人地區(小園子)	一・一九五・九〇八・〇八五

大連の發達

二五

大連の發達

二六

一、既成地區	一一三・九二九・二四二
官公共用地	四、五三二・七五五
一般貸付地	一〇九・三九六・四八七
二、道路敷	一一・一三七・一〇〇
計	一三五・〇六六・四四二
未成工場地區	三七五・五〇〇・〇〇〇
未成市街地	三三九・六四二・〇〇〇
總計	三・〇三八・一一六・五二七

□ 家屋の變遷 我占領當時に於ける大連市中、稍市街の體裁を爲し、家屋の存在せしは行政區即ち日本橋以北及現今の大山通、飛驒町及敷島町に圍繞せらるゝ三角形の地域内であつて、其他は家屋所々點在せしのみであつた、而も建築物の完成の域に達したるは行政區だけで、他は土磚造又は木造等の粗惡なる假建築物大部分を占めて居つた。蓋し露治時代に於ては、市街地は漸次競賣拂ひ下げを爲すの方針で、拂下地に對しては一定の永久的建築を許可せしも、臨時貸付地區は貸付期間甚だ短く、三箇月若くは六箇月毎に更改し、地

上家屋も一箇月の豫告を以て何時にも無償取拂ひを爲さしめたものであるから、勢ひ建築物は粗惡なものが多かつたのである。我軍政時代に移りてから、家屋取締規則を制定し永久建築及假建築の二種に分ち、永久建築は煉瓦造、石造又金屬造等とし、軒高三十尺以上たることを要し、假建築は木造、煉瓦造にして、二層以下軒高十二尺以上とせられた。然るに其後市經濟上の發展と共に、露治時代の假建設物は次第に取拂はれ、新たなる假建築も亦漸次改築せられ、家屋建築取締規則も亦改訂せられ、何れの方面を問はず煉瓦造又は石造たることを要し、店舗地區に在りては、一等街路に面するものは軒高二十七尺以上二等街路は二十四尺以上、三等街路は十二尺以上とし、三等街路を除く外は必ず道路に沿ひ建築するを要することとした。而して住宅地區のみは煉瓦造にして、軒高十二尺以上とし、他に何等の制限がなかつた。斯くて今や全市の三分の二以上は完全なる永久建築のみとなり、店舗に、住宅に、相競ふて最新式建築法に則り、市街の要區は大廈高樓櫛比し、海外に於ける唯一の日本都市を現出し、來遊の内外人をして其發展の偉大なるを驚歎せしむる様になつた。左に軍政開始後大正四年末に至る間に建築せられたる家屋の種類、棟數坪數及之に固定したる建築資金を示して見やう。

大連の發達

二七

大連の歴史

自明治三十八年正月
至大正四年十二月
市街家屋建築統計

200

種別		棟數		坪數		棟數		坪數		棟數		坪數		棟數		坪數		棟數		坪數	
煉瓦造五階建	二	七四九・三三七坪		一九八・三三八坪		七六七坪		三三七二・八一六坪		一九一・六九四坪		二・六四〇・九〇四坪		三六三一・八七三坪		一九八・三三八坪		七四九・三七七坪		四四八・六二六・二〇〇坪	
煉瓦造三階建	四					一・六六三坪		五四二一・八〇・一一四坪		一・四一・六〇〇坪		五五六二・九八〇坪		一・三〇・三一・一〇・一八坪		一・九八・三三八坪		四七・七七一・三〇〇坪			
煉瓦造二階建						一・九五二坪		一一一・六六・一三三坪		一・八六四・八八五坪		一・三〇・三一・一〇・一八坪		六六・九四〇坪		二・六三一・八七三坪		五六四〇・八五一・一〇・一〇〇坪			
煉瓦造平家建						一・九三一坪		四一・〇〇一坪		一・一・一・一・一坪		一・三一・四・五九三坪		一一三・八六〇坪		六六・九四〇坪		二・六二・九八〇坪		四六八九・六九五一・九〇坪	
雜石造平家建	二					一・九一四坪		一・五・三・六・六・二二坪		一・一・一・一・一坪		一・三一・四・五九三坪		一一六・四〇〇坪		六六・九四〇坪		二・六三一・八七三坪		五六四〇・八五一・一〇・一〇〇坪	
木造二階建	三					一・九一四坪		二・九・五・一・一・三・四坪		一・一・一・一・一坪		一・三一・四・五九三坪		一・九・四・七五・五八〇坪		六六・九四〇坪		二・六三一・八七三坪		五六四〇・八五一・一〇・一〇〇坪	
木造平家建	一〇					一・九一四坪		一・九・六・一・一・四・四坪		一・一・一・一・一坪		一・三一・四・五九三坪		一・九・四・七五・五八〇坪		六六・九四〇坪		二・六三一・八七三坪		五六四〇・八五一・一〇・一〇〇坪	
木造倉庫						一・九一四坪		一・九・六・一・一・四・四坪		一・一・一・一・一坪		一・三一・四・五九三坪		一・九・四・七五・五八〇坪		六六・九四〇坪		二・六三一・八七三坪		五六四〇・八五一・一〇・一〇〇坪	
木骨土塊造二階建						一・九一四坪		一・九・六・一・一・四・四坪		一・一・一・一・一坪		一・三一・四・五九三坪		一・九・四・七五・五八〇坪		六六・九四〇坪		二・六三一・八七三坪		五六四〇・八五一・一〇・一〇〇坪	
木骨土塊造平家建						一・九一四坪		一・九・六・一・一・四・四坪		一・一・一・一・一坪		一・三一・四・五九三坪		一・九・四・七五・五八〇坪		六六・九四〇坪		二・六三一・八七三坪		五六四〇・八五一・一〇・一〇〇坪	

木骨土塊造倉庫	五五、四八〇	一六六四、四〇〇〇
計	五五、四八〇	一六六四、四〇〇〇
四七、四一五三、一七四、五七二	五九、三三、八四九	一四、八二、五、一六八、七三五
	四八、二八	一五九、一九八、四一〇
	二	五五、四八〇
	一〇四	一
	五九、三三、八四九	一
	四八、二八	二
	五五、四八〇	一六六四、四〇〇〇

第四 商業貿易の發達

日露戦役以前満洲貿易を獨占せしは營口であるが、大連の我有に歸してから、諸般の經營

大連の發達

大連の發達

三一

大正三年 五〇五、七七四

大正四年 五三七、一三〇

同 五年 五九九、四五三

大連埠頭事務所統計に據る。

更に大正元年以降五箇年間に亘りて國別輸入貨物噸數を示せば、次の通りである。

大連港輸入貨物國別數量累年比較表（單位噸）

國別	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
日本	二六八、三三〇	一八〇、六一	三〇〇、八七一	二五八、〇六五	一四〇、六八五
朝鮮	九四、三七五	一一、九〇〇	一四、一一五	一七〇、九〇九	三一三、一三一
支那	六二、八一	一六、七五二	一六、七五〇	一六、〇六二	二六、五六九
朝鮮	三七二	一〇、八〇	一一、七九	七三、三五六	一九三、九六七
東洋及露西亞	四二、五九〇	三八、〇七二	四一、三九二	七三、三五六	二八、六四二
歐洲	三三、八一七	三六、三五〇	三五、二三一	五二、五四	九九八
米國	四六三、八三〇	五〇、一三九	五〇、五七四	二九、四八九	四〇、一一一
計				五三七、一三〇	三三、一一六

大連埠頭事務所統計に據る。

上記統計の示す處によれば、大正元年の歐洲入貨は四萬一千五百九十二噸、米國入貨は三萬三千八百十七噸であつたが、大正二年には歐洲入貨は稍減少して三萬八千七十噸となり、米國入貨は少量の増加を呈し三萬六千三百五十噸となつた。大正三年には歐洲入貨四萬一千三百九十二噸、米國入貨二萬五千二百二十二噸となり、歐洲入貨は若干増加せしも米國入貨は一萬噸餘の減額を示した。大正四年には、歐洲戰亂の影響を受け、歐洲入貨は著しく減少して五千二百五十四噸となつた。然れども米國は直接戰亂に關係なく、年々石油の輸入ありし爲め、米國入貨は依然二萬九千四百八十九噸と言ふ數字を表はして居る。大正五年には歐洲入貨は益々減少して僅かに四千二十一噸となり、米國入貨は稍増加して三萬二千一百二十六噸となつた。

日本入貨は毎年大連輸入總噸數の半數以上を占めて居る。即ち大正元年には二十六萬八千三百三十四噸であつたが、大正二年には稍增加して三十萬八百七十一噸となり、大正三年には二十五萬八千六十五噸となり、少量の減額を呈した。大正四年には更に減じて二十四萬六百八十五噸となつたが、大正五年には一躍三十一萬三千百三十三噸と云ふ未曾有の輸入を見る様になつた。

大連の發達

三三

大連の發達

支那入貨に至りては、年々順調の發達をして居る。即ち大正元年には九萬四千三百七十五
噸であつたが、大正二年には十一萬二千九百噸となり、大正三年には十二萬一千三百六十
七噸、大正四年には十六萬四千六十二噸、大正五年には十九萬三千九百六十七噸と云ふ數
字を表はし、漸次年と共に増加しつゝある有様である。次に大正元年より大正四年に至る
四年間に涉り輸入品の噸數を示せば次の通りである。

三四

品 目	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年
鐵 道 材	三三二五九	三一〇三	二二二〇〇	一七八一
鐵 用 雜	一六二六〇	一九五七〇	一〇九三一	八八〇三
材 料 品	一三二五三	一九二六六	一三三五九	六六〇三
木 材 材	三八二一三	四九二三三	五五、四五六	四九〇三
石 木 枕	二、九四	一、四二一	一、三五四	二九、七五
灰 煉 瓦	九、六一四	一八、六三六	二〇、三八〇	六、六四八
及 瓦 瓦	八九九	七五四	一一、四三九	四九〇
類 及 灰	九、六一四	九、六一四	九、六一四	九、六一四

卷之三

大連の發達

大連の發達

一一七

更に大正五年中に於ける主要輸入品の貿易額を示せば、

品別	鐵道材料	鐵道材料	品別
大連の發達	金物類	木鐵鋼製品	數噸
	一三、五四五	一一三、四五〇	八二二六
		一一三、四七二	
品別	滿鐵用雜品	滿鐵用雜品	品別
三七	麥粉	原料鐵材	一二〇六〇
	一五、三九八	二八三六	一、七九六

大連の發達

更に大正五年中に於ける主要輸入品の貿易額を示せば、

大連の發達

三八

野菜果物類	二五三六三	食料品	二三、八二九
酒類	七四四四	綿布	一〇、一三四
硝子製品	三六四五	道具	四、一七四
塗料染料	一九六九	紙類	一一、一七二
石油	三三、一八二	油類	一一、一六一
藥品	六〇四四		

輸出貨物の大勢 輸入港としての大連は、前に述べたる通り、其の増加の趨勢餘り著しくないが、輸出港としての大連は實に驚くべき進歩發展をなし、明治四十一年に於ては僅に四十四萬噸餘であつたが、大正元年には百九萬噸餘となり、約二倍強の増加を呈し、大正五年には實に百七十二萬九千噸餘と言ふ巨額に達する様になつた。而して是等輸出貨物の大半は日本に仕向けられ、次は支那、南洋、歐洲、朝鮮等の順序で、極東露西亞及米國に仕向けらるゝものは極めて僅少である。今開埠以來九箇年の輸入貨物噸數を示せば、次の通りである。

大連輸出貨物累年比較表 (單位噸)

明治四十一年	四四〇八三九	明治四十二年	一〇二二二一八
同 四十三年	九二二、四一五	同 四十四年	九九二、〇八三
大正元年	一、〇九三四九〇	大正二年	一、五八五、八四六
同 三年	一、五九八、八一六	同 四年	一、七三二、八〇六
同 五年	一、七二九、七六九		

大連埠頭事務所統計に據る。

更に大正元年以降五箇年間に亘りて國別輸出貨物噸數を示せば次の通りである。

大連港輸出貨物國別數量累年比較表 (單位噸)

國別	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
日本	六五、一七一	九七三〇五	九五二六四五	九三〇、〇二六	九六四、六八〇
支那	五八、六九一	六四二五三	四五、九四四	五〇〇、七三	五六、四六〇
朝鮮	二九〇、〇九二	三五五、一五九	三一八、六三九	五五七、一三六	四三一、一〇一
南洋	五七七八七	七七五三	一一九六八	六六四八	一二四、一三三
東南洋	五三、七九八	一四六、六一五	一〇〇、五五五	一〇〇、五五五	一〇一、六四六
西亞					
極東					
支那					
日本					

大連の發達

三九

大連の發達

四〇

歐	三三八八	三四九三七	五七八五	七九三三九
米	一〇九三四九〇	三九六九	五八三七	四八八五
計	一五八五八四六	一五九六八一六	一七三二八〇六	三八四四三
				一七七九、七九

大連埠頭事務所統計に據る。

上記統計の示す處に據れば、日本向輸出は總輸出額の過半を占め、常に百萬噸近くを上下して居る、即ち大正元年には六十五萬一千一百七十一噸であつたが、大正二年には一躍九十七萬三千二十五噸となり、大正三年には同年八月に歐洲戰亂勃發し、其影響を受け船腹の不足を告げし爲め、稍減じて九十五萬二千六百四十五噸となり、大正四年には更に減じて九十三萬四千二十六噸となりしも、大正五年に至り九十六萬四千六百八十噸と言ふ數字を示し、稍增加した。支那向輸出は年によりて多大の消長ありて、頗る不規律である即ち大正元年には二十九萬九十一噸であつたが、大正二年には三十五萬五千二百五十九噸となり、約六萬噸強の増加を示せしも、大正三年には三十一萬八千六百三十九噸となり、四萬噸弱の減少を呈し、大正四年には五十五萬七千二百二十六噸と云ふ未曾有の大輸出をなしたが、大正五年には又々減じて四十三萬一千三百一噸となつた。南洋向輸出も亦支那向輸

出の如く年に依りて消長がある、即ち大正元年には僅かに五萬三千七百九十八噸であつたが、大正二年には撫順炭の輸出激増の爲め、約三倍の十四萬六千六百十五噸となり大正三年には更に増加して二十萬五千九百十九噸となつたが、大正四年には船腹の關係にて契約炭を輸送することが出来なかつた爲め、半數を減じて十萬五百五十五噸となり、大正五年には稍増加して十萬二千四百六十一噸となつた。其他歐洲向輸出及米國向輸出は年と共に漸次順調の發達をなし、大正元年の歐洲向輸出は僅か三萬三千八百八十二噸であつたが、大正五年には十三萬三千九百六十一噸を算し、米國向輸出は大正元年には僅かに六十三噸であつたが、大正五年には三萬八千四百七十三噸となつた。是等は均しく豆油の輸出増加せるに因るのである。近來極東露西亞向輸出の著しく減退せしは、浦鹽に於ける軍需積載入港船増加し、軍需品輸出の結果、普通貨物の輸入禁止を實施したるによる。次に大正元年より大正四年に至る四箇年間に亘りて輸出品の噸數を示せば次の通りである。

輸出品噸數

品目	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年
石炭	三五三、二六八	五五九、七六二	五五九、七六二	三七一、六五三
大連の發達				

四一

大連の發達

柞柞穀雜瓜落胡蘇麻小包粟高吉小豆豆大
穀及花種
絲蠶子子生麻子子麥米 梁豆豆油粕豆

四三

大連の發達

第五 製造工業の發達

卷之三

小	高	麻	蘇	胡	柞	鹽
豆	靈	子	麻	染	子	豆
食	機	金	皮	油	藥	料
メ	セ	セ	メ	セ	メ	ン
品	類	革	物	械	ト	品
一〇三六	一〇九八	二六一六	九六九二	一九九三	九九二二	一四四〇

大正五年中主要輸出品噸數

頃
故

一六

業、粉條子製造、皮革製造、氷糖及副產物の製造、卵粉の製造、アカシヤ染料の製造、製綿等であるが、將來當市の發展と相俟つて、益々盛況を呈するであらうと思はれる。

關東都督府は、工業の振興に關しては特に意を用ひ、其保護獎勵に力を盡して居る、即ち獎勵を要すべき工業に對しては、其稅金を格別に低減する、現今之を低減して居る工業の種類は、豆粕及豆油製造、セメント製造、高粱酒釀造、醬油釀造、石鹼製造、硝子製造、ソーライト製造、人造肥料及び粉條子製造等で、普通稅率は收入金額の千分の五であるが以上の各工業は收入金額の千分の二と定められて居る。又前途有望の工業で、一時經營困難なるものに對しては、補助金を下付して健全なる發達を遂げしめつゝある有様で、從來此種の恩典に浴したるものは、硝子、柳行李、骨膠、製紙、粉條子、陶器等の諸工業で、總金額四、五萬圓に上りて居る。其成績は未だ顯著ではないが、是れが爲め苦境を凌ぎ、能く今日迄持続し、漸次順境に向ひつゝある現況である。又都督府は、起業者の官有地使用に付き、出來得る限りの便宜を與へ、工業の振興を促進するに怠らず、現今諸種の工業に對し官有地貸下を爲したるものは、二十五、六萬坪である。都督府が此等諸種の方法により獎勵せる外、正金銀行大連支店に於ては、滿洲起業者の爲め長期にして低利な特種貸

付の途を開き、建物、機械等を擔保として年六分乃至七分の利子を以て貸付け、年賦償還の便法を與へて居る。又満鐵會社中央試驗所に於て、諸般の研究及分析試驗の應屬等幾多の便益を計れるは、工業の啓發に關し實に偉大の力がある。今明治四十一年以降設立せられたる工業の種類別工場及資本金等を抽出して、其形勢の一般を示して見やう。

大連の諸工場に就ては本誌第六號満洲の諸工場の部参照されたい。

第六章

業學校一、幼稚園一及沙河口に小學校一ある。
大連高等女學校 都督府の直轄に屬し、大正三年九月一日大連市兒玉町假校舍に於て開始せられ、從前の私立大連女學院生徒を試験の上入學を許可せしものである、修業年限、學科目程度及編制等は、大體高等女學校令及同施行規則に據り設立したるものと異なる所がない。其生徒及卒業者は、内地府縣立高等女學校生徒及卒業者と同等に認められて居る。唯生徒の大部分は之を寄宿舎に收容することとして居るので、當分の内一二學年生徒を募集しない。現在本科生徒數は百四十三名で、職員は校長一、教諭六、教務囑託四、書記二事務雇一、計十四名である。目下本校舎を大連市出雲町に建築中で、建築費十二萬五千圓を要し、本年秋季竣工の豫定である。

大連商業學校 東洋協會の設立に係り、明治四十三年九月夜間授業を開始し、其後同四年四月に現校舎を新築し、甲種商業學校程度に準じ、大正元年十一月徵兵令第十三條に

大連の發達

四九

依る文部大臣の認定を受けたのである、本科の外、夜學部を設け、主として市内の徒弟に商業上の補習教育を施して居る、本科生徒數は三百六十五名で、職員は校長一、教諭八、助教諭一、囑託十三、書記一、計二十四名である。

南滿洲工業學校 満鐵會社の經營に係り、南滿洲の工業に從事せんとする者の爲めに設けられたもので、明治四十四年三月に授業を開始した。入學資格は高等小學校卒業程度で、土木、建築、電氣、機械及採礦の五科に分ち、修業年限は四箇年で、在學中は徵兵猶豫の特典を受ける。現在の生徒數は二百七十七名で、職員は校長一、教諭二十、助教諭三、書記二、舍監三、囑託一、計三十名である。

小學校 當地に於ける小學校の創始は、明治三十九年九月で、現存の山城町露西亞寺院を假校舎に充て、僅に兒童七十五名を收容したものであつたが、爾來邦人の渡航日に月に繁く、學齡兒童も亦之に伴ひ激増したので、明治四十一年に第一小學校を東公園町に新築して移轉し、次で同四十三年に第二小學校を北大山通に、同四十五年に第三小學校を西公園町に建設する様になり、而も市勢は駿々と發展し止まる所なく、遂に大正四年には又々狹隘を告げ、東公園町表忠碑附近に一校を新築すると共に、學制を變更し、從來各校に併置

せられた高等科を分離し、第一小學校を以て高等小學校となし、新築校舎を第一小學校とした。開校當學僅か百に満たざる兒童は、十一箇年後の今日、實に三千餘名となつた。今明治三十九年以降の兒童、學級、教育數を示せば次の通りである。

年 度 别	第一尋常小學校			第二尋常小學校			第三尋常小學校			沙河口尋常小學校		
	兒童數	學級	教員數	兒童數	學級	教員數	兒童數	學級	教員數	兒童數	學級	教員數
明治三十九年	三二八	一	一	八二三	一	一	九〇六	一	一	八九九	一	一
同 四十年	三一八	一	一	八一三	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
同 四十一年	二三六	一	一	八〇七	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
同 四十二年	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
同 四十三年	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
同 四十四年	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
同 四十五年	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
大正元年	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
同 二年	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
同 三年	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
同 四年	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
五五七	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
五五九	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
一〇六	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
一一七	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
一二九	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
一〇五	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
一八八	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇〇	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇一	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇二	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇三	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇四	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇五	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇六	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇七	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇八	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二〇九	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一〇	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一一	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一二	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一三	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一四	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一五	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一六	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一七	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一八	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二一九	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二〇	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二一	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二二	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二三	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二四	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二五	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二六	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二七	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二八	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二二九	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三〇	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三一	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三二	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三三	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三四	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三五	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三六	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三七	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三八	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二三九	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四〇	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四一	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四二	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四三	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四四	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四五	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四六	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四七	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四八	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二四九	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一
二五〇	一三三	一	一	七七六	一	一	八八九	一	一	八八九	一	一

備考 沙河口尋常高等小學校は明治四十四年九月の創設に係る。

口 支那人の教育 支那人をして我德澤に霧被し、施政に信頼せしむるには、主として教育の力に依らなければならぬから、當局は夙に茲に見る所あり、明治三十八年五月十一日軍政署は公學堂を大連に興し、始めて兒童二十四名を收容薰陶し、新附民教育の端緒を啓いた。爾來極力就學を獎勵せし爲め、漸次發展して校舎の狹隘を告げ、遂に明治四十五年三月校舎を伏見臺に新築して、同所に移轉し、今や五百名近き生徒數を算する様になつた。今左に明治四十一年以降の成績を示せば次の通りである。

公學堂

年 次	兒童數	學級		教員數	年 次
		大正二年	三年		
明治四十一年	一三四				
同 四十二年	一八四				
同 四十三年	二二七				
同 四十四年	二三六				
大正元年	四四七				
		七	四	四	三
		一〇	五	五	四
年 次	兒童數	學級	教員數	年 次	兒童數
大正二年	四八五			三年	三八五
同 三年	三五二			四年	九
同 四年	四八三				
		九	九		
		一二	一二		

伯都訥事情

一 総説 北滿の一角、第一、第二兩松花江の分岐點に近く位し、附近水陸交通の中心をなせるもの、是れ即ち伯都訥である。伯都訥は舊く稱せられた名であつて、後新城と稱せられたが、最近再扶餘と改稱せられた。城内外を合し、戸數大約八千、人口大約五萬人を算し、附近物産の集散市場を形成してゐる。

此の地は、從來附近一帶は勿論、遠く東部蒙古、即ち安廣、鎮東、大賚、洮南等の縣をばその經濟勢力範圍内に包括して、その中心市場となつてゐた爲、頗る繁昌し、今尙大通には大商賈軒を連ねて居るも、最近、鄭家屯竝に洮南の發達するに連れ、此兩地にその勢力圏を侵され、稍衰微しつゝある感がある。蓋し當地方の交通の比較的不便なると、附近一帶の砂質なるとは、當地の發展を阻害する重大なる原因を爲して居るやうである。即ち此地と鐵道との聯絡は主として松花江の水運に依るのであるが、陶賴昭方面に向ふには、その間一帶に淺瀬多く、眞に安全に船の通ふのは夏季増水の間數箇月に過ぎず、哈爾賓方面に向ふには、第一松花江に入つてからは良いが、伯都訥より嫩江との合流點に至る四十支

里の間は淺瀬頗る多く、安全に船を航せしめ得らるゝ期間は長くは無い、而已ならず其運賃其他の諸掛りがまた頗る高率である。水運は斯くの如くであるが、更に陸運に就いては如何と云ふに、夏季に於ては他の地方に於けると均しく道路悪しく殆んどその便を缺くは勿論、冬季結冰期と雖、附近は一帯に砂地である爲、車行甚だ困難である。嘗て露國が満蒙に全權を振つて居た時に、東清鐵道を南滿に延長するに當り、此處を通過せしめんとして地質を調査した事があつたが、地中深く迄砂質で、架橋の望み無き所からして終に斷念したと云ふ事だ。加之、土地の砂質である結果は、附近一帯に柳楊の外一切の農産物を出さない。此等は當地の繁榮を妨ぐる一原因を爲して居るのである。

此の地に在る官公署の主なるものは、

知縣衙門 警察事務所 稅捐徵收局

游擊馬隊 二等郵便局 電報局

保衛團事務所 鹽務局

であつて、教育機關としては、兩等小學堂（我尋常高等小學校）並に女學堂合計八校ある。而してその生徒が軍人の如き服を著し、日本に範を取つたと思はるゝ新式樂符の唱歌を高

唱して居るのは、一寸異様の感がある。

宗教上の建物は、回々教の壯麗なる廟もあり、又耶蘇敎天主教の教會もあり、又支那市街通有の老爺廟、娘々廟等も有る。

右の如く、當地には各種の機關備はり、外觀は頗る堂々たるものであるが、如何に交通不便であるかと云ふ事は、次の一事で想像が出來る。則ち余輩が大正五年十月中旬當地に行つた時、知人朋友に手紙を出すべく、唯だ一つの郵便局に端書を買ひに行つたが、心細い哉、僅に三葉のみしか無いので、仕方無く之が買占めをやつて、何時頃來るかと局員に聞けば、一週間も経たば多分來るだらうと謂つて居た。

二・商業、當地は兎も角前にも述べた通り附近東方南方一帯の物資集散市場をなして居るから、市中の商業は相當に殷盛である。各種商業中第一位に在るものは穀物商次は雜貨商で油坊、磨坊を兼ねてゐる者も少くない。此の附近より集り来る農產物は、鐵道沿線に出で、南北各地に分布せられる外、當地に於て製造工業にも使用され、麥粉、豆粕等の加工品となつて再び散するものも少くない。次は木材商で、之は松花江上流吉林方面より流筏し來る夥しき木材を盛に取扱ひつゝある。此地では木材非常に豊富に用ひられ、建築物材

伯者訥事情

料たるは勿論、或は燃料に之を用ひ、又道路に迄も盛に之を使用されて居

居

屋 號	營業種別	資本額 <small>(約大)</small>	金額 <small>年取引</small> <small>見積</small>
增 增 隆 盛 盛 厚	燒鍋、磨坊、油房 雜貨、洋貨、當鋪 雜貨、洋貨、當鋪 洋貨、雜貨、當鋪 雜 貨	一五〇,〇〇〇 一四〇,〇〇〇 八〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇 一五〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇,〇〇〇 一一〇,〇〇〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
裕 永 隆 來 公 號	雜貨、洋貨、當鋪 雜貨、洋貨、當鋪 洋貨、雜貨、當鋪 雜 貨	一五〇,〇〇〇 一五〇,〇〇〇 八〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇 一一〇,〇〇〇,〇〇〇 一一〇,〇〇〇,〇〇〇 一一〇,〇〇〇,〇〇〇
義 增 義 來 盛 盛	雜 貨	一五〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇
成 德 世 昌 恒 福	雜 貨	一〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇
寶 德 豐 成 来 恒	雜 貨	五〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇
	新貨、洋貨、錢舖	五六,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇
	不明	六〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇
	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇
	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇,〇〇〇

同 巨 公	鐵 器 商	八〇〇〇〇	一五〇〇〇〇
巨 成 堂	藥 鋪 鋪	五〇〇〇〇	七〇〇〇〇
永 德 堂	書 簿、陶 器	二〇〇〇〇	六七〇〇〇
德 潤 堂	書 簿、陶 器	四〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
義 盛 發	膠 行	二〇〇〇〇	三〇〇〇〇
永 盛 彩	染 房	七〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
天 發 和	菓 子 鋪	一〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇
副會長 遵	貴(永遠興業社的)		
副會長 魏			
坐 辦 周 伯			
議 員 毛 福			
王 守 獻(義興長)			
劉 茂 森(萬泉棧)			
吳 子 卿(永增盛)			
李 撫 章(同發合)			

當地商務會は、他地方のそれと同様、商民相互の福利増進、保護、發展を計るべき機關で光緒三十四年に創設せられた。その仕事は、營業稅の徵收、各商舗對官憲並に商舗相互間の紛擾調停、各種調查、其他商業の發達を助長すべき各種の事業等で、現在の役員は、

會長 魏慶廷(福利號資本主)

副會長 遵

副會長 魏

坐 辦 周 伯

議 員 毛 福

王 守 獻(義興長)

劉 茂 森(萬泉棧)

吳 子 卿(永增盛)

李 撫 章(同發合)

天 發 和

菓 子 鋪

永 盛 彩

染 房

德 潤 堂

書 簿、陶 器

義 盛 發

膠 行

天 發 和

菓 子 鋪

永 盛 彩

染 房

德 潤 堂

書 簿、陶 器

義 盛 發

膠 行

天 發 和

菓 子 鋪

永 盛 彩

染 房

德 潤 堂

書 簿、陶 器

義 盛 發

膠 行

であつて、經費は、同會に於て徵收しつゝある營業稅及稅捐徵收局に於て徵收して居る二成糧捐の一部を以て之に當てられる。役員の手當は左の通りである。

會長 車 馬 費 小洋 三十元(二箇月)

副會長 車 馬 費 小洋 二十五元(二箇月)

坐 辦 手 當 小洋 五十元(一箇月)

議 員 車 馬 費 小洋 十五元(一箇年)

三 通貨及金融機關 通貨は、硬貨としては、吉林省並に黑龍江省鑄造の兩毛、一毛(一毛は少なし)の小銀貨及銅元、制錢、露國の諸小銀銅貨の使用せらるゝを見、紙幣としては、官銀號、黑龍江廣信公司發行の官帖(一、二、三、五、十、二十、五十、百吊)最も廣く通用し、此他個人發行にかかる私帖も多少有るさうだ、又中國、濱邊、交通の三銀行發行の紙幣(五角、一角、五十角、百角等)もあり、又露國の一留、三留、十留、二十五留、五十留、百留等の紙幣も立派に通用して居る。就中官帖は最も多く流通し、諸物貨は之に

依つて建てられて居る。次は小洋貨、銅元及此等と兌換する中國銀行の紙幣、次は露貨と云ふ順序である。

金融機關は新式銀行としては唯一の中國銀行分行があり、その他は四戸の當舗と、五戸の錢舗があるのみである。北滿の一大中心市場たる當地に於て此の有様なるは、洵に心細い次第である。されば當地に於ては、外人の入り来るを極度に排斥し、現在外人の居住せら者は東清鐵道派遣員夫妻及當部派遣員の三名に過ぎざるに拘はらず心ある商人は窺かに外人の資金を仰ぎたい希望を持つて居るものも無いでは無いのである。されば、余輩はこの情況よりして、また此地方に根據を確く上よりして、多額ならざる資本(五萬圓以下位)を提げ、支那人と合同して金融機關を設くることの有益なることを信するのである。

四 工業 當地の工業は磨坊、油房、燒鍋、紙坊、粉坊で、何れも支那在來の土法に依つて經營し、一として文明的設備を有するものが無い。大部分は穀物商、雜貨商等の兼業である。當縣下は地域大きく、小麥、大豆等の特產物が相當に出るから、之に附隨した油房磨坊は年一年隆盛に趨きつゝある。而して麵粉の如きは、遠く洮南、安廣、鎮東及江北の一部にも移出せられるのであるから製粉に關する工業熱は近來著しく勃興し、火磨公司設

立の計企屢官民有力者間に唱導せられて居る。併し、前にも言つた如く、民間の財力薄弱な上に金融機關も十分で無いので、之が資金を得るの途無く、加ふるに一昨二年穀物先物取引(青田買にして、現に日本商人も之に依り引渡しを未だに受けず、訴訟中の者もあり)に依つて損失を招いた商人も少くない有様だから、到底近く之が實現を見る事は出來さうにもない。

磨坊 現在主たるもの六十餘戸、小規模のものを合すれば百五十餘戸に達する。一箇年生産額大約千四百五十萬斤、原料五萬八千石餘を消費しつゝある。而して生産麥粉價格は百斤八十六吊内外だと云ふ。

油房 油房は目下三十餘戸を數へ、此内簡単なる壓搾器を使用しつゝあるものが三戸で、其他は皆土法に依つて居る。此等の大部分は夏期は休業するを例とし、一箇年使用の大豆約四萬石(一石百三十五吊内外)、製產豆粕約四十三萬五千塊内外(一塊重量三十四斤價格九吊五百文内外)、豆油百四十六萬斤(一斤二吊二百文左右)である。

燒鍋 燒鍋は一昨年一戸設けられ、一日平均一班(七百斤)、一箇年約二十五萬斤を製するといふ。而して昨年は更に二戸の新設を見た。燒酒の價格は昨年調査當時百斤百四十吊内

外であつた。

紙坊。城内外合して七戸、材料は古麻繩で、その價格百斤七十吊内外だと云ふ。一箇年製造高四百噸(一噸は雙抄は二十五套其他は五十套)、その價格は次の通り。

小 大 改	雙 毛 連(長さ三尺八寸)	抄(長さ三尺六寸)	一 套	十五 吊(九十五枚二套)
			二 十五 吊(同)	上
			八 吊(百九十枚一套)	上

單 星 文(長さ四尺六寸)	一 套	十二 吊(同)	上
---------------------	--------	------------	---

右の外粉坊三十餘戸、曹達製造所數箇所ある。

五 交通 交通に就いては、前にも其の大體を述べたが、對各都市關係は、長春を最も密接とし、次で哈爾賓と云ふ順序である。此等各都市間の水運、陸運について少しく研究して見やう。

陸運。陸運即ち馬車輸送は、冬期結氷中に行はれる。當地の貨物を鐵道線路に出すには、陶賴昭に出すと長春に出すと哈爾賓に出すとの三線路ある。就中、陶賴昭は距離最も近き

も、東清鐵道が南下する貨物の運賃を非常に高く定めて居る爲、同所に出貨することは極めて稀である。長春は距離稍遠きも(三百六十支里)、當地は綿布、雜貨等を長春より移入して居り、返荷を積むの便利ある爲、同所に至る運賃は比較的安い。哈爾賓は距離遠き上に、返荷多からざる爲、同所に至る運賃は最も高い。最近調査したる所に依れば、當地と長春又は哈爾賓との間の運賃は左の通りである。

自 同 自 自	長春至伯都訥	石炭百斤 雜貨一件 穀物一石 伯都訥至哈爾賓	(吉林省帖) 同 同 平 均	四〇〇〇〇 一一〇〇〇〇 三〇〇〇〇 四〇〇〇〇
------------------	--------	---------------------------------	----------------------------	-----------------------------------

水運。水運は汽船又は戎克に依るのであるが、戎克輸送は唯汽船の航行し得ざる場合と嵩高品を輸送する場合とに限られて居る。汽船輸送に就ては、本誌第二號に記載したから重複を避けて、茲には之を記載しない。

滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況

一 支那市場に於ける小麥粉輸入狀況

支那に機械製粉業の創設せられたのは、儘か西暦一八九五年頃であらうと記憶する。其の以前は多く磨坊粉（土法製粉即ち土粉）を使用し、極めて小額の外國（主に米國）機械製粉を輸入してゐたのである。然るに一般支那人の生活程度が年々向上するに伴ひ、機械製粉の需要漸次に増加し、先づ上海に增裕と稱する機械製粉工場創設せられ、次で長江沿岸に大小規模の機械製粉工場恰も雨後の筈の如く勃興し、延て支那各地方に及び、以て今日の如き隆盛を見る様になつたのである。此間、支那内地産小麥粉は外國産小麥粉を驅逐すべく極力努力したが、尙其の輸入を防遏することが出来なかつたのであるが、大正三年夏季歐洲戰亂勃發し、船腹の不足を來たしたるが最大の原因を爲し、其の輸入は極て減少したのである。今最近十箇年間に於ける外國産小麥粉の輸入額を擧ぐれば、次の通りである。

支那全國輸入麥粉累年比較表（再輸出を含まず）

滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況

滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況

六六

年 別	數 量	價 額
一九〇六年（明治三十九年）	一、七八四、六八一	八、四九九、二六七
一九〇七年（同四十年）	四、四一四、三八三	一八八、七九一、三七
一九〇八年（同四十一年）	一、七五五、九三五	九、三五七、一二五
一九〇九年（同四十二年）	五九六、七七七	三、六三三、三八八
一九一〇年（同四十三年）	七四〇、八四一	四、六四九、九四九
一九一一年（同四十四年）	二、一八三、〇四二	一一、七五六、四〇九
一九一二年（大正元年）	三、一〇二、五〇一	一七、一三六、六八三
一九一三年（同二年）	二、五九六、八二一	一三九〇五、八二六
一九一四年（同三年）	二、一六六、三一八	一一、三四〇、一六四
一九一五年（同四年）	一、五八二、七三	一〇、七三、四三五

備考

(イ) 本表數量價額は海關報告に據る。而して價額は海關兩一兩を我金貨一圓三十五錢に換算したものである。擔
はセケル即ち百斤である(以下各表之に準ず)。

(ロ) 輸入麥粉は殆んど全部米國粉で、其の他のものは極めて少數である。

二 南滿洲に於ける小麥粉の輸入狀況

從來、滿洲人は、高粱、玉蜀黍、黍、粟等を常食とし、小麥粉の如きは僅に間食用とし、
而も多くは磨坊粉にて満足し、機械製粉を使用する者は極て少數であつたが、前に述べた
る通り、生活程度の年々向上するに伴ひ、小麥粉を常食とするもの生じ、機械製粉の需用
も漸次増加して來たのである。今明治四十三年より大正四年に至る六箇年間の南滿洲輸入
小麥粉の數量及價額を示せば次の通りである。

南滿洲輸入麥粉國別數量價額

國 別	年 別	明治四十三年			明治四十四年			大正元年		
		數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量
支那各港		二三二、六八六	一四七〇、五〇	三九一、一九	一〇八〇、八一	二一、三〇一	六三、五〇	一、六四五、三三	一、六四五、三三	一、六四五、三三
支那内地製粉		一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五
支那		三五、一、一七	一、一、一〇、三五四							
日本		一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五
朝鮮		一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五
米		一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五
香		一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五	一、一、一五
合計		二五〇、六九九	一、六四五、三三							

滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況

六七

滿洲に於ける小麦粉の輸出入狀況

六八

國別	年別	支那各港			
		大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
支那内地製粉	一九一九年三月	四九、三五〇	二五〇、〇〇七	二四〇、六六〇	一三二、七二五
支那内地製粉	一九一九年五月	六五三、四二四	三、四八六、六五三	二八六、八〇三	一、五八一、〇九六
支那内地製粉	一九一九年七月	八七〇、五五五	四四八、六四六	五六五、四五五	三、六四二
支那内地製粉	一九一九年九月	七五〇	三六八、八四八	一五〇〇	八一四一
支那内地製粉	一九一九年十一月	一	三七四、六三六	三〇六八、六六七	一一一、三四九
支那内地製粉	一九一九年十二月	一	二〇一、九三六七	八二、九四九	一九一
支那内地製粉	一九二〇年一月	一	九五三、〇〇六	五、一五一、五八四	一
支那内地製粉	一九二〇年三月	九七二、六四一	一、三五九	九、四一	一
支那内地製粉	一九二〇年五月	五、二八六、四二七	一	一	一

備考

(イ) 支那各港からの輸入品は、主に上海から輸入せらるゝ米國粉で、其他芝罘よりの輸入若干を含む。

(ロ) 日本よりの麥粉は、殆んど全部米國粉で、日本製粉は、大正三年戻税實施により(戻税は百斤に付き七十錢)、三井、鈴木の兩店が試験的輸入を爲したが、價格引合はず、一回限り中絶した。大正四年には増田、三井等が米粉と稱する最下等粉の輸入をなし、其の成績は稍良好であった。然し何れも其の數量は僅少である。大正三年度より米國粉の日本經由額が減少して、直接輸入額が増加したのは、數年來の統計に依り滿洲市場の米國粉需要額を豫測し得るに至り、三井及鈴木の兩店が主として直接輸入を爲せるに因る。大正四年度に於て著しく米國粉の輸入額減少せしは、歐洲戰亂の影響を受け、其の輸出不可能となりしに因る。

(ハ) 香港よりの輸入品は、九龍製粉會社の製粉である。

輸入港別小麥粉數量價額

港別	年別	支那各港			
		大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
支那内地製粉	一九一九年三月	一〇五、〇四六	五八〇、三八四	一六九、二九一	一、一七九〇八
支那内地製粉	一九一九年五月	六六、六三〇	四〇、一五	一一一、九〇八	八七八、〇四二
支那内地製粉	一九一九年七月	一九〇、六六九	一六四、五三一	一八二、〇一	六六八、三五五
支那内地製粉	一九一九年九月	一	一〇七、五八二	一〇七、五八二	一、一六三、一〇〇
支那内地製粉	一九一九年十一月	六、五一七、六一四	一、一五三、一〇一	一、一〇七、三八五	一、一五二、八三五
支那内地製粉	一九一九年十二月	一、一五三、一〇一	六、八一四、六四〇	一、一〇六、二八九	四、六六二、八九一
支那内地製粉	一九二〇年一月	一、一〇七、四六七	一、一〇〇、三八四	一、一〇九、一九六	八五三、八七二
支那内地製粉	一九二〇年三月	一、一五九、九三三	一、一〇九、一九六	一、一五九、九三三	三、八一三、〇三
支那内地製粉	一九二〇年五月	一、一五九、九三三	一、一〇九、一九六	一、一五九、九三三	一、一五九、九三三
支那内地製粉	一九二〇年七月	一、一五九、九三三	一、一〇九、一九六	一、一五九、九三三	一、一五九、九三三
支那内地製粉	一九二〇年九月	一、一五九、九三三	一、一〇九、一九六	一、一五九、九三三	一、一五九、九三三
支那内地製粉	一九二〇年十一月	一、一五九、九三三	一、一〇九、一九六	一、一五九、九三三	一、一五九、九三三
支那内地製粉	一九二〇年十二月	一、一五九、九三三	一、一〇九、一九六	一、一五九、九三三	一、一五九、九三三

(イ) 支那製粉は、上海漢口及楊子江沿岸等の製粉で、三井、鈴木、増田、湯淺商店等にて輸入せられたものである。大正四年度に於て其の輸入額著しく増加せるは、米國粉の輸入杜絕の爲め、本品の其れに代りしに因る。

滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況

六九

滿洲に於ける小麦粉の輸出入狀況

イ) 大連港輸入小麥粉國別數量價額

(口) 牛莊港輸入小麥粉國別數量價額

滿洲に於ける小麦粉の輸出入状況

滿洲に於ける小麦粉の輸出入狀況

七二

國別 年別	大正二年			大正三年			大正四年		
	數量	價額	単位	數量	價額	単位	數量	價額	単位
支那各港	一七〇八一	九九三七	噸	一七二一三六	一五〇〇	九八五三	一五〇〇	八三、九六七	一〇五
支那本國港	一九二〇五	一一五五五五	噸	一九二〇三	一五〇〇	一一五五五五	一四四	九一	一四四
支那内地製粉	一八七七五九	一一〇〇八八二九	噸	一八六七九八	一三六九〇四	一三六九〇四	一八九九、九四〇	一九〇一、二七八	一九〇一、二七八
其他	一五七、六〇〇	一一三六七一五	噸	一八九一九六	一〇〇三三六五	一〇〇三三六五	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四
合計	一三六七、一五	一一六、七九八	噸	一一六、七九八	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四

(ハ) 安東港輸入小麥粉國別數量價額

國別 年別	明治四十三年			明治四十四年			大正元年		
	數量	價額	単位	數量	價額	単位	數量	價額	単位
支那各港	一六一四四	一〇四六一〇	噸	一七〇六七	一四七六七	噸	一七四九六	八九、七五五	噸
支那鮮本國港	一六一四三	一七一三三	噸	一六二四二	九二〇六三	噸	一七二五五	一六、七四九	噸
支那内地製粉	一六一四二	五五〇四	噸	一六三一	四七一三一	噸	一九七、九五五	一〇、一五三一〇	噸
計	九六、五九四	五五〇四	噸	九六、五九四	三六四、五七三	噸	四三、九四四	一一一、〇九四	噸
支那内地製粉	九六、五九四	五五〇四	噸	九六、五九四	一〇七五八二〇	噸	一一一、〇九四	一一一、〇九四	噸
計	一一六、七三〇	一一六、七三〇	噸	一一六、七三〇	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四

港別 年別	大正二年			大正三年			大正四年		
	數量	價額	単位	數量	價額	単位	數量	價額	単位
支那各港	二八六三	一五一、二七	噸	一七〇六七	一四七六七	噸	一七四九六	八九、七五五	噸
支那鮮本國港	二八六三	一五、一七	噸	一六二四二	九二〇六三	噸	一七二五五	一六、七四九	噸
支那内地製粉	一六一八九	九六、一〇〇九	噸	一六三一	四七一三一	噸	一九七、九五五	一〇、一五三一〇	噸
計	一一六、七三〇	一一六、七三〇	噸	一一六、七三〇	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四

(二) 大正五年大連港輸入小麥粉數量價格

港別 年別	大正二年			大正三年			大正四年		
	數量	價額	単位	數量	價額	単位	數量	價額	単位
支那各港	二三七、二六六	一一七、二六六	噸	一六六、六〇	三八、三七一	噸	一七四九六	八九、七五五	噸
支那鮮本國港	二三七、二六六	一一七、二六六	噸	七五一	三、六三七	噸	一九七、九五五	一〇、一五三一〇	噸
支那内地製粉	一六一八九	九六、一〇〇九	噸	八〇九一六	四八、一〇三一	噸	四三、九四四	一一一、〇九四	噸
計	一一六、七三〇	一一六、七三〇	噸	一一六、七三〇	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四

港別 年別	大正二年			大正三年			大正四年		
	數量	價額	単位	數量	價額	単位	數量	價額	単位
支那各港	二三七、二六六	一一七、二六六	噸	一六六、六〇	三八、三七一	噸	一七四九六	八九、七五五	噸
支那鮮本國港	二三七、二六六	一一七、二六六	噸	七五一	三、六三七	噸	一九七、九五五	一〇、一五三一〇	噸
支那内地製粉	一六一八九	九六、一〇〇九	噸	八〇九一六	四八、一〇三一	噸	四三、九四四	一一一、〇九四	噸
計	一一六、七三〇	一一六、七三〇	噸	一一六、七三〇	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四

港別 年別	大正二年			大正三年			大正四年		
	數量	價額	単位	數量	價額	単位	數量	價額	単位
支那各港	二三七、二六六	一一七、二六六	噸	一六六、六〇	三八、三七一	噸	一七四九六	八九、七五五	噸
支那鮮本國港	二三七、二六六	一一七、二六六	噸	七五一	三、六三七	噸	一九七、九五五	一〇、一五三一〇	噸
支那内地製粉	一六一八九	九六、一〇〇九	噸	八〇九一六	四八、一〇三一	噸	四三、九四四	一一一、〇九四	噸
計	一一六、七三〇	一一六、七三〇	噸	一一六、七三〇	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四

港別 年別	大正二年			大正三年			大正四年		
	數量	價額	単位	數量	價額	単位	數量	價額	単位
支那各港	二三七、二六六	一一七、二六六	噸	一六六、六〇	三八、三七一	噸	一七四九六	八九、七五五	噸
支那鮮本國港	二三七、二六六	一一七、二六六	噸	七五一	三、六三七	噸	一九七、九五五	一〇、一五三一〇	噸
支那内地製粉	一六一八九	九六、一〇〇九	噸	八〇九一六	四八、一〇三一	噸	四三、九四四	一一一、〇九四	噸
計	一一六、七三〇	一一六、七三〇	噸	一一六、七三〇	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四	一一一、〇九四

港別

塊相場の暴落と米國に於ける小麥凶作との爲め、米國製粉の輸入減少し、之に代りて中部支那製粉の輸入激増を呈する様になつた。即ち中部支那製粉の二千二百五十萬斤に對し米國製粉は僅に六百五十萬斤となつた。又一方鐵嶺製粉が明治四十一年六月に營業を開始し其の製品を滿洲各市場に出し極力販路の開拓並に擴張に努力したると、北滿製粉即ち哈爾賓粉が南方に販路を擴張したるとは、米國製粉の輸入を防遏するに、與つて力あつたのである。然るに明治四十四年に至り、南滿洲一帶の農產物凶作の爲め、支那人の常食用たる高粱、玉蜀黍の價額割高となり、大に麥粉の需要を喚起し、又一面倫敦銀塊相場の好調は金本位國側の對支輸出貿易をして頗る有利の地位に立たしめ、爰に再び米國製粉は捲土重來の勢にて南滿洲各市場に殺到し、中部支那製粉一千三百六十萬斤に對し米國製粉は一躍三千一百二十萬斤と言ふ輸入額を示し、翌大正元年には引續き倫敦銀塊相場の順調なりし爲め、益々米國製粉の輸入を増し、中部支那製粉二千五百三十萬斤に對し米國製粉は八千八十萬斤と巨額を表はした。大正二年に至りては、銀塊相場の餘り好調でなかつたのと中部支那製粉の大に活躍を爲したとの爲め、米國製粉の輸入額は稍減少したが、尙中部支那製粉四千六百六十萬斤に對し米國製粉七千九百二十萬斤の輸入を告げた。大正三年には、

三井、鈴木の兩店が主となりて、滿洲に於ける累年の統計に基き米國製粉の滿洲に於ける需要額を豫測し、米國より盛に直接輸入をなせし爲め、中部支那製粉三千七百四十萬斤に對し米國製粉八千七百六十萬斤と言ふ數量を表はして居るが、事實は大に相違してゐて、實際南滿洲三港(主に大連)に陸揚げされしものは其の半分にも満たない數で、其の過半數は陸揚げをなさず、沖にて他船に積替へ、日本及濱洲地方へ仕向けられたものである。鐵嶺製粉會社の調査に據る大正三年度の米國製粉南滿洲總輸入額は、三千二百四十七萬三千六百十三斤(八十六萬五千九百六十四袋を一袋三十七斤半の割にて斤に換算)となつて居るが、此の數字が稍や正鵠を得たものであらうと思はれる。而して同年八月以降は、歐洲戰亂勃發の影響を被り、米國製粉の輸入は殆んど杜絶した。大正四年に至りては歐洲戰亂の爲め歐洲向供給に應するに急にして、滿洲を省みるの餘裕なきと船腹の不足による運賃の昂騰との爲め、米國製粉の輸入は杜絶した。又一面英國政府は濱洲製粉の他國向輸出を禁止せるより、南洋方面に對する同粉の供給杜絶となり、是れが補給を中部支那製粉及大連營口方面に殘留せる米國製粉を以て充つる様になつた。米國製粉輸入杜絶の結果は中部支那製粉の侵入を來たし、大正四年には實に九千一百五十萬斤と言ふ大輸入を見、又南滿

滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況

七六

製粉及北滿製粉も滿洲に鞏固なる地盤を固め、日本製粉も大正四年十一、十二月の頃銀塊相場の變調の爲め少量輸入せられた。今参考の爲め鐵嶺製粉會社の調査に據る明治四十年より大正四年に至る九箇年間の南滿洲輸入小麥粉の數量を示せば、次の通りである。

南滿洲輸入麥粉累年比較表
(單位袋) (鐵嶺製粉會社調査に據る)

年次	外國製粉	中部支那製粉	計
明治四十一年	一五〇二、五九〇	一三四二、九三	一六三六、八八三
明治四十二年	一一三七、五三一	二四〇三、二三	一三八二、八五四
明治四十三年	七八、七〇一	八七五〇、五六	九五三、七六六
明治四十四年	一四五六、二八	五九〇九、一二	七三六、五四〇
大正元年	八二六、七五三	三六八、七八三	一、一九五五、三六
大正二年	二、一三〇一、九三〇	六八七、二八	二、九八九〇、五八
大正三年	八六五、九六四	一二四七、九七九	三三七九、〇〇一
大正四年	二、一三一〇、二三	八七九、一六〇	一、七四五、一二四
同	一、七七〇、二四二	二、七七〇、二四二	二、七七〇、二四二

南滿洲各港別輸入狀況は、前掲の表に示す如く、明治四十年以前に在りては米國製粉及中

部支那製粉の輸入は殆んど營口の獨占であつたが、明治四十一年以降漸次大連港よりの輸入増加し、營口よりの輸入遞減して居る。獨り安東は大連營口の如く年に依りて著しき消長なく逐年秩序的發達を示して居る。

三 南滿洲に於ける小麥粉の輸出狀況

南滿洲に於ては、前述の如く、年々多額の小麥粉を輸入して居るのであるから、其輸出は從來殆ど絶無であつたが、大正三年頃より少量の再輸出を見る様になり、大正四年には外國粉再輸出滅せしも、支那粉の再輸出額を増し、大正五年よりは滿洲製粉即ち北滿粉及南滿粉輸出せらるゝ様になつた。今大正三年及四年の再輸出數量を示せば、次の通りである。

南滿三港輸入小麥粉再輸出額(大正三年) (單位擔) (海關報告に據る)

大連港	芝罘	龍口	登州	威海衛	青島	天津	牛莊	安東	其他	計
外國粉										
支那粉										
計	九〇一	二四〇二	一六三	三	一	一七	一四五	三〇〇	六七三九	七七

滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況

満洲に於ける小麦粉の輸出入状況

牛莊港		外國粉	滿洲に於ける小麦粉の輸出入狀況
支那粉	計		
		一 一 一	
二八九		一三二	二五七
		一七二	二六一
一七二		五六	
		一 一 一	
二、九一三		一八八	二七三五
		一 一 一	
三、四七四		三七六	三〇九八一
		一 一 一	

芝罘龍口天津青島福州上海

	大連港	牛莊港	安東港	芝罘
	支那粉	支那粉	支那粉	外國粉
大連				
日本	一六四	七	一	六四
朝鮮	三六四	一九二	一	六四
滿洲各港	八九二	一七九	一	天津
其他	三五五	七〇	一	青島
計	七三五	七五	一	福州
	七三	一	一	上海
	二五五	一	一	安東

大正五年に日本より大連に輸入された小麦粉は三百三十一萬三千一百斤、其年輸出額は六十三萬六千八百斤である。其他戎克によりて再輸出せられたるもの、山東、安東及滿洲各港に仕向けられたる外國粉八十四萬五千五百斤、安東方面に仕向けられたる支那粉七十二萬四千斤がある。而して同年間に於ける北滿製粉及び他の輸出額は次の通りである。

大連小麥粉輸出額(大正五年) (單位擔) (海關報告に據る)

滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況

八〇

北 滿 粉 及 其 他			北 滿 粉 及 其 他	
計			計	
一八六	一八八	安 東	一四七	一〇一、二
五三九	五三九	牛 莊	二二六	一四六、一
二九九	二八〇	山東各港	三四八	一四〇、四
四	四	日 本	九七	一、五三一
八八	八八	朝 鮮	一四九	一、五三六
一〇三	一〇三	計	一三三、六	一、三三三
			一三三	一、三三三
			一三三	一、三三三

四 北満洲に於ける小麦粉の輸入狀況

小麥は北滿洲に於ける重要農產物の一であつて、年々の產出額は十億萬斤以上である。其
中心市場は哈爾賓で、地方に於ける集散市場は、江北に在りては呼蘭、北團林子、江南に
在りては雙城堡、三叉河、陶賴昭、阿什河、一面坡、寧古塔等である。隨て北滿洲に於け

其數十九あり、其一箇年の製粉額一億六千萬斤位である（本稿第二）。就中地方の消費に供せらるゝものは約七割位で、其の他は東清、南滿洲、露領黒龍、烏蘇里、後貝加爾地方へ輸出せられて居る。故に外國製粉、南滿製粉及中部支那製粉は其の地域に侵入する餘地がない様であるが、支那海關年報を按するに、最近數年間の輸入年々一千八百萬斤を算するは、聊か奇觀である（大正四年は米國製粉の輸入杜絶）。今明治四十四年以降に於ける北滿洲各關を通過して輸入せられたる小麥粉の種類別數量を示せば、次の通りである。

滿洲に於ける小麦粉の輸出入狀況

滿洲に於ける小麥粉の輸出入狀況

五
北漢沙陀石州參謀○韓昌黎

七割は北滿洲に、一割五分は南滿洲に消費され、殘額一割五分は壽錦に輸出せられたもので、其烏蘇里及後貝加爾地方に輸出せらるゝものは、綏芬河及滿洲里等の支那税關を通過し、鐵道により、又露領黑龍地方に輸出せらるゝものは、哈爾賓、三姓等の支那税關を通

然るに露國政府が大正二年一月より一布度（三十七斤餘）に付四十五哥（約我三十錢）の重稅を課することとした爲め、北滿製粉の露領輸出は一大打撃を蒙り、大正二年後輸出額が大に減退して之が爲め其販路を南滿に轉する様になり、大正四年以降米國製粉の南滿輸入杜絶の虛に乗じて益々南下の數を増加する様になつた。明治四十四年より大正四年に至る五箇年間小麥粉の輸出額を示せば、次の通りである。

北滿洲各關別輸出小麥粉數量
（單位擔）
（海關報告に據る）

滿蒙産業調査並邦人發展 狀況視察報告 第一

記事の要目は左の如くである。

本題下に記する事項は當部旭、北野兩監託が北京より蘆臺を経て遼化、喜峰口、平泉、赤峰、林西、

洮南地方を旅行せる日記にして其經過地の近況を紹介せんため茲に掲載することとした。

- 一、旅順北京間汽車旅行
- 二、京奉鐵道概況
- 三、北京の近況
- 四、天津の近況
- 五、山海關及秦皇島の近況
- 六、石門縣炭坑
- 七、長蘆鹽の視察
- 八、直隸省に於ける邦人
- 九、蘆臺より喜峰口を経て平泉に至る沿道の概況
- 一〇、熱河蒙古及東部直隸省との關係

一 旅順北京間汽車旅行

今回の旅行は、主として目下危險界に屬する蒙古地方を通過するを以て、各種の準備を要

することは勿論であるが、先づ防寒に對する身邊の仕度を大連に於て爲すべく、一月三十日に旅順を出發した。二月二日奉天に著いて、旅行券及皇寺喇嘛の紹介状を得るため、茲にも一日を費し、二月四日一行に加はる幸丸囁託と共に、午前十時四十分奉天驛(京奉線にて南滿站)から發車する京奉線に乗車した。沿線見る所は荒寥たる冬景色、彩るものは唯支那家屋の正月飾りの赤紙と貧弱なる松飾(日本の松飾と異り何れの家も庭園の中央に一本の長き木桿を建て頂上に松の小枝を結び旗或は提燈を掲ぐ)とのみ。殊に大正二、三兩年に大水害を蒙りて沙漠に化せる新民屯附近の光景は、一人感れに見受られた。其水害後、鐵道の防水堤工事も改築竣成して、最早少々の水害は恐るゝに足らなくなつたらしい。白旗堡附近から食堂車に集り、一行の外、邦人四人、獨人らしき者四人は、各卓を圍んで晝食を取りながら雜談に時を移し、汽車の溝帮子に著いたのも知らなかつた。此驛にて營口から來る乗客を合し、次第に西に進み、一瞬千里の遼河平原も何時しか過ぎて、小丘迫る大凌河畔に著いた。此小丘の北方は、北鎮縣(元の廣寧縣)の有名な醫巫呂山で、峨々たる山脈連亘し、其最も奇巖重疊せる絶頂に道士の寺院を建立せられ、數十百の道士修業を爲し、豚臭き社界に於て清淨超世の境を爲しつゝある。されば、在滿の紳士淑女は、春の日長に此山に杖を曳き、淨らかな空氣に觸るゝも、亦慰安の一つであらう。

間もなく錦州に着いた。錦州には我同胞百三十餘名あるのみか、滿蒙貿易公司もありて、其主任石光氏及盛進商行の和泉氏等が、一里も離れたる城内から態々驛まで余等を出迎られたのは、感謝に堪へないが、前途を急ぐため、僅かに五分間驛にて立話を爲せしのみなりしは、残り惜しかりき。

錦州の次の小驛は、女兒河と稱し、此驛から大窑溝(石炭の出る所)迄は廣軌鐵道ありて、通裕公司的經營に係る。同公司は張勳將軍等の出資する所で、本年中に該支線を朝陽まで延長するとの噂がある。

高橋驛は、蒙古甘草、其他蒙古貨物の通過地にして、其大部分は直瀬口から民船に積り山東省の芝罘、龍口又は上海方面に出て、一部は天津に送致される。連山驛は、遼東世に喧傳せられる連山溝築港に達する支線の分岐點であるが、現在乗客は取扱はない。興城縣(元の撫寧州)の南方は、有名な温泉所在地である。午後九時十五分、汽車は山寧驛に着いた、余等は直ちに大和館に投宿した。此地及秦皇島の記事は別項に譲る。

二月五日は、午前十時十五分發天津行の汽車にて秦皇島に下車。同地に行くには、從塘湯溝驛にて支線に乘換ねばならなかつたが、大正五年九月から湯河驛を廢し、直接本線が秦皇

皇島を通過する様に、山海關北戴河驛間の線路を變更された。

余及幸丸囑託は、奉天雨宮洋行の石田君と三人にて、秦皇島から十一時發の輕便線に乗り換へ、石門寨炭坑の見學に行き、即日山海關に歸つた。其概況は次項に述べる。

二月六日午前十時十五分、余等一行は幸丸、石田兩氏と共に山海關を發して、兩氏とは秦皇島で袂別した。汽車は西進して、大正二年頃問題となつた昌黎を過ぎ、灤州に達した。山海關から此地までが我守備區らしく、山海關、秦皇島及當地で國旗飄々たる我駐屯兵營を見た。灤州及河頭開平驛附近並唐山は、熱河蒙古から貨物を出すため著名である。古治驛の南方には、獨人の經營せるセメント會社があつて、一年五萬樽を製し、支那セメント界の最大なるもので、古治驛から支線がある。

開平及唐山の兩地は、所謂開灤礦務局經營の炭坑所在地で、各支線を有し、頗る盛大なものである。其一日の出炭量は、約八千噸と稱せらる。

更に西進して漢姑驛に至れば、鐵路の南方六支里、小丘の連亘せるが如きを見る。是れ即ち長蘆鹽にして、七八年前よりの鹽を堆積し、驛から鹽灘まで支線を延長してある。進んで北塘姑附近一帶は、車上から平坦地の所々に奇妙な風車を望む。之れは鹽田に水を引く仕掛である。

塘姑は白河々口の要地たる太姑支線のある所であるが、人家は僅しかない。更に新河、軍糧城を過ぐれば、天津東站で、即ち日本其他各國租界地である。天津總站は天津城で、三十三年事件の際我軍の勇戦せる所、此驛は津浦線の起點になつて居る。

更に進んで北倉、楊村、黃村等は、三十三年役の頃屢々新聞に書かれた地名で、同時に我兵及列國兵の北京救援に趨いた主要點である。豐臺は京張、京漢線の聯絡驛で、永定門の次、通州岔道は通州支線の岐る所で、此地點から七分許りで京奉線の終點たる正陽門に著する。吾人の著いたのは午後七時五十分で、奉天、營口方面、其他京奉線で晉京するものは、悉く此驛で下車する。奉天驛から北京まで最大急行車で二十時間、直通列車で二十四時間、漫車で一日かかる。奉天から天津までは一、二等車は滿員であるが、一等車の乗客は至つて少ない。併し天津、北京間は、恰かも我京濱間若くは京阪間と均しく、各等共（最大急行）何時もぎり〳〵の一駅になる。

北京、天津、山海關等の記事は別項に記載する。

二 京奉鐵道概況

本線にて旅行した人は格別、否らざる者は、滿洲や北支那に住する邦人でも、本線のことには餘り注意を拂つて居ない。従つて其發著時間及賃金は勿論、主なる通過牌でさへ麻痺等へ得る人が無い。然るに本線の山海關までは所謂南滿洲で、大正四年の日支條約に依り邦人の自由營業區域であり、山海關から北京間は三十三年事件後邦人には深刻の關係があるので、等閑に附することを許さない。將來此鐵道は南滿線と共に邦人の利用多き線なるを以て、茲に其概況を記すことにする。

本線の着發時刻、里數、賃銀等は、別表の通り。

表金賃數哩竝刻時著發車汽局理管道鐵奉京轄直部通文

正 改 日 一 月 九 年 五 國 民 華

本線の竣工及開通は左の通り。

天津 北京間 明治二十八年

山海關溝帮子間 同 三十一年 溝帮子 营口間 明治二十四年

溝帮子新民屯間 同 三十六年 新民屯 奉天間 同 三十七年

通州 支線 同 三十四年

延長は、本線五百二十三哩八九、營口支線五十六哩六一、通州支線十五哩三四、合計營業線五百九十五哩八四に達し、其他若干の小支線がある。軌道は單線で、軌隔は四呎八吋半、軌條は全部八五封度を布設してある。重なる停車場及附屬設備は、次の通りである。

イ、北京停車場 正陽門外の東側に在りて、其敷地は城壁及外濠に制せられ、狹隘で、兼

客殊に貨物の積卸に頗る不便である。正陽門を隔て、小距離にて京漢鐵道停車場と相對

する。

ロ、通州停車場 通州には、寛通寺停車場、南門停車場の二つある。前者は城壁の南部に在り、後者は寛通寺停車場を距る約三千米突、支線六百米突、白河沿岸に在る。

ハ、天津停車場

(1) 天津東站、露國租界地内に在り、白河と約三百米突を距て、聯絡し、構内は廣闊にして、且白河々岸と停車場間に空地多く、客貨積卸上頗る便利である。

(2) 天津總站 天津城(支那市街)に近接し、停車場と城内とは大馬路の大道を通す。此街道には近時宏壯なる建物構築せられて、一新市街を成して居る。又京奉鐵道總局、津浦鐵道北段總局は本停車場附近に在る。

二、唐山停車場 本停車場には、京奉線の技術本部、鐵道工場、開平礦務局、セメント會社等あり。工場はキンダーチ技師長の督辦の下に、機關車總監、汽罐車製作師、製圖師、會計官等各一名、其他事務官英人二名、製造其他の事務に服するもの支那人約一千名、毎年客車四十、貨車四百内外、機關車若干を作成し、其他一切の必要品の修繕をする。以上は新工場にして、此の他、停車場を距る約千百米突、炭坑附近には舊工場がある。材料、粗製品は英國、木材は米國、枕木は日本より購入すといふ。唐山は英人の勢力圏と稱するも不可なく、巨額の材料は英國品を用ひ、重要工場其他に百餘名の英人居りて、英國政府は印度兵を置き警備に任せしめて居る。

ホ、山海關停車場 本線の軌道長さ千七百呎。待避線二、下り線千九百呎、上り線千七百

呎。公衆貨物線六條、全長四千五百呎。貨物積卸場一、臺の設備はない。車輛支線の全長三千四百呎。轉車臺一、直徑五十呎。乘車臺二、各長六百呎、幅二十呎、高さ二呎三吋。此の地には造橋廠あり、橋桁、其他線用具、造家用鐵材等の製作に從事して居る。工場は鍛冶場、機械場、鑄造場及木工場の三部に分れ、蒸氣機關一臺、馬力三十六のものを有し、屋内架空可動起重機八箇を有し、職工約八百人、作業工程一箇月平均朽木二百五十、晝夜兼行五百噸を仕上ぐることを得といふ。

ヘ、錦州停車場 本停車場は、錦愛鐵道の起點として、又最近内蒙古鐵道の起點として著名である。本線軌道の長さ千二百呎。待避線三、長さ各千二百呎。公衆貨物線二、其全長八百呎。乘車臺二、高さ二呎三吋。車輛支線四、全長二千五百呎。貨物積卸場一、臺の設備はない。日用貨物支線五、其全長千七百呎。轉車臺一、直徑五十呎。

ト、溝帮子停車場 此の地で關外線の車輛修繕、機關車配賦運行、石炭貯藏分配を掌つて居る。營口支線の分歧點に當り、戸數四百。乘車臺長さ千二百呎、幅七十五呎。新民府本線軌道の長さ千五百呎、營口本線軌道の長さ二千呎、待避線七條、内三條千呎呎乃至千六百呎、一條は二千六百呎、三條は九百乃至千四百呎。車輛支線十一條、長さ一萬

呎、轉車臺一、直徑五十呎。乘車臺三、一は地方乘車臺に過ぎず、長さ四百呎、幅五十呎、一は長さ千二百呎、幅五十呎、一は長さ六百呎、幅五十呎、各高二呎三吋、貨物積御場あれども、臺の設けはない。

チ、營口停車場 紙水は附近に清水なきため、西方約十三哩の遼河より輸送し來るのであるが、之れにて清水を云ふ事は出來ない、故に河岸に中徑三十呎、高さ十二呎の水槽二箇を設け、泥沙を沈澱せしめ、車輛若くは水船に由りて停車場に搬送して給水して居る。其他停車場は遼河の右岸、營口市街と相對し、彼此聯絡用に小蒸氣一隻を備へて居る。其他支那人所有船十隻あり、結冰期(十一月下旬より三月下旬)は聯絡用繩もある。附近遼河の幅員は最小六百米突、洪水の氾濫を顧慮し、停車場は七呎の積土をなしてある。待避線三、乘車臺一、公衆貨物置場、鐵道用貨車物置場は河岸に在り。機橋長さ六百呎を遼河々岸に設け、貨客陸揚用に備へて居る。車輛支線長さ九百六十呎。貨物支線七、其全長三千九百呎。貨地内貨物全線七條、其全長四千二百呎。轉車臺一、直徑五十呎。乘車臺一、長さ千呎、幅五十呎。

リ、新民屯停車場 本線軌道の長さ千六百呎。待避線二、東乘車場待避線長さ二千呎、西

乗車場待避線長さ千二百呎。車輛支線七條、全長七千二百呎。貨物支線一、長さ三百呎。貨物内貨物駅線一、支線九、全長一千七百呎。轉車臺一、直徑五十呎。乘車臺一、幅一呎三寸、長さ各六百呎。貨物積御場あれど、臺の設はない。

ス、奉天停車場 南滿鐵道との聯絡點で、京奉線の最終北端は當驛より七十五鋪を隔つる瀋陽城驛、即ち奉天城北門外に在る。而して本線軌道の長さ千五百呎。待避線二、長さ千四百乃至千五百呎。支線は車輛留置線八、八千呎。轉車臺一、直徑五十呎。

本線急行車は甚だ完備せるものにて、滿鐵急行車と比し、兄たり難く、弟たり難しこと云ふべく、普通客車に食堂車を聯絡する如きは、寧ろ滿鐵よりも進歩せる點がある。唯漫車と稱するもの及支線の列車は、最舊式にて、滿鐵線に劣ること數等であらう。

通貨は大洋(圓銀)本位で、圓銀又は中國、交通兩銀行(我天津正金、露亞銀行も可)券でなければ、切符を賣らず、又車内の諸費にも通用しないから、南滿線から乗る客は、奉天又は營口で交換する必要がある。但し小銀貨は換算(大洋一元に對し小洋一元二十仙)の上通用する。

頭等、二等客室及食堂には所屬のボーキを置き、食堂車のものは食事を掌り、客室附のもの

のは茶を供し又は乗客の用辨をなすのであるが、之れを使用する客は多少の心附金を與ふるのが、支那の習慣であるらしい。

貨車は二十五噸積で、輸送に對しては責任を有せないから、運送屋に責任を持たせるか又は自ら宰領者を附する必要がある。

各驛の設備は頗る不完全で、滿鐵のそれに比すべくもない。殊に夜間の暗きことは、甚だ不快の感に打たれる。

線路の兩側不用地を利用して植樹せるは、獨り利用厚生の道に適ふのみならず、荒寥たる大平原に於ては蘿芥を少くし、人目を樂ましむる慰安となつて居る。

三 北京の近況

北京の近況と題するも、二月の七、八兩日滯在した許りで、訪問せる先も、僅に帝國公使館と坂西公館、順天時報社、中日實業公司、田原滿日通信員位で、之れといふ視察もせず、唯旅行上の便宜を依頼するに過ぎなかつたが、明治三十九年以來丁度今回で九回目のことなれば、從前と比較して、冒探りに少しく見聞を披瀝しやう。

北京の市街は比年清潔に、街路も三十八、九年頃に比ぶると實に雲泥の差があるのみか、革命後一般風俗の變化は殊に著しきものにて、清朝時代の赤房の官帽、圓や四角に金繡した正裝の文武官が、前後に騎馬の護衛を附けて、堂々と邊り歩く態は殆んど見ることが出来なくなつたのに引替へ、洋装ハイカラの紳士淑女が、或は自動車或は箱馬車或は又人力車にて行交ふに至りしは、確に文明の外形の備りしを證明して餘りありと謂ふべきであらう。就中吾人の最も歡喜に堪へないのは、日本に留學した支那の各位が、夫れゝ相當時地位を占め、所在日本語で用を辨する様になつた一事である。之れ丈書けば、甚だよい様であるが、未だ安心の出來ないことは、日々報する新聞の記事でも明瞭である。支那の急務は外形の美より内容の充實であらうと思はれる。吾人は、留日各位の健在を祈ると共に誠意國事に盡瘁し、東洋百年の長計を確立せんことを切望して止まぬ者である。

北京に住する邦人の數も比年増し、昨大正五年末には戸數百九十八、人口一千一百一人、其内男五百八十三人、女五百十八人で、明治四十年末の人口七百五十八に較べると殆んど倍數に垂んとして居る。而して大正五年末に於ける北京在留邦人の職業別を示せば、次の通りである。

滿蒙產業調查觀察並邦人發展狀況報告 第一

一、官屬とは軍人軍屬を除き公務に從事する者を云ふ。
二、一人にして數業を兼ねる者は其主なる業名を表記す。
三、家族及雇人は戸主及屋主の職業欄に入る。

夫人の宣公衛 錄行 其他重なるも

大日本帝國公使館	同	武官室	日本兵營
日本郵便局	日本警察署	日本人居留民會	
日本居留民會圖書館	明治小學校	大和俱樂部	
華語同學會	本願寺	日華同仁醫院	
正金銀行	實業銀行	東亞煙公司	
泰平公司	三菱公司	三井洋行	
高田商會	華勝建築公司	通運公司	
順天時報社	新支那社	亞細亞通信社	
扶桑館	長春亭		
北京に於ける支那人の戸口は、確實な調査を缺くも、袁世凱の全勢時代には、先年のクーデター以來南方人漸次減少し、大正五年初の頃は大約			
内城	七萬九千戸	四二七六三七人	
外城	四萬七千戸	二七四二〇〇人	
假寓者		三〇〇,〇〇〇人	

合計十二萬六千戸、人口百萬内外に過ぎなかつたが、大正五年十一月支那警察の調査に依れば、戸數二十二萬六百四十、人口百四十一萬三千八百餘人なりといふ。

茲に改めて記する迄もなく、北京は多年の皇城にして、宣統帝は今尙皇城内にあり、下級民は革命のありしことすら解せず、大清皇上の存在を認めて居るものが少くないらしい。

現今も大總統府を始め、中央政府の諸官衙ありて、四百餘州諸政の中心になつて居る。從つて所在政事上の事柄は耳にするも、實業上の談は餘り耳にしない。余は農商部を訪問する約束であつたが、時間乏しくして、遂に其本意を遂げなかつたのは、殘念である。滯京中の話柄は、米獨外交斷絶と支那の外交斷絶問題で持ち切つて居つた。併し北京には段内閣あり、ヒンツエ獨逸公使のあるありて、一箇年獨逸は賠償金其他金二千萬圓近く支那政府より受領するを以て、此多額の費を擁して縦横の怪手腕を振ひ、新聞を買收し、帝政派と通じ、頗る機敏に活動しつゝある由なれば、當分支那が聯合側に加擔することなきは勿論、獨逸に對し國交を斷絶するが如きは、有り得べからざることなりとの噂を多數耳にした。

北京の工場は視察の閑なかりしも、工場として見るべきものは少い。支那陸軍の經營にな

る衛生材料廠及呢革廠(絨を織る所)被服廠等は主なるものならん乎。

北京に於ける銀行の主なるものは。

中國銀行 交通銀行 正金銀行 振豐銀行
花旗銀行 露亞銀行 德華銀行 中法實業銀行

にして、此他幾多の銀行がある。

北京に通用の貨幣は、元寶銀、大洋(圓銀、墨銀)、小洋、銅元、制錢(穴錢にて目下殆んど流通を見ず)、紙幣(前記銀行發行のもの)等である。

北京に於ける名所古蹟の遊覽地は頗る多い。其内外城にあるものは。

紫禁城 古物陳列場 中央公園 炭海
景山 太液池 公使館街 石頭碑樓
雍和宮 孔子廟 石鼓國子監
鼓樓 鐘樓 觀象臺 天壇

其他近郊の名所は。

東嶽廟 白雲觀 黃寺及黑寺 動物園
萬壽山 玉泉山 香山 碧雲寺
臥佛寺 湯山 十三陵 八達嶺(萬里)

等であるが、此等は大正五年北京德興堂發行の北京名所案内(代價大洋四角)に詳かなければ茲に略するが、右の全部を見物するには、最大速力の駆歩にてするも三、四日間はかかる。

北京の停車場は東(京奉)、西(京漢)及西直門外(京綏、北京より綏遠城に達するもので今は張家口大同を經て豐鎮まで通する)にあるが、將來は一大中央停車場を天壇附近に設置する計畫であるといふ。

市街の交通機關としては飛龍、飛燕、高大各公司の自働車(貸借一日二十五元、半日十五元)及十二、三の馬車會社(二頭立一日八元、一頭立六元)、二萬餘の人力車等で、舊式の蒲鉾型馬車も大部あるが、電車の設は未だない。

北京の新聞數は五十四にして、其名稱は次の通りで、八釜敷政黨の多き丈、實に多數のもので、二三新聞の外、僅かに二、三百を賣るに過ぎず。從つて發刊、廢刊常なく、其全部に眼を通さんことは容易のことではない。

綱舉產業調查觀察並邦人發展狀況報告 第一

一〇四

滿蒙產業調查觀察並邦人發展狀況報告 第二

一〇五

滿蒙產業調查視察並邦人發展狀況報告 第一

一〇六

業銀行
抱點心鋪麵抱

獨國人の部

露國人の部

哈	照	利	像	公	司	寫	東
洋	行	洋	行	雜貨、酒、煙草	業	瑞、金	省鐵路公司
伊國人	の部						
佛	來	地	雜	理	業	勝	茂
ム、リ	ツ	代					
普	達	鋼	廠				
希臘人	の部						
羅	斯	煙	公	工			
普	羅	斯	煙				
國人	合辦	的部					
各	國	人	合	辦	的	部	
平	安	電	影	公	司	(英支)	北
京	哈	中	總	建	造	公司	京
建	築	動	寫	真			大飯店
設	資	寫					(佛支)
ソシエテ、フランコ、ベルジ	(佛白)	鐵道	材	料			

卷一百一十一

英獨國一〇三三〇德華銀匯豐印南

露	國	三九	露亞銀行
佛	國	二六八	中法實業、東方匯理兩銀行
白耳義	國	三二	華北銀行
伊米	國	二八三	花旗銀行

四 天津の近況

二月の八日午後四時四十五分北京發の列車に乗り、停車場迄見送られた坂西大佐、鈴木中佐、小村通譯官、田代大尉、都甲順天時報社員、日置副官等各位に別を告げ、午後七時四十分天津に著いた。此地にては鶴島大隊長、藤田主計正、茂記洋行紀田君等各位の出迎を受け、八時常盤ホテルに投宿し、二月の十二日迄滞在して左記の各所を訪問した。

直隸省長衙門 長蘆鹽務公署 日本總領事館 支那駐屯軍司令部 天津日本商業會議所

茂記洋行 英人羊毛倉庫 製粉會社、鹽化加里工場 支那紗通織工場

天津は東京に對する横濱、京都に對する大阪の如く、北京の門戶たると同時に、北支那第一の盛大なる商業地で、最近二箇年間の貿易額は左の通りである。

大正三年	輸出	三四、七〇一、七〇六兩	輸入	外國品 支那品	六八、七一〇、四一三兩 二〇、二二七、六五七兩	合計	一二三、六三九、七七六兩
大正四年 同	四九、八五九、九六四兩	同	外國品 支那品	五二、八五九、九六六兩 二二、三三三、五二八兩	合計	一一五、〇五三、四五八兩	

以上兩は凡て海關兩とす。

邦人は、大正五年末領事館の調査に依れば、戸數九百二十四、人口三千五百十（内男千八百七十、女千六百四十にして、主なる職業別は左の通り。

官	吏	一三 戸	三九 入	雜 貨 商	七三 戶	三三〇 入
公	吏	一二	七七	賣 藥 商	三九	一三七
科醫	藥劑師、齒	一四	八六	藥 種 商	一五	八〇
教師、傳道師、督學	新開通信員、留學生	二三	七五	質 商	五	二二
支那僱聘		三	一六	皮革商、綿商、諸 機械商	一六	七一
陸軍雇員	一	三三	吳服商、洋服商		一六	六八
會社員	四一	一四二	其他的諸商		三三	一五四
銀行員	一八	六七	土木請負業		一〇	七三
貿易商	四九	二五五	硝子製造業		七	二三

各種製造業

一一八二

六六

一二二

店員

八九

二九四

二九四

一二一

其他有業者

二三五

七七九

六〇

一二三

一二三

日本の官公衙其他主なる邦人の建物左の如し。

天津總領事館 支那駐屯軍司令部 駐屯軍兵營 警察署 駐屯軍病院 郵便局 憲兵隊
 陸軍倉庫 建物會社發電所 大日本租界局 商業會議所 日本俱樂部及圖書館 日本郵
 船會社支店 大阪商船會社支店 三井物產會社支店 東京建物會社支店
 東亞煙草公司支店 正金銀行支店 正隆銀行支店 天津商工銀行 天津小學校 天津日
 報社 加藤洋行 常盤ホテル 敷島 神戶館

邦人の工業は、

製粉業(日支合辦) 資本金五十萬圓、機械能力五百馬力、片運轉にて一日一千五百袋、
 二十四時間三千袋を製粉し、邦人は三井、支那人は上海人某壽星麵粉有限公司と稱す
 牌マーク紅綠の袋(五十封度入)に入れ價格は二等粉二弗五五、三等品二弗四五、四等
 粉二弗〇七、五等粉一弗、數百斤一弗八十五仙にして原料は直隸省各地に多量にあり

硝子工場 神谷及庭瀬の二工場あり、主としてホヤを製造す。従業員七戸、二十三人
(家族共)

加里製造業 西本茂吉氏の經營にして、高粱灰より硫酸及び鹽化加里を製造し、副產物

として食鹽を産す。

骨粉製造 武田齊吉、阿部幸兩氏の二工場あり、何れも小規模なり。

肥料業 鈴木貞藏の經營にして、天津肥料公司と稱す。

制錢鑄造工場 近時流行の支那穴錢を鑄造するものにて五六箇所あり。

其他鐵工業三井、旭外三戸、人力車製造業二戸、紙箱製造業一戸、麥稈製造業二戸ある、
 支那市街は、之を城内、城外、河東、小關、獅子林、金家窰、河北、梁家嘴、邵公庄及び
 侈家樓の十區に分てある。

城内は北清事件迄は、全長三哩に亘る堂々たるものなりしが、今は僅に其面影を認むるに過ぎない。支那の人口は正確なるものを知り難きも、天津支那及び外國租界を通じて大約

戸數

支那側の主なる建物は次の通り。

直隸督軍衙門(都督は保定にあり) 省長公署(省屬各部衙門) 海關 長蘆鹽務公署 縣衙門 鈔
關 審判廳 電報局 電話局 郵政局 鐵工廠 商務總會 京奉鐵路總局 津浦鐵路總
局 電卓電燈公司 諮議局 海河工程總局 中國銀行 交通銀行 習藝所 直隸省銀行
北洋保商銀行 北洋造幣廠 禁煙總局 稅捐局 官報局

當地の工業は從來見るべきものなかりしが、四圍の事情は眠れる工業界に刺戟を與へ、官憲の獎勵と共に日に月に進歩の傾向を呈するに至つた。目下天津及附近に在る支那人經營の工業を見るに、其種類僅に十指を屈するに足らぬけれども、經營者は驚くべき數に達して居る。今最近天津商業會議所調査のものを轉記すれば次の通り。

ズツク製造業 華昌(日本より輸入)、順記(材料其他日本より輸入)及北洋各
燐寸製造業 宜昌帆布有限公司協和帆布工場革新帆布工場及恒源帆布工場の四あり。
火柴公司あり。

石輪製造業 天津造輪公司(最大)、公益、永益、華通、合記(日本人桑田某の工場譲受)

各造膜公司の五あり。

製革業 十三工場あり、大なるものは北洋硝皮廠、致勝皮件、同德皮件、確泰號硝皮廠
天革、天成記、硝皮工廠、利興皮件製造廠(佛人技師章良と支佛合辦)なり。

織布業 民益工廠、革茂新公司、元記愛國布工廠、商業製造工場、商家家庭傳習工廠、
慶草織染工廠、天津實業工廠、中興愛國布工廠、其他五十六工場あり。支那工業界に
最も進歩せるものゝ一にして、器械は大部分日本より輸入せるものなりといふ。

諸機械製造業 北洋官辦鐵工廠を最大とし、天承銅鐵工廠、鴻記鐵工機器工廠、天盛號
天革義、義順號、慶慶潤、革陞公、子午紡、各機器工廠等合計十六工場あり。
紡績業 直隸模範紡紗廠(五千錘)、裕元綿紗有限公司(大倉組資本二萬五千錘)、革新紡紗工廠(米國資本
三千錘)の三工場あり。

靴下製造業 振革、義生兩織襪工廠、雙順織襪廠の三あり。

綬通製造業 綬通は最近兩三年外國輸出品として主に米國に輸出し、俄に工場數を増加
し、現今四十の上に出づるも、大規模のものなし、我京都錦織の如き手先の工業にし
て、之に從事する職工五百人位あり。綬通の原料は羊毛にて、一尺方形の價は上三圓

位より下一圓位なり。染料は支那產を用ゆ。大正二年頃までは一箇年產出四萬三千兩に過ぎざりしが、大正四年には十六萬四千兩を超過し、同五年には二十萬に達するならんといふ。

當地に於ける皮毛輸出高は

種別	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	平均
犬皮 檻	五一〇五六枚	三一九三八枚	五〇三七七枚	六〇七四八枚	四八五二八枚
同 (Rugs)	—	五三五	九	一八九	二七一
綿羊皮 (鞣)	七六三八	一〇六六〇	三五四五四	九〇〇	一四六七三
同 (不鞣)	二七三一五	二五一五三九	四二一三〇七	九三〇六三〇	四八七四三一
黒色、山羊皮 (鞣)	一七五七四八	一六九九三	一五四八一五	一二七一八九	一四三六六六
白色、同 (同)	九七一五六	一九五七八	一四四九〇五	四六二三一	七一九六五
灰色、同 (同)	五〇四五一〇	一五〇〇三八	五八八四五二	一四〇〇九三一	三五八四八五
雜色、同 (同)	—	一三五四	一八一五四	一九〇一〇	一九〇〇八
山羊皮 (不鞣)	二七一四八七六一	一八一五一七八	三〇四三六〇一	四一四六六一〇	二九一一大四一

駱駝毛	一五〇五八二	一七〇五九	一〇〇〇〇一	三〇〇四一	二七〇五九六
山羊絨	一七一八五	一一九六一	一〇一三三	一一六六六	一一六六六
綿羊毛	一九六八七四	一五一三六一	一〇〇二一〇	一〇〇一五三一	一〇〇一三五
牛皮	三〇一〇五	三四一三五	四五一四二	三三一七六	三六一五〇

にして、大正六年二月現在の皮毛問屋は次の如し。

辛集客 福增店、協興店、義生隆

蔚州客 德聚生、順興恒、復興隆

山西客 大生基、大順永、義成昌、同泰永

交城客 義聚隆、萬川店、德興店、德厚長、天城源、集義長

山西客 協成裕、萬勝順、玉成店、明記、玉記、永興店、世德恒

順德府客 李順興、三成店、萬順店、劉興盛、永和店、玉升店、廣泰店、義盛和

錦州客 三隆號、義泰和、廣德興、泰記、大成興、昇記、慶昌和、福盛合、乾玉豐益增

東

和盛義 (平和洋行) 天聚公 (新泰興) 福興公 (高林洋行) 仁記洋行 天聚德 (新泰興聯號) 立興洋

行 隆昌洋行 聚立洋行

當地の倉庫業は、驚くべき發達を爲し、羊毛皮張倉庫に就いて吾人が見學せる處に依れば四層樓百間に三十間位の大倉庫二棟ありて、選毛場、沙振場、壓搾梱包場、野積場等に別れ、其規模の廣大なる實に驚くべきものがある、近時倉庫業者漸次増加し、其主なるものは次の通りで、悉く外國租界内にありて、外人の出資にかかり、之に從事する苦力は常に一萬人内外なりといふ。

美豐東棧 美豐棧 魯麟東棧 華豐棧 聚合公 信合公

正記棧 三晋泉 興記棧 後立棧 通孚公 新泰公

千八百五十八年天津條約に依り、各締盟國は天津に領事館を設置し、治外法權下に夫々自由に居住營業することを得るに至りたる結果、此の地に專管居留地を設定せるものは日、英、露、佛、獨、塊、伊、白の八箇國に達し、其租界面積は三百萬坪に達した。之に新に設定せられた佛國租界老西開を加へると、遂に天津支那市街より廣い。而して市街を形成せる區域は其一小部分に過ぎないが、巍然たる大廈は勿論各種の機關完備して、實に歐米文明諸國の縮圖を見るの感がある。各國租界の面積は

日 本	三十餘萬坪 <small>(坪の豫備地)</small>	英 國	四十餘萬坪
塊 國	二十五萬坪	露 國	七十萬坪
佛 國	四十餘萬坪 <small>老西開</small>	獨 國	五十五萬坪
伊 國	二十萬坪	白 耳 義	六萬坪

で、外國領事館及主なる建物は

英國總領事館 <small>(英租界)</small>	米國總領事館 <small>(英租界)</small>	佛國領事館 <small>(佛租界)</small>
露國領事館 <small>(露租界)</small>	伊國領事館 <small>(伊租界)</small>	獨逸領事館 <small>(獨租界)</small>
塊國領事館 <small>(塊租界)</small>	白國領事館 <small>(英租界)</small>	和蘭領事館 <small>(英租界)</small>
英國工部局	露國工部局	佛國工部局
獨逸工部局	塊國工部局	伊國工部局
白國工部局	中法實業銀行 <small>(佛)</small>	露清銀行 <small>(露)</small>
香港上海銀行 <small>(即匯豐銀行英)</small>	東方匯理銀行 <small>(佛)</small>	獨亞銀行 <small>(獨)</small>
麥加利銀行 <small>(英)</small>	華比銀行 <small>(白)</small>	太古洋行 <small>(英)</small>
怡和洋行 <small>(英)</small>	開平礦務局 <small>(英)</small>	新泰興洋行 <small>(英)</small>

禮和洋行(獨) 天津俱樂部 旗昌洋行(獨)

英美煙公司(米) 築記洋行(獨) スタンダード會社(米)

で、駐在外國兵は左の通り。

英 二六五 米 一二九三露
佛 六二八 伊 二 九人

天津に於ける漢字新聞は

赤縣新聞	民黨社長李鎮桐
公民日報	共和維持同劉揆一
で、二月上旬に於ける各國銀行銀錠、黑銀現在高は左の通り。	
滙豐銀行	銀錠一千三百〇
麥加理銀行	黑銀九〇〇
德華銀行	五百〇
露亞銀行	七〇〇
正金銀行	八〇〇
	六〇〇
	九九〇
	六六〇
合計	八七〇

東方匯理銀行	三〇〇
華比銀行	六〇〇
中法實業銀行	一五〇
中國銀行	二八〇
交通銀行	二〇〇
其他の各銀行	一三〇〇
合計	七七〇

天津は津浦線の起點たることは既述の通りにして、其延長六百三十一哩餘、其資金及著發時刻は別表の通りである。市内に於ける交通は自働車、馬車、人力車の外停車場、支那市街、外國租界間に電車を通じ、其交通の頻繁なる北京に勝ること數倍である。此外白河には大小の民船及汽船の湖航するありて、二月頃から十二月上旬頃までは帆檣林立し、偉觀を極む。

天津の事情は日本租界中東石卽局にて發賣する天津案内及天津地圖に詳かなれば、序に紹介する。

凡例

自天津至浦口モノハ右ヨリ左へ。

自浦口至天津モノハ左ヨリ右へ。

津浦道鐵著發時刻數哩並賃金表

注意

一等賃車二乘車希望ノ者ハ、普通乗車券ノ外病院券ヲ購オセラル。寢臺車ニ乗車希望ノ者ハ、豫メ天津總局車務所或ハ浦口濟南車務所ニ

第一等附載車二乘車希望ノ者ハ、普通乗車券ノ外、駅務勞力賃也テルベシ、其ノ料金ノ浮金ノ浮
寢室車ニ乗車希望ノ者ハ、豫メ天津總局軍務所或ハ浦口濟南車務所ニ申込マルル便宜トス。

五 山海關及秦皇島の近況

甲、山海關

山海關は有名なる萬里長城の起點にして、秦の始皇の親筆と稱せられたる天下第一關の大額は、二千百餘年後の今日、尚巍然として城壁東門樓上に掲げられ、來往の世界列國人をして其雄大なる壯圖と共に、賞嘆措く能はざらしむる所である。

萬里長城の構造は、高さ二十八尺、厚さ底部四十二尺、上部三十二尺の特製煉瓦城にして山海關より東南數支里の海岸より起り、峨々たる山嶺上を北進すること大約五十支里錐子山附近に至り蒙古と滿洲の境界を爲す柳條邊牆に會し、此の會點より俄に西に折れ、義院口、界嶺口、桃林口、冷口、董家口、喜峰口、獨石口、張家口、其他の門を包擁して蜿蜒甘肅に達して居る。其延長實に一萬支里に近いといふ、豈驚くべく、且恐るべき廣大なる築城ではないか。

山海關の市街は、城内、城外に亘れ、京奉線停車場は市街の南端に在りて、我兵營は解より更に南方十五、六町許の地にある。當市は東三省と直隸省とを聯絡する唯一の陸路にし

て、鐵道布設前は頗る繁盛を極め、其全通後も明治四十三年頃迄は關外と關内との直通なく、必ず當地にて宿泊するを要せしを以て、尙ほ繁華を維持し來りしが、其後夜間運轉を開始して以來、漸次衰微の一方にて昔日の如くでない。然し其人口は尙ほ左記の如く、地方物資の集散市場として、今後全く見限れない要地である。

大正五年山海關の物資集散高は、當地商務會の調査に依れば、左表の通り（民國五年）

等は京奉線にて奉天、營口へ運送される。胡桃、葱、白菜、水虜、絲絹、梨

當地邦人の居住數は前記せる如く鮮人を加へ、僅に百十二名に過

宿屋二雜貨店

賣藥商 一四 藥劑師

井ノの居住者は、草分の大和館を最なるものとし、

石田某等は當地の有力者である。

卷之三

外國人は夏季避暑のため来るもの多きも、平常は五、六名に過ぎず。即ち現今は、希臘人

一、英人停車場技師二人、支那人經營のレールウェーホテルに英國人と自稱する英國人ら

しきもの一人あるのみ

附近の遊覧地としては、先づ天下第一關、萬里

ある。殊に角山寺は険岨なる山の絶頂に建立せられ、聰皇・経住、表裏の比叡に有る多い。

乙、
秦皇島。

秦皇島は、開灘礦務局の石炭輸出港として築港せるものと見て可ならぬ。現に石炭以外

品は煙草、石油、紡絲布、砂糖、燐寸等であるが、其數は多くない。蓋し此地には金融機

關なく、大倉庫の設備なく、

本港の結氷に就ては、左に掲ぐる天津商業會議所の記事に依り、一般を観はるべきも、余等が視察せる二月六日には近海殆んど結氷して外國大汽船二隻繫留しありしのみで、日本船は入港不可能なることを聞いた。

△秦皇島結氷状況(大正五年一月十三日)
(天津商業會議所週報所載)

去牒來、朔北の寒風料峭、加ふるに粉々たる六花を交へたる爲め、白河は勿論、北支那沿岸は候ち結氷し、船舶の航行に一大支障を與へ、秦皇島の如きは去る四年の災禍を聯想せしめ、一般漁業者に危惧の念を起さしむるに至り、一時は航行絶対、不可能の説さへ流布せしむるに至れるが、確聞する處に依れば、コクスの如何によりては案外航行容易にして、昨今天候の恢復は、結氷状態も良好となり、何れの航路も航行自由なりと、今前週來の秦皇島沖合結氷状態に關し、各方面より風聞する處を総合するに、本月三百秦皇島を宿泊せる郵船高砂丸は無事出港し得たるが、沖合十哩乃至二十哩の間には約一尺厚の流水浮流し、コクスに依りては航行可能の由なりしが、折柄來航の齊通丸は此狀態に萬一を慮りて引返し、六日大連に入港を報告せるを以て、一時航行杜絶の説出づるに至りしものにて、其後六日神壽丸、西山丸、秦皇島に入港したるが、常に本航路の往復し、経験ある神壽丸船長の談によれば同港沖合二十哩の處に約七津に亘る堅氷ありしも、其他は概して厚からず、往年の結氷状態に比し遙かに薄く、航行亦困難ならざりし、又六日午後四時秦皇島に向て大連出帆の筈なりし郵船三河丸は、大連汽船齊通丸の報告及大連の氣候寒冷に微し、秦皇島の状況を測定し、出帆を見合せたるも、天津より入港可能の電報により、九日午後四時大連を發し、十日前十時秦皇島に入港したるが、平素は航走十四時間にして達せしな、十八時間要せしのみにて、想像以上に航行容易なりし、同日更に二隻の入港船あり、之に就き沖合結氷状態を聞くに、十津の沖合に當り約五吋厚の流水あり、

秦皇島驛は、昨大正五年九月より軌道を改設し、驛から埠頭まで引込線を出し、目算約半哩許にして積込場に達して居る。

當港の大正五年度の輸出開港量は次の通り。

芝罘	龍口	山東	二四、七七二	上海其他長江沿岸	八七、五六八
漢	口		八一、三一〇	香港及廣東	二五九、七八三
南支那諸港			八四、七三六	麻尼拉	三六、七五〇
新嘉坡			九〇五	彼	四九、五九三
日	本		二五二、〇四九	他	九五、一〇
計			一三四六、四三〇		

大正四年度に出入せる船舶は次の如く、大正五年度のものは材料を得ることが出来なかつ

たが、一箇月大約三十五、六隻位であると聞いた。

卷之三

卷之三

六月以降は若松、横濱、大阪各港及香港楊子江沿岸に運轉せり

當埠頭には開港稅務局、同局附屬の小倉庫、海關、錢關、防疫醫院、其他、スタンダード亞細亞兩會社の倉庫がある。支那街には一の巡警局あるに過ぎない。支那街は驛の東方二町許に在つて、近年著しく發達したけれども、大商戶は未だ甚だ少い。戸數は約六百で、人口は四千位と埠頭荷役苦力が三千許居る。埠頭の東方に南洋移民局宿舎があるけれども今は休業中の由。

ありて、日本兵之れに従事して居る。外國人は八百三十人立、外國兵は英印度兵二〇立、佛國兵三人居るのみ。

六 石門寨炭坑

秦皇島驛の一町許東、京奉線北側に輕便線の驛がある。此輕便線は石門寨炭田の一なる柳江炭坑に通するもので、延長約十五哩、一日二回運轉する。途中の通過驛は湯河（元京奉線驛にて此驛から秦皇島まで支線があつたのを輕便線に改設せり）海陽、杜庄の三地で柳江炭坑が終點になつて居る。兩地間は約一時間を要し、發著時間は確實でないが、大約次の通り。

柳江 發 午前八時半	秦皇島著 午前九時半
秦皇島發 午前十一時	柳江著 午後零時半

兩地間には回數乗車券を發し居るも、一回文客車（三十人位收容）銀五十仙、無蓋貨車銀三十仙を徵する。

石門寨炭田の目下稼行中のものは、柳江炭坑（支那人經營）芍药炭坑（獨逸人經營）の二つであるが、全體の炭田は一千三百萬坪に及ぶ廣地域にて、炭層二十尺以上のもの七、八層ありて、頗る有望のものなりと聞く。炭質は無煙炭にして、灰分稍多きも、火力熾烈にして、多少の開潔炭を交ふるときは、コークスを製造し得るといふ。

現今稼行中の柳江、芍药兩坑は合計二百萬坪位に過ぎず、其大部分は古くより地方民の所

謂猩掘をなせる無數の掘跡が連續して居る。

柳江炭坑は斜坑三を有し、二十馬力の動力を有する機罐を据ゑ、目下二坑より出炭し、一坑は休業して居る。本坑は昨年四月から開始し、六月湯河驛にて輕鐵を布設し、一列車四噸貨車二十五を動す丈けの汽罐車で運炭しつゝあつたが、九月京奉線の改設に依り、秦皇島まで之を延長し、目下一日の出炭量八十噸乃至百噸位であるといふ。

芍药坑は、柳江を北に隔ること三支里許の地點に在りて、光緒七年北戴河の人李某始めて經營に着手した。而して李は同十年、在天津獨和洋行と石炭貿易の契約の下に、同洋行より銀五萬元を借款し、蒸氣機罐を据付けたが、超えて同二十二年頭上海にて遊蕩の結果自殺を遂げて借款を返済しなかつたので、禮和洋行は支那政府に炭坑の引渡を迫つた。爰に於て政府は通商銀行より返済金を借款せしめて、編縫落著せしめた。然るに其の後、同坑は又獨逸人ウエソン（？）なるものと外一人の獨逸人の手に歸し、昨年一月頃より十五馬力の動力にて稼行して居るが、未だ良炭層に達せないとのことである。而して現在獨逸人は家族共に二十人許居住し、三百人許の苦力を使用して居るといふも、専門家にあらざる余は、唯聞くが儘を紹介する丈で、詳くは専門家の調査に譲ることとする。

石門寨は山海關の西北四十支里、石河々岸に沿ふ古き城市にして、城壁は周圍四丈里の煉瓦にて造り、人口約二萬五千に達すといふ。

如斯良好なる炭坑、而かも海口に近く、交通至便なる炭坑が、指呼の間にありながら、邦人は手を染むる能はずして、本國に遠き獨逸人に依りて經營せらるゝは、獨人の燐眼に敬服すると同時に、邦人の腑甲斐なきに驚かざるを得ない。今後邦人は支那人を競憲の合辦經營をなすにあらざれば、獨り本炭のみならず、滿蒙有望の諸鎮山も自然外人の經營に歸する恐れがないでもなからう。現に凌源縣(元建昌縣)の石油礦(不良なりといふも)は米人に、朝陽縣のナンビアオ炭礦は英人に、喀喇沁左翼石碑嶺の石綿礦は獨人の權利に歸せりと傳ふるではないか。邦人は今少しく放膽に投資し、目前の小利を捨て、永遠の大利に著眼を要することならんと思惟す。敢て所感を記して、江湖の参考に供する。

七 長蘆鹽の視察

二月十二日午前九時五十分發の漫車で東行、漢姑に下車した。漢姑には、目下長蘆鹽置場の工事を請負へる天津華勝公司(邦人)の出張所があるが、鄭氏の紹介を得て、同公司菊池

氏及出張所詰加納氏に會見し、少からざる便宜を得た。

長蘆鹽といふのは獨り當地のもの許りのことをいふのでなく、塘沽より漢姑迄の間の產鹽の總稱らしいが、當地丈の產鹽額でも非常な數に達するらしい。併し年產額、鹽田面積其經濟關係に就ては、不幸にして説明の要を得なかつたから、他日紹介することとするが以下單に見學の順序を記して参考とする。

漢姑驛から下車し、約五支里許南行して漢姑の村落に達した。此の村落は大約二百戶許りであつて、大部分鹽の生産、運搬等に依り生活する者である。此附近は低濕地であるから、鹽分を含み、農耕としては良好でないのみか、耕地も至つて少い様に見受られた。此村落の南方が食鹽堆積場で、驛から此堆積場まで支線が延長されてある。堆積場の面積は實に六百萬坪の廣地域で、概算二百萬斤乃至三四百萬斤位の鹽堆が百餘も見へる。

(堆の形は略長方形であるが、其の面積は不同で、百二三十坪のもの最も多い、而して一尺方形は約三十七斤位であるさうな) 位あり、古きは七八年前のものもありといふ。各堆は上部を屋根型に傾斜を附し、恰も家屋の四圍を圍んだ様に、アンペラ、薑蔥を以て各面

を覆ひ、其上に厚四、五寸の泥土を塗り、雨露を防ぐ仕掛に出来て居る。観察の際は、恰も鐵道輸送を爲す所で、高さ二丈餘の上に登り、外覆を去り、十字鎌を以て鹽を切崩しつあつたが、凝結して、凍土を掘るが如く、容易に鎌の侵入せざる狀態であつた。幾年前のものかと問へば、八年前の堆積であると答へた。いつも春季に至れば、鹽堆の直西を流るゝ蘆臺河の小戎克により、上流及天津方面に堆鹽を運送する由で、堆鹽の間に船の入込む小運河様のもの縦横に通じて居る。汽車の上から見へしは、即ち此鹽堆で、恰も一大市街の如く觀せらるゝ。如斯は日本では到底見る事の出來ない大仕掛であるから、遊歴の諸氏は半日を割いて見學せられる價値があらう。

此の鹽堆から南約一里許りに、數里に亘る鹽田があつて、徑三間位の一種奇妙な風車に依り、鹽水を汲み入る仕掛けとなつて居る。一の風車で大約五天地(約三町歩)に注ぎ得ると聞く而して鹽田開拓餘地は未だ／＼非常に廣いさうな。

長蘆鹽の鹽堆に採込む鹽の價額は、百斤十五仙で、之れに二元七十五仙の稅を課して賣價とするのであるといふ。而して其鹽稅は一箇年一千三百萬弗を超ゆる由。然れども直隸、河南兩省の中部地方は、土地に鹽分を含むこと夥しく、農民は耕地の一半を休耕し、其の

地面を均し固く叩付け置くときは、夏季地表面に鹽分を浸出するが故に、之を掃き寄せ、叩きにせる池に移して水に溶解せしめ、天日に熱せしめて、自ら製鹽し、長蘆鹽を使用するものは僅かに全戸數の三分一にも過ぎないとことである。實に奇にして妙な話の様ではあるが、之は正に確實な話で、政府は此私鹽を防止するため、二千四、五百名の巡警を用ひ、片つ端から其池を破壊せしめつゝあるも、農民等は新に方法を案出し、夜間深更に侵出した所の鹽を掃き寄せ、自家に運びて釜に入れ、火力を以て製鹽する者が少くないさうである。然るときは、支那の風習として、官吏でも村長と同行でなければ、婦人の住する家屋に侵入を許さぬから、其の私鹽を防止することが六ヶ敷いのである。若し之を防止することが出来るならば、長蘆鹽稅丈でも優に三千萬弗の上に達するだらうとのことである。現今支那の鹽稅は年額八千萬弗に達して居るが、一億萬弗になるのは近い將來だらう序に蒙古鹽(烏珠穆沁タブスノール鹽)は、從來收稅上重きをなさなかつたが、大正四年には三十萬弗、大正五年には五十萬弗の收稅ありたりと。而かも此の課稅は赤峰、多倫、經棚、張家口の各地丈であつて、脫稅は半數以上に達する見込ださうな。

以上は、詳しく述べて説明する事の出來ないのは、返す／＼も遺憾であるが、詳細

は他日紹介することとし、概要速報主義に依り見聞のまゝを記載したに過ぎない。

漢姑から盧臺まで二十支里馬車で進んだが、沿道耕地少く所々鹽分の地表に霜の降りし如く白くなつて居るのを見た。直隸省の土地が、一般に鹽分を含むため、耕作物の種に多量の鹽分を有することは、現に天津加里製造工場に使用する高粱灰より多量の食鹽を副産するを見ても證明される。冗言の様であるが、序ながら茲に添記する。

八 東部直隸省に於ける邦人

東部直隸省とは直隸省の東の部分のことと、以下に説明せんとする便宜上の用語である茲には假りに北京、保定、天津を含む線から東で、滿洲方面からでなく、直隸方面から進出したらしい邦人の居住區域を記すこととする。

昨大正五年末天津領事館の調査に係る戸口表に依ると、次の通りである。

地名	戸數	人口		
		男	女	計
北	一九八	五八三	五一八	一一〇一
京	一九八	五二八	五二八	一一〇一

天	津	九二四	一八七〇	一六四〇	三五一〇	八
保	定	一〇四	六	二	五一	八
塘姑及其附近		二〇	三〇	二一		
山海關		一〇	三六	四九		
唐山及其附近		三二	一六	三二		
其	他	三一	四五	四五		
計		一一九七	二五八〇	二二九六	四八八二	七九

天津、北京、山海關附近のものは、既記せるを以て、左に同地以外に就て記述しよう。
保定に住するものは支那の傭聘者であるから、之は説明を要せない。

塘姑に住するものは、陸軍の雇員が二十人に、郵便集配人が一人、其他は料理業關係のものである。

唐山附近のものは、賣藥商十八人、菓子屋二人、理髮業一人、寫眞業一人、料理屋八人酌婦十八人である。

其他とは、前記以外の各地に散在するものを意味するが、其職業別は次の通り。

支那傭聘

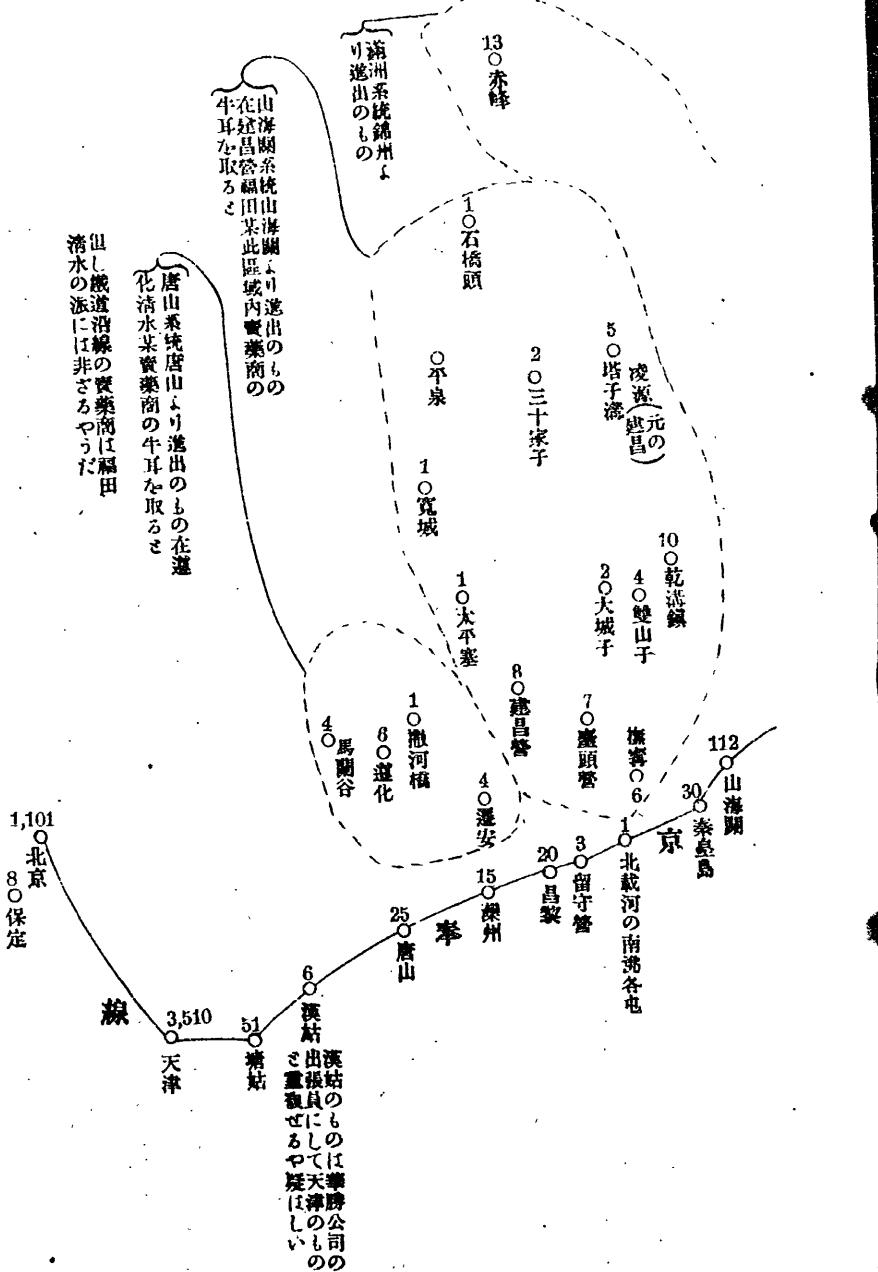
一 戸

藥種商

四 戸

五 人

右は余が假定せる區域丈のものに限らず、天津總領事館管轄區域内全部のものである。
今回旅行の途上各地の邦人から聞き得た所を圖示すると次の通りで、領事館に届け出でないものもあるらしい。



之を要するに、北京天津を除く外の地方は、所謂特種賣藥業と娘子軍が大部を占めることは勿論である。殊に鐵道沿線外の各地に散在するものは、二、三を除き、他は悉く特種賣藥商にして、其數實に七十六名に達す。彼等の健氣なる生活狀態、其奮闘心に至つては強ち貶すべきものにあらざるべく、邦人の到るあれば、同胞の誼を重んじ、知己たると否とを問はず、親味も及ばぬ親切を盡すを常とする。邦人中には、彼等の助力に依り旅行するもの少からざるのみならず、吾人の如き官費旅行者は、旅費の世話を受けざれど地方に於て便宜を得ること少々でない。

本區域の賣藥者は八十餘戸、二百九十餘人、料理及藝酌婦に關するもの五十餘戸、三百六十餘人に達して居る。

九、蘆臺より喜峰口を經て平泉に至る沿道の概況

二月十二日、金等一行は漢姑の長蘆鹽を見學する爲め、午前九時五十分岩倉少佐、藤田主計正、紀田寛作氏其他兩人の友人に見送られて天津を發せしも、北野囉託外二名は午前十一時四十分發蘆臺に下車した。

イ、蘆臺の二駆

蘆臺驛は京奉線の北側に在りて、停車場所在地には驛舎の外僅かに十戸許りの小商及宿舍等あるに過ぎないが、驛から三支里を北進すると蘆臺市街がある。驛と市街の間は轎車又は驢馬で聯絡し、往復四五十仙を要する。

蘆臺は密河縣に屬し、東西二十町位に亘る部落にして、城壁を有せざるも、東西南の三門を有し、一見城壁あるが如し。三門外にも幾多の家屋稠密し、戸數總計五千餘、人口二萬に達すと稱せらる。

主なる官公衙は密河縣第二區巡警局(二十名)、巡防隊一哨(百五十名)、商務會、兩等小學堂、稅捐徵收局等である。

商戸は二百餘戸あるも、資本小額で商況不振、僅かに附近農村に對する小集散市場たりに過ぎない。附近の產物は、漢姑の食鹽を除き、特記すべきものなく、殊に土地低く且鹽分を含むため、五穀稔らず、地方民は東三省方面に出稼するものも少くない。農家は副業として葦席を編むものが多い。

鐵道開通前に於ては、當地は奥地の物資大集散場として繁盛を極めたりしが、鐵道開通後

殊に明治三十三年團匪事件の際蒲臺河の鐵橋を惡徒に破壊せられて之を改築（從前は開閉橋にて大船を往復し得たり）したる後は、大船溯航する能はず、漸次に衰微した。

當地は、元天津と奥地との船舶の中繼所であつたが、是れ亦不振になつて、今では船も通過する丈で、當地に停まるものは甚だ少い。當地から天津まで陸路百四十支里、水路二百支里（老河）あり。併し老河は夏秋冬水少きを以て、新河即ち塘沽に迂回せねばならぬが之に依ると五百餘支里ありといふ。

ロ、蒲臺豐臺間

二月十三日、車夫、巡警等の來るを待ち、午前十一時出發、第一日の田舎旅行の途に就き例の蒲餅型馬車上の人となつた。沿道所々稻株のある乾田を見た。農夫に聞くと、水田は極めて少くて、矢張高粱、粟を作る畑が多いと答へた。左の村落を通過して午後五時三十分豐臺に着いた。（括弧内は戸數、亞拉比亞）

蒲臺^{トウタ}—1—東園子^{トントクジ}(五四)—3—田莊子^{テンザンジ}(三六)—1^{1/2}—閘口^{カニ}(五)—3—閭莊子^{リザンジ}(二〇五)
—12—麥穗法^{マツイシハ}(五四)—7—莊子^{ザンジ}(一〇〇)—2—朱莊子^{スンザンジ}(八〇)—5—盤道站^{バンドウザン}(二四〇)
—3—瓦鴻江^{ワホンカ}(五八)—3—麻花莊^{マハザンジ}(四六)—3—千山莊^{チヤンサンザンジ}(五六)—1—王梁莊^{ウヤンザンジ}(九六)

—1—板橋^{バンゾウ}(一〇〇)—1—崔城莊^{サイソンザンジ}(五〇)—1—大愛沽^{ダエグ}(一五〇)—10—李莊子^{リザンジ}(八七)
—5—豐臺 計六十支里

昨夜から今日にかけ屋外の溫度（攝氏以下同じ）左の如し。

最高 三 度 最低 零下十三度

ハ、豐臺の一夜

豐臺は蒲臺河の上流に在りて、河を挟んで市街をなし、河東は豐潤縣に、河西は寶坻縣に屬す。河東は千五百戸許、河西は七百戸許、合計二千三百戸内外、人口七千餘と稱す。東街には豐潤縣第四區巡警局ありて、區官一、書記一、巡警十二名、西街には寶坻縣の巡警分所ありて、巡警が五名程居る。河東の兩等小學堂は天尊閣廟内にあつて、廟の二層樓は遠く二十支里から目標となる。

河東に商務會あり、商戶は河東に八十餘、河西に三十餘戸あるに過ぎないが、此市街は支那の各地で正月に貼付する繪畫の產地で、主に東三省に賣出すといふ。問屋は義慶和、天順棧、萬和隆、裕興合、廣盛增、永和隆の六戸を主なるものとし、其の外三十五六戸あつて、一箇年の輸出高十餘萬圓に達する。從つて當市街の貧民には老若婦女共、本業に關す

る副業がある。

附近の農民は高粱、大豆、小麥等を耕作し、副業としては葦蓆を編む。一畝地(我六畝位)の收穫高梁六、七斗、小麥四五斗位である。

當地も亦鐵道開通後は逐漸衰微に傾きつゝあり、副業のため辛ふじて維持し居るも、近來東三省に移るもの少からずと聞く。

蘆臺河は當地にて遼鄉河と呼び、河の幅僅かに二十米突、東西街の中間に幅一間位の石橋を架けてある。夏季は當地附近の需要品を天津又は芝罘から小船にて輸送し來り、土産の葦蓆を輸出する。

當地亦城壁なきも、河東街は恰も城の如く、東西各二門、南北各一門の六門を有し、東西三町位、南北五町位の大型市街をなす。當地から各地への距離は次の通り(支那里一里は我六町)
 天津 陸路百三十支里 水路三百五十支里
 蘆臺 同六十支里 同一百五十支里
 唐山 同九十支里
 北京 同二百四十支里

附近の村落には粗布を製するもの少からず。従つて日本綿布の輸入多からざるも、綿絲の需要ありといふ。

ニ、豐臺より新安鎮を經て林南倉に到る間。

二月十四日午前五時五十分豐臺を發し、蘆臺河を渡つて北々西に進み、左記の各地を経て午後一時三十分新安鎮に着いた。此兩地間は河に沿ふ低濕地にして、所々に堤防を修築せらるあり、小溝の道を横るもの三十五六箇所、概ね幅一間位の石橋を架けてある。此の日は天候晴朗にして、農夫の烟を鋤起するもの、肥料(馬糞に土を混じ前年の秋より堆積せるものにて糞土と稱す)を運搬するもの甚だ多きを見る。此の日の通過地方には小麥作少からず。此附近の麥作は秋蒔にて既に二寸餘に成長、冰雪に壓せられて灰青色に變じ、麥たるを見分け難きも、農夫の談に依れば、好作であるといふ。

豐臺—5—山莊子(三八)—4—九龍窪(三四)—8—蘿葡窪(二二〇)—10—史家窪(三六〇)—1—石舊窪(二〇)—4—蜘蛛窪(三〇〇)—4—楊木莊(三〇)—3—長治(三四)—3—畢莊子(三八)—1—定付莊子(三九)—1—傅家窩(四六)—3—火新莊(三四)—5—宋莊
 (二六)—1—小河口(五六)—1—孟歡莊(三八)—18—新安鎮 計七十五支里

ホ、新安鎮の概況

新安鎮は寶低縣に屬し、寶低の東方四十支里、林南倉の西二十五支里に在つて、河を挿んで東方に延長し、河東は蘇縣に屬す。河幅は二十五、六米突水深三、四尺に達すといふ。此の日溫暖にて、一部氷面破れて流水を見る所あり、河上には舟橋を架し、長さ二十米突位あつた。河西は百戸許にて、小商店四十戸、河東は二十戸許にて、二戸の棧房と三戸の小商店がある。河西には寶低第四區巡警分所があつて、巡警が六名程居る、河東にはない。此の地は蒙古貿易上著名の地であつて、天津に聯絡する要地なるが故に、充分調査せんとして態々迂回して立寄りたるに拘らず、廟會（我神社の大祭禮の如きものにて數年間年廻り悪しく御祭を廢せしも昨年は豐年なりし故盛大の祭典を營むなり）にて、遠近の老若男女悉く集り、先頭に小宮を、次に旗先拂、次に太鼓、合鐘、笙、篴篥、橫笛、摺鐘、小太鼓等二十餘人のはやし人ありて、其次に變裝男女二十餘人、其次に稍大なる神輿を擔ぎ、延長二町、狹き途は通行さへ出來ない程に人の山にて、一行は到底市街に入ることを得ざるのみか、食事すべき宿屋さへ田舎客の滿員にて立寄るを斷はられ、街端れに車を停めて巡警局に行き、宿を依頼した。巡警を派して盡力し呉れしも何れも、滿員で入るべき家な

く止むを得ず巡警局の狭い所で食事を了し、巡警の案内で商戸を訪れたが、耳を借すものなく、辛ふじて易新棧に到り、次の話を聞くことを得たに過ぎない。

易新棧掌櫃的の談に依れば、蒙古品の林南倉に來るものは大部分當地に出で、河運に依り天津に送致する。河は舊二月末頃から開け、天津方面から小船湖航し、同十月末頃に終る。一箇年間に上航する船舶は四、五十隻に過ぎずして、大なるもの二萬斤、小なるは一萬斤位を積む。當地には船を有するものなく、悉く下流より湖航し来る。又當地には大商店なく、僅かに易新棧、福興棧の二棧房あるに過ぎない。何れも林南倉商店の取次にて、資本も人員も至つて少ない。而して當地から天津までは水路六百餘支里にて、上り五日位、下り三日位なるも、風次第にて確かに定め難い。上航は綿絲布、諸雜貨を、下航は羊毛、羊皮、牛馬皮、其他豚毛、駱駝毛、蓆、穀類、麻等を積載するも、其の數多からざるのみか何等の統計もない。昨年送りし羊毛は五千袋（一袋は百四、五十斤）許、皮類は二百餘包に過ぎなかつた。又天津の取扱店は陳家溝子の同義棧、厚德棧、黃魏路の萬聚公、大口街の長聚棧の四家にて、雜貨の仕出は美丰東棧、德聚公司等で、運賃は時の状況に依り一定しないけれども、百斤二元内外の見當である。從來は絶てなかつた蒙古甘草が、昨年當地を

通過せるもの四千餘萬斤に達した。此行先は天津の英美煙公司で、何でも米國に送つて煙草に混加するとの噂である云々。

御祭は尙三日連續する由なれば、強て止まるも目的を遂げ難く、且易新機の話にて大體要を盡したれば、午後四時三十分此地を發し、東に方向を變じ、草盤(三〇戸)を過ぎて、六時三十分林南倉に著いて、張家老店に投宿した。此間二十五支里

昨夜からの溫度は左の通り。

最高八度 最低零下十三度

ヘ、林南倉の概況

林南倉は玉田縣に屬し、玉田の西方二十五支里に在る。戸數大約一千、人口五千の市街にして、大小商店五十餘戸あり。主なる建物は玉田縣第二區巡警局(巡警十五名)商務會、者爺廟等である。

當地は蒙古羊毛の通過取次地として有名なるも、實は當地から天津に出すのではなくて當地商人の手を経て、新安鎮から船に積むのである。取扱店の主なるものは、福順棧、江家過貨店、順成棧、廣興棧の四戸で、其取扱高は次の通り。

羊 毛	五十萬斤 <small>(年に依り不同)</small>	昨大正五年は大約七十餘萬斤
駝 毛	一萬斤 <small>一二萬斤</small>	同
羊 級	一萬斤 <small>一二萬斤</small>	同
皮 張	二百梱内外 <small>(一梱の牛馬皮は三十枚位羊皮四、五十枚で一定して居ない)</small>	同

今當地江家店及張家店、福順棧等に就て聞く所に依れば、當地の商人は赤峰にて買付け主に駝駝(此附近に専門の運送業ありて三百位有す)背にて運搬し、天津に仕向く。赤峰當地間の運賃は百斤に付一元四、五十仙、極高き時二元位、當地天津間亦二元以内、通じて三元内外である。鐵道開通前は當地は頗る盛なりしも、其の開通後は便宜上錦州、問頭、瀋州、唐山等に出し、當地を経過するものは減少せりと。

當地附近の農村は葦席を編むを以て唯一の副業とし、毎月五の日に薦市を開き、附近の農民隨意に製品(二十四枚一畳は蒙古向)を擔ぎ、當地西側の廣場に來り集る。薦問屋は來つて之れが相場を建て買ひ取るのである。問屋は四十一戸で、其の主なるものは永徳號、三合義、魁義德、廣源永、義慶成、和順興、慶盛永、福厚德、慶福祥、張家店等である。一箇年の輸出高は三十萬枚位にて、東三省又は蒙古地方から買手來りて運搬するを常とするも、當

地の問屋より行商に出るものもないでもない。而して東三省に仕向るものは唐山又は河頭から汽車に積み、蒙古に仕向るものは車輦に依り喜峰口を通過するのである。席には大小あり、大は長さ一丈二尺、幅六尺餘、小は長一丈、幅六尺餘で、視察當時の價格は品質と大小に依り異なるも、大約左の通り。

大の上(上は褐色細く)
色合好きもの
三十五箇銅子兒—四十箇銅子兒

大の中
二十四五箇銅子兒—三十箇銅子兒

小の下
十四五箇銅子兒—二十箇銅子兒

此の附近も、五六年前年廻不良なりしも、昨年豊作であつたから、近々數日間に廟會を開む豫定なり。而して耕作は高粱を第一とし、小麥之に亞き、玉蜀黍、大豆、粟等之に亞ぐ。棉花は土質に依り僅かに耕作するも、地方の需要にさへ不足し、他に輸出する丈は出来ない。水稻米は出来るが、澤山ない。

雜貨は新安鎮を経て来る。綿絲、綿布、其他日本品多きも、是迄通過せる地方では日本煙草は更に見當らなかつた。

當地より各地への距離は左の通り。

唐 山 百三十支里 蘆 臺 百三十支里
河 頭 百三十五支里

電報は唐山まで出ねばならぬ。郵便は當地に代辦所がある。

ト、林南倉邊化問

二月十五日前五時三十分林南倉を發し、次の各村を経て、午前八時玉田に着いた。

林南倉(一〇〇〇)—12—林南(七〇)—4—桃市庄(五〇)—3—三里莊(八〇)—2—玉田縣

途中七八十頭の駱駝隊遙かに南方に見ゆ。蓋し喜峰口に通ずる大道は玉田を通過せず、其南方にあるからである。

チ、玉田縣の概況

當市は林南倉の東方二十五支里、唐山の北九十支里に在る。城は煉瓦壁にて一面六百米突位の方形にて、東西南の三門を有し、城内三百、城外四百、合計七百戸許ありて、人口三千五百乃至四千戸、戸戸は三千餘戸あるも、皆小店のみにて、商況林南倉に及ばざること遠く、現狀の儘にては商業地として悲觀せざるを得ない土地である。

城内主なる建物は縣衙門、巡警局、稅捐局、商務會、郵便局及三つの大廟がある。西門外

には旗人の兵營と稱するものがあるが、兵は居ない。

知縣を訪問したが、彼は面會を約しながら、朝寢坊をして遂に會見しなかつたから、二三の商店、土地の紳士連が福順棧店に會合して居たのを幸ひに、種々の話を聞いた。其要點は次の通り。

縣内の主なる產物は、林南倉の葦席、後湖定福、丁關屯、張屬屯、陳府、李官莊、小陳廣等の草帽(麥程翼田帽)にて、細工は功ならざるも、價二十箇銅子兒乃至五十箇銅子兒のもので、蒙古地方に仕向く。又窩洛姑、鴻鴻橋附近にては各戸土布を製織し、兩地に於て五の日に定期市を開き、問屋の手に買取り、廣く口外(熱河蒙古のこと)を越稱すに賣出す。此の外農產物としては、縣内第一の白菜は近郷に需要多く、水稻米の耕地は約二百頃(一千二百町歩)許りありて、味美なるを以て名あり、古來北京に輸出す、玉田の名は茲に因す。

當地の物價は銅錢を以て稱す即ち左の如し。

白 菜	百斤	三〇	高 梁	一斗	五二(三)
包 米	一斗	六〇	精 粟	一斗	一五〇

白 米	一斗	二〇〇	大 豆	一斗	八〇
小 麥	一斗	二〇	小 麥 粉	一斤	七

一斗の高粱は二十二斤位十五石半なりと。

土地の價は一畝十元から上地十七、八元、水稻の出來る上田は二十三、四元である。而して一畝の收穫は上田高粱一石二斗、中田七、八斗、下田四、五斗である。

當地も電報を發する場合は、唐山まで行かねばならぬ。

午前十一時玉田を發し、左記各村を経て、午後六時十分遵化に著し、東陞店に泊つた。玉田から東進するに従つて、山地に近づき、土地の高低漸次甚しきも、耕地は甚だ多く、且つ概ね肥沃に見受られる。氣候暖温にて、農家は鋤起、地均、運肥等所在多忙を極むるを見る。道路は概ね良好で、邵官屯、白方寺兩地附近にて僅かに小丘の横ざるあれども、坂路と云ふ程ではない。而して東辛庄、王各庄、白方寺、筆架山附近の風光最も明媚である。

玉田—10—轉轉庄(三〇)—11—邵官屯(110)—5—隔城口(五)—3—柴王店(一八〇)

—3—王各庄(七〇)—8—西楊庄子(三五)—2—孔庄子(三〇)—1—東辛庄(一〇〇)

—6—八間房(二〇)—3—洪水川(四〇)—3—山黎河庄(四〇)—5—筆架山
—2—白方寺(二〇)—5—東流村(二〇)—3—心定庄(一〇)—2—遵化

計 百支里

昨夜よりの溫度左の通り。

最高 十四度 最低 零下六度

リ、遵化の概況。

二月十六日は車の備入方に手違ひあつて、出發する能はず。餘儀なく一日を滯在した。遵化は、北方僅か二十餘支里にて萬里長城に接し、近く奇嶼絕壁の連山を北背に負ひ、清き水流城の東南方を流れ、河を隔てゝ東流村東方の南山(山上に寺院あり)を眺め、古樹城の内外に粗散して、風光頗る明媚である。城壁は一面約千米突の煉瓦城にて、東西南北の四門を有し、城内約六百戸、四門外各小關ありて、東關、南關、西關、北關と云ふ。東南西關は稍繁華なるも、北關は振はず。城外約八百戸ありて合計千四百戸、人口八千と稱す。主なる建造物は遵化縣衙門、巡警局、商務會、稅捐局、兩等小學堂、官商合辦習藝所等がある。寺院の主なるものは城内に二箇所、城外に三箇所ある。大小商店は二百餘戸ありて、

附近各地より穀物、長城外(口外と云ふ)より栗、木炭及野獸皮(狐の皮多し)等を上市し、唐山、河頭等に仕向く。當地の來集輸出の主なるものは大約次の通りなりと云ふも、確數は知り難い。

高粱	二〇,〇〇〇	石内外
粳米(稻米あり)	二,〇〇〇	
粟	八,〇〇〇	相場に依り河頭、唐山地方に送るもの一箇年二萬石内外
小麦	三,〇〇〇	
大豆	五,〇〇〇	
其他	一〇,〇〇〇	
栗	五,〇〇〇	唐山地方へ二三千斤送る
木炭	四〇,〇〇〇	當地消費外唐山地方へ送る
野獸皮	一,〇〇〇	天津へ

唐山(百五十支里)、河頭(百六十支里)、此兩地は當地方產品の消費場にて、同時に當地方に要する雜貨類は唐山又は河頭から来る。運賃は歸り車の有無と季節に依り大差あるも概

ね左の通りにて、唐山、河頭兩地とも殆んど差異はない。

每百斤 冬季 二吊一二吊四、五百文 夏季 三吊一五吊文

當地物產は唐山よりは河頭に仕向くるものが多い。而して穀物問屋は四、五戸あるも、大なるは東陞店のみ。

當地には金融機關として質屋(當)錢舗あるのみ。其主なるは左の如し。

當 舗 隆 指 當 會 恒 當
錢 舗 德 寧 永 德 茂 永

右の状態なるを以て、爲替は勿論貯金の機關さへなく、金融機關の缺乏を感じる。雜貨は唐山から仕入れるもの、天津より唐山、河頭を経て來るものがあるが、取扱店の大なるは會合成一戸で其他五、六戸あるも、大きくない。當地には邦人二戸、六人あり一戸は支那人妾にて、賣藥をなし、他の一戸は稍大なる資本にて賣藥をなし、一戸、男二人、女三人である。大なるものを南德義と稱し、清水松五郎氏の經營で、同氏は附近に於ける有力者なる由。一行は車輛の儲入錢の交換等に對し南德義の厚き盡力を受けたが、此僻地に住する可憐なる邦人が同胞に對する德義を重んじ、厚意を盡すことは、全く地獄で佛の

喻の如く、一種言筆に表し難き快感を覺ゆるものである。

遵化縣に於ける外國人は、右邦人六人の外、和蘭人一人(宣教師)ありて、曹各庄に住す。

本縣内の耕地は四千八十九頃八十八畝九(我二萬四千五百三十九町餘)收穫高二十四五萬石

に上るも、縣内に十三市鎮ありて、當市に集まるものは三四萬石に過ぎない。

人口は縣内を擧げて二十三萬三千二百二十八人ありて、内十三の市街に住むもの、三萬一千九百七十人農村に住するもの、十九萬一千二百六十八人である。

當地亦電報局なく、電報は唐山に送り、郵便は隔日に唐山に送致する。

ス、遵化喜峰口間。

二月十七日午前四時遵化を出發した、左記各地を經て午前十時三屯營に著いた。

遵化—5—鐵山嶺(七〇)—10—大柳樹(三〇)—3—雙城子(一〇〇)—7—勺家庄(八)—2—趙莊子(四六)—3—國家屯(四八)—4—靠山莊(五)—6—五間房(五)—5—接官亭(七〇)—5—三屯營

三屯營は遵化を去る東方五十支里に在りて、今より二十年前頃までは相當繁榮の市街なり

し由なるも、北清事變の際票匪(義和團事件の際湖南、湖北より起りし暴徒)の當地を占領せる後、商家破壊せられ、財産を掠奪せられたるを以て、資力あるものは悉く他に移り、殘るは無資力のもののみにて、一面千二百米突餘の城壁を有する大市も、城内は頗る寥々たるものである。城は破損の儘に任じ、絶へて修築せざるを以て、見る影もなき有様である。西門外に稍々人家多きも、市街と稱すべき程にあらず。城内には巡警局ありて、巡警六名あり。戸敷は八百九戸にして、人口は四千餘、内商戸十戸餘あるのみ。宿屋の稍大なるもの一戸、木賃宿(苦力の泊する所)五戸ある。

此の地にて晝食を終り、午後〇時二十分出發した、當地までは渓谷の不良道なきにあらざりしが、概ね良好であつたが、當地と喜峰口間は人頭大的石礫道に横り、川か道か別ち難き所多く、否らざれば坂路にて行旅頗る困難である。殊に高家店附近と喜峰口に於て二つの大坂路があつて、東行は甚だ危険を覺ゆる。併し通行者は中々に多い。三屯營から赤峰に至る間は、別紙三原図記の報告(次號に掲げる)と重複の所は其報告に譲り、本書に略することとした。

三屯營(八〇〇)—10—高家店(三〇)—10—沙窩店(一〇)—2—牛店子(四六)

—馬寨(八〇)—5—撒河橋(三〇〇)—10—灤陽城(五〇)—15—喜峰口

撒河橋は灤河に沿ふ三百戸許の小市街で、商戸三十餘戸あつて、比較的繁盛の土地であるけれども立寄らなかつた梶野某なる邦人賣藥商此地に居る。灤河を渡つたが、水勢急にして過半解氷して居つた。何れの河にも冬季丈臨時架設せらるゝ假橋がかゝつて居る。

灤陽城から五支里位で、岩石露出して、車行頗る危險の坂路があるが、之れを孩兒嶺といふ。三屯營から喜峰口に至る間には、所々栗の樹があるが、何れも幹の部分は表皮を剥いである。是れは栗樹に蟲のつかぬためと、永く良質を結ばしむるにあると、農夫は得意氣に語り居つた。我國に應用するも善きことならんか。此方法は、獨り栗のみならず、梨柿にも同一の方法を行ふを常とする。栗の外、比較的松が多く、山の中腹は勿論、山頂にまで粗林をなして居る所が少くない。

道幅は一般に狭く、車輛の行進ときは、必ず一方は停止して地を通過せしめねばならない。而して公共心乏しき地方民は、道の修築を行はないのみか、道の土を取り肥料とするから自然に不良の度を加へつゝある。

灤陽城は古城趾で、城壁の壞れが所々に名残りを止むるに過ぎない。

ル、喜峰口の近況。

喜峰口は遷安縣に屬し、萬里長城出入口の一である。此地には常關稅局があつて、出入の貨物に課稅する。其他第四區巡警局元の驛站道と防守尉が其儘殘つて居るが役人は居ないらしい。

市街は小川を挟んで城内と城外とに岐れ、城は一面一丁許りの小角面堡で、二門を有し市街の北端に在り。商戶は小川の南に一條の集團をなして居る。戸數は僅か四百足らずで人口は二千をこゝなりと。商戶は二十餘戸、宿屋が二戸ある。

此の附近は溪谷の狭い土地を耕すので、農產物は頗る少い。高粱、粟、大豆を耕作するが一頃(六町)地から漸く二三石位しか取れないが、山腹まで耕作し納稅地の面積は甚だ少く一戸で二頃から五六頃を耕すは珍らしくない。地價は上地一畝が二十圓見當で、地租は一頃で一斗五升位に當る。

此地方の產物は、一箇年木炭二萬五六千斤、栗實が四萬五六千斤、梨が十萬斤内外で、何れも遵化と唐山、灤州に仕向ける。穀類は僅かに粟が灤州方面に行くけれども、其數は明らぬ。

當地から各地への距離は左の通り。

遵 化	一一〇	支里	遷 安	一五〇	支里
灤 州	二三〇		河 頭	二三〇	
唐 山	三四〇		山 海 關	三六〇	
郵便は隔日に遷安に發送すると云ふ。					

昨夜から本日へかけての溫度は左の通り。

最高十八度 最低零下九度

ヲ、喜峰口寬城間。

二月十八日午前六時五十分喜峰口を發し、午後六時に寬城に著く。

兩地間は七十支里で、恰も我箱根の嶮の如く、山又山のひどい惡道であるが、其悪い程度は一度通行した者でなければ、話しや、筆先では逆ても想像がつかない。

先づ喜峰口の村落を離れて、五六町も小川に沿ふて西北進すると、兩側の峰から谷間に向ふて長城が延びて來て、道路の箇所は二重の堅固なる築城とし、内の入口の所に巡警捐の徵收所があつて、巡警が三四人見張つて居る。長城の構造は山海關の記事に一寸記して置

いた通り、此地のものも古北口八達嶺のも同一であるから略するが、今から二千年の昔に能くも能くもかゝる偉大な築城の出来たものと思はれる程巧に築かれてある。併し其の昔ならこそ出來たので、當節斯の如き馬鹿げた築城をするものはない。されば幾何破損しても、壞れ方題、可惜支那の大名物も比年其面影を消滅しつゝある。

一行は城壁に登りて暫時四方の景色を眺め、嚴めしい二つの門をくぐりて、所謂口外の地に出た。道路の方向は東北に變つて、人頭大といひたいが、四斗檜大の石が道一面に露出して、コツリ／＼車轍を打ち、容易に進むことの出來ない山間の河とも道ともつかぬ不良道を一步／＼に進み、約二十支里も進んで、孟子嶺の大峠を越して、同名の村を過ぎ前と同様な不良道を進んで、六時間もかゝつて正午漸く南天門に著いて、晝食をした。三屯營附近までは村落も稠密で、家も可なり人の住むらしいものであつたが、三屯營から山地になると著しい差がある。其中でも喜峰口から此附近の貧しさ加減といふたら一目瞭然と云ふが、目を閉て居ても明かに判る。之が奥の廣い蒙古と天津の大都會とを聯絡する大道かとは何人が考へても疑ふであらう。併し今朝から馬車(多く粟や豚毛麻を積んだもの)に三十臺許り、駱駝(豚毛、蘇子、麻子を馱せるもの二組)二百九十六頭に逢遇したから、

普通の小徑でないことは想像が出来る。

南天門は承德縣の區域で、此れから寬城の間に坂がある。之も相當にひどいが、孟子嶺や孩兒嶺程急ではない。午後一時三十分南天門を發し、九虎嶺を越えて午後六時半のたゞがれ時に寬城に着いた。此日は寒氣も強し、一日石の上をコツリ／＼車に打れて足も腰も立たない程疲れて、報告を書く氣にもなれなかつた。

此日通過した村落は次の通り。

喜峰口—12—白臺子(二〇)—5—杆羅臺(五〇)—13—孟子嶺(五〇)—10—南天門(一一)

5—九虎嶺(二〇)—5—黃崖子(一五)—10—水窖(二〇)—10—寬城

昨夜來の溫度は次の通り。

最高 十九度 最低 零下十七度

寬城の一夜。疲れて居ても巡警局に行き、鄉約(村長)を訪問して聞く丈のことは聞かねば安心して寢に就かれないので、疲倦を驅つて實行した。丁度此の街も火神廟の御祭り、即ち廟會で、近郷から多數の老若男女が集り來り著した。時は恰も行列の廟に入る所であった。此の地の假裝狀態、作り物等は甚だ盛大、且つ立派で、行列の延長は三丁から續いて

珍らしい作り物や金のかゝつたものもあつたが、殊更不思議に感せられたのは、頭の上に二つの算盤を合掌形に載せ、其上に板を置き、十五六歳の小供を上げて種々の藝をなさむことやら、水車の如きものゝ四つの杓のある所に人を載せて、二丈も高く揚げ、恰も水車の回轉する如く自由に廻らせるこなんざは、日本でも見ることは出来ない。況して片田舎の素人が如斯を演ずるのは、不思議の一つに數へてよいことを思ふ。其他高脚と稱する高さ四尺もある木脚に足を結び、三尺位の所に踏臺を附け、我國の竹馬の様で、竹馬の如く手に棒先を持つことなく、恰も普通の脚で所有運動をなす、其熟練さ、只管感心の外はない。廟會は敬神の外に、如斯意匠を凝した諸種の藝當を演ずるから、それを見たため、遠近の親類遠類の集まるは勿論、縁もゆかりもないものでも、之を見るため態々數十里外から集て來るのである。殊に人目恥かしき支那娘も、此廟會には道途に立つやら、障子のすきからぞくやらして、うつゝを抜かすのが普通である。廟會は少くも三日位、長いのは七日間を費すのがある。殊に春先農事未だ閑なる時に多く執行する。

廟と云ふと寺のことゝと思ふ人が多いが、さうではない。支那では神社といはいで、火神でも、荒神でも、河神でも、鬼神でも、財神でも(多くは寺の號がある)何でも、彼でも悉

く廟と稱す。

却說如斯人氣の立つ時であるから、巡警局に行つても一人も居ない。漸く鄉約に會見したが、第一こちらの七面倒な話を聞く耳がないから、一切要領を得ない、返事許りである漸く人口と戸數を知らして貰つたのと、巡警を護送せしむることを承諾さしたに過ぎない此町は戸數が四百餘戸、人口が二千五百許りあつて、商店は二十五戸程ある。日本人賣藥業者が一人居る。山海關から來て三四四年此地方を往復することを語つた。

寬城附近は、元王公莊田に屬して居つたが、民國四年から民地になつて、一天地の價は上六十元、中四十元、下三十元見當で、地租は一畝八、九箇銅子兒で、收穫は上地一天地につき高梁五六石、上中下平均すると三石位のものになる。耕作の種類は高梁、粟、玉蜀黍、大豆、麻、蘇子等で、蘇子、麻は關裡(長城から南方を云ふ)に、其の他の地方で消費する。當地の特種產物は石炭、缸窯溝にあつて一日三、四千斤を出す)と缸類で、缸窯溝には陶器製造の工場が二つあつて、熱河屬一帶に販路を有し、一箇年一萬餘元の品物を輸出する。

喜峰口までは、粗らながら山上に樹木が見へたが、口外に出ると一本の樹もない、全くの

禿山である。併し西南四十支里の大桑園から多量の木炭を出すといふから、同地附近には多少の樹木があることは明瞭である。

當地には商務會、農林會、巡警局、兩等小學堂、中路巡防半哨(四十名)徵稅局、郵便代辦所等がある。

當地から各地への距離は左の通り。

熱 河 捷路	二八〇 <small>(文里)</small>	平 泉(八溝)	一二〇 <small>(文里)</small>
建 昌	三〇〇	潘 家 口	七五
喜 峰 口	七〇		

ワ、寛城平泉間

二月十九日午前五時寛城出發、瀑河の左岸山地をよち上り、よち下り、四つの坂を超む同河の右岸に出で、午前十一時黨場に著いて晝食した。午後一時更に小坂路を超む、小寺溝に達するごと、土地開墾し、耕地多く、道路も亦良好である。

小寺溝から約十五支里に一の古城趾がある。廻州城と稱し、唐代の古城にて、方四支里に達する。土城の壁所々に殘存するも、今は人家がない。

午後六時平泉に著した。此間通過せる村落左の通り。

寛城—20—羅髮門(六〇)—20—冷岑子(長き點々の村落)(合計七十戸許り)—20—黨場(四五)—30—平泉

昨夜からの温度は次の通り。

最高四度 最低 零下二〇度

今日通過した道は、喜峰口、寛城間に比すると餘程良道である。此日の温度は頗る低く加ふるに北風凜烈、顔面痛痺を覺いた。

冬季と夏季に河の偵察に著しき違がある。冬季は一面に氷結するから深さは土人の言に依るもの外はない。深い大きな河でも、それはほど大きく見へないので引替、山間の小川は流急なるため、晝間僅かの日光に依りて、氷面破れ、其の破れ目から流水急傾斜の氷面を流れ、段々擴りて谷間一面に河の如く變じ、夏季には水も無い位の小川も大きな河と間違ふ恐がある。昨今通過せる地方は悉く之に類するもので、殊に冷岑子附近の谷間は水で満ちて居つた。

平泉では、先年からの御馴染なる永盛店に泊つたが、一度面識ある支那人は邦人とは打つて變つて其懇切、實に掬すべきものがある。

平泉の記事は第二回の報告に譲り、次に熱河屬蒙古と直隸省の關係を記して今回の報告の
結果とする。

一〇 热河屬蒙古と直隸省との關係

イ、境界。

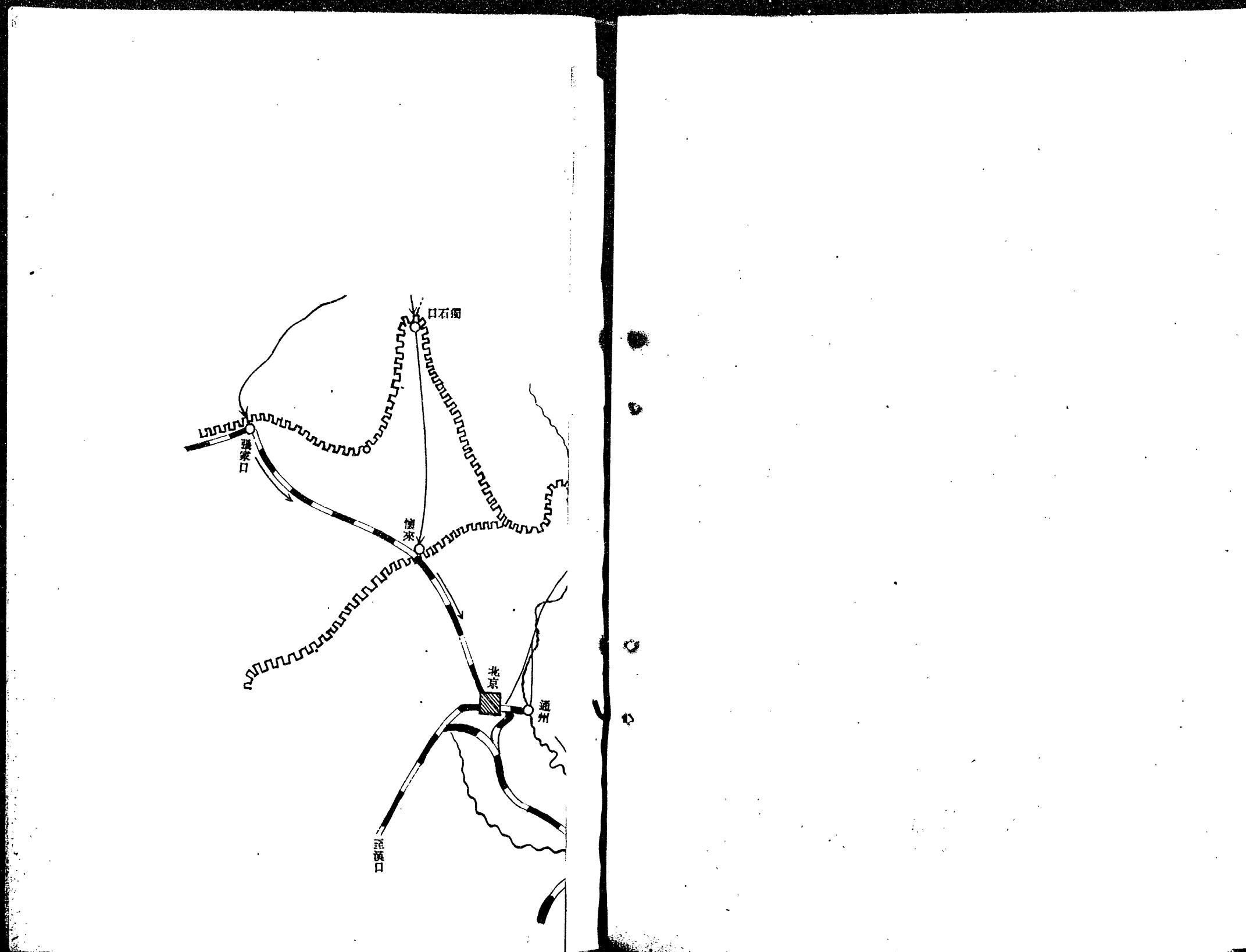
熱河屬蒙古と直隸省は、何れを以て境界とするかは、實際判明でない。即ち今回通過した所でも、口外の地に口裡の各縣に屬する土地があつて、精確なことは日時を費やさないと説明が出來ないが、古來の境界たる長城を以て其境と假定すること、最も明瞭で、且つ便宜と信する。

ロ、兩地間の交通。

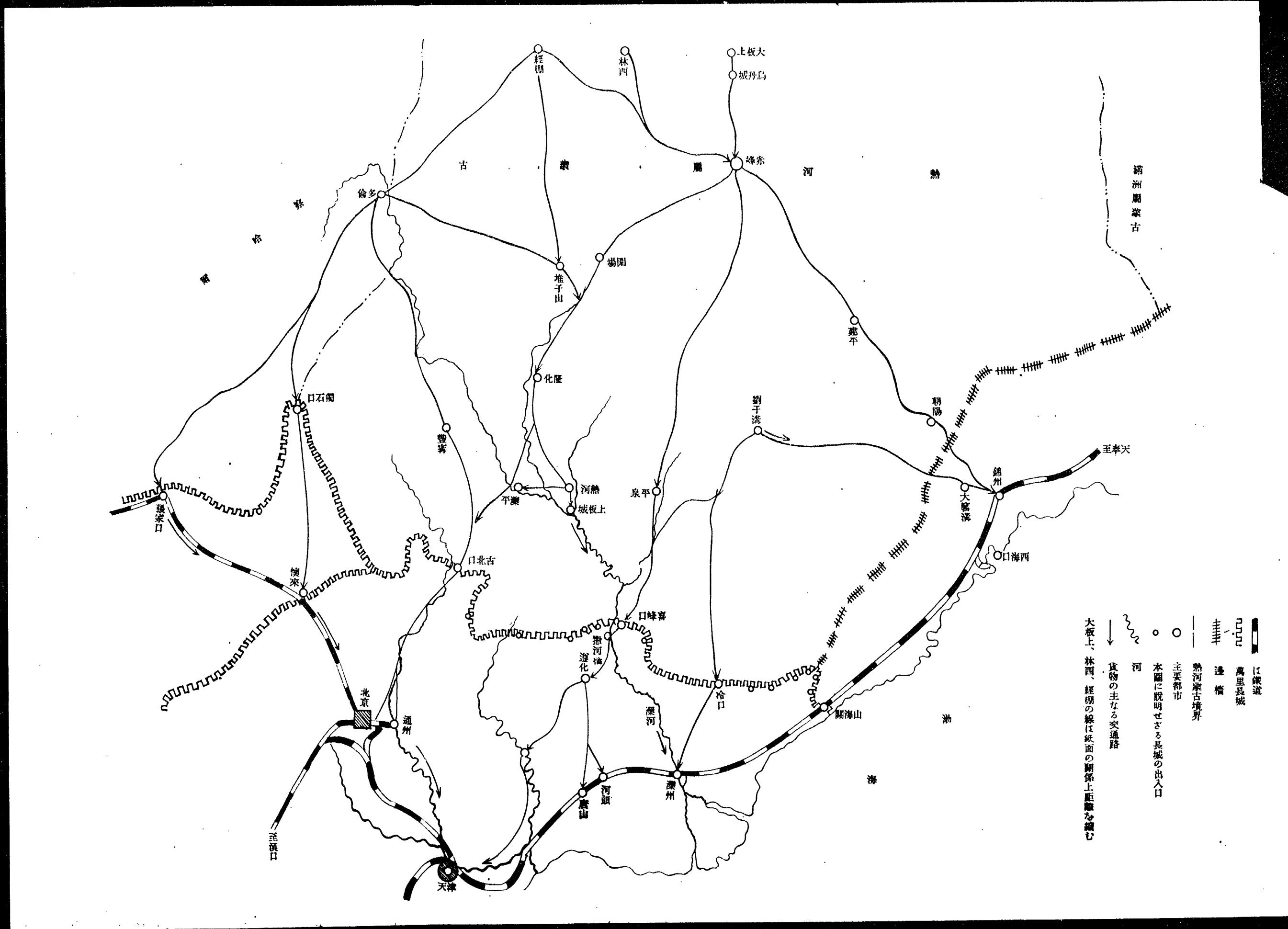
鐵道の布設せられてない兩地間の交通は、水路又は陸路に依るの外ないことは勿論であるが、兩地を聯絡する水路としては、唯一の灤河のみで、他は舟楫の便ある河はない。河灤の水運は未だ詳細の調査を遂げて居ないけれども、灤州から熱河の南二十五支里の上板城まで二十石積以下の小船が溯航し得ることは事實である。けれども本河は水流急なると日

時の多費と流域地區に重要都市のないため、兩地間の交通上重きをなさない。本流の詳細は他日紹介する。陸路は南滿の錦州に通するもの及察哈爾の張家口に通するものは暫く他日に譲り、大要次の三線を説明する。(略圖参照)

- a. 赤峰平泉地方から喜峰口を通過するもの
 - b. 赤峰多倫熱河地方から古北口を通過するもの
 - c. 經棚、多倫方面から獨石口を通過するもの
- (a)は烏丹城線、林西線、經棚線を受けたる赤峰市場の天津に通する交通線にて、途中各市場のものを合し、喜峰口に出で、大約灤州線、河頭線、唐山線、林南倉線の四つに分岐して天津に入る。
- (b)は赤峰及經棚、多倫より北京に通する聯絡路にて、途中市場のものを合し、古北口から北京に行くものと通州に行くものとに分る。通州に至るのは、船にて天津に送るものが多い。
- (c)は經棚、多倫から獨石口を通過して懷來を経て、天津に入るので、此線に依るものは甚だ少い。



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



熱河屬蒙古の土產品は、概ね右の三線を通過して直隸省に入るけれども、此の三口の外に幾多の長城出入口があつて、地方毎に聯絡して居ることは勿論であるが、唯三線の如く主要な交通路になつて居ない文である。熱河蒙古に需要する他省又は外國品は此反対に輸送せられる。

三線の性質に就て更に蛇足を加へると、喜峰口線は經濟線、古北口線は官用線、獨石口線は補助線を見ることが出来る。換言すると甲は主要な貨物通過路で、乙は官吏、軍隊、公文書の往復路で、丙は前二省の補助に過ぎない。

之れを要するに熱河蒙古と直隸の聯絡は、各種の機關が天津、北京にあるため、著しき不便を忍びて之に依りつゝあるもので、若し東方又は北方から之に勝る機關の新設せらるゝことあらば、今の交通状態を變更することは議論のないことであるから、吾人は鐵道布設の研究を重ねると共に、先づ赤錦聯絡を確實にし、西海口の海路を研究して、熱河蒙古の經濟上に一大改革をなすべく、進展するの要を思はねばならない。

ハ、住。民。

哲里木盟に東三省土著のものが移住する如く、熱河蒙古に直隸省人の移住するは自然の勢

で、住民の大部が直隸系のものであると共に、言語風俗は勿論直隸省と密接の關係のあることは何人も推定せられることであらう。併し住民は、東三省のものよりも更に朴直にして、日支兩國人相互の關係は非常に良好の傾がある。

直隸省は、住民の年代古き次第、土地の利用至れり盡せりにて、開拓の餘地を存しない從つて人煙稠密、新たな業を創始するか、他に移住するにあらざれば、此上に人口の繁殖を許さなく見へるが、蒙古部に入ると段々南から北に進むに従ひ、人口が稀薄になると共に利用すべき自然の天惠の多きを感じる。

ニ、通貨。

熱河蒙古と直隸とは、前記の如き關係であるから、通貨も能く一致して居る。併し北進するに従つて、價格に不同あることは奇といはねばならない。邦人は此間の機微を研究せねば、商業は出來ない。支那人中には此差を利用して金儲を企つるもののが少くない。

	天津	蘆臺	豐臺	倉南	玉田	遵化	喜峰	寬城	平泉	赤峰
大洋一元	一〇	一〇	九	八	一〇	一〇	一〇	一〇	二	二
百吊文	一六三 一六六	一六四 一六六	一六二 一六三	一六一 一六二	一六三 一六四	一六〇 一六一	一五〇 一五三	一三五 一三四	一四〇 一四一	一四〇 一四一

小洋十仙
一吊文
一百
一六三
一六六

如斯相場の異なるは、其土地にある現金の多寡に關することは勿論であるが、僅か十里か五里を隔つる市場毎に錢勘定が違ふのは、支那でなければ見られぬ圖である。

ホ、運搬具。

口裡即ち直隸には牛馬が少くて、驢馬が割合に多い。従つて馬車の數も頗る少ない。又人の肩を勞する擔荷を見ることが少なかつたが、口外に入ると馬車が多く、口裡で一車一頭の轎車は口外では二頭三頭で輶き、口裡で二頭か三頭の驢馬で輶ひた荷馬車は口外では七頭か八頭の馬に輶せるといった様な工合で、人の肩を勞する如きは絶対に見ない。最もこれは主として道路に關係して居る。口裡の道路は概して口外よりも良好である。併し食料品の餘裕と家畜の價格、其他土地の安寧等にも原因して居やう。兎に角蒙古の開拓地方にも未だ多く多くの人を收容し得る餘裕あることの推測が出来る。

滿洲の漁業

緒言

滿洲といへば、邦人には直ぐ大陸といふ先入的觀念が附隨するので、滿洲の漁業は、内地の人には、或る一部の人を除いては、餘り注意されて居ない様だが、決して輕視すべきものではない。渤海及黃海に接して居る五百哩の沿海は勿論、南滿に於ける遼河及鴨綠江北満に於ける松花江、嫩江、牡丹江その他各河流に產する魚貝の量は、實に夥しいものである。精確なる統計は得られないが、極く内輪に見積つても、渤海、黃海の漁獲高は年額五百萬貫に上り、各河流に產するものを五十萬貫位とするときは、全滿洲を通じて五百六十萬貫に上る勘定である。今假りに一貫目の價額を平均二十錢とすれば、其總價額は大約百十餘萬圓になる。而して此漁獲高は既に極限に達して居るかと云ふに、さうではない、漁撈法を改良し、各種機關を完備したなら、其額を數倍加するの餘地綽々たるものがある。以下項を分つて滿洲漁業の概略を記述しやう。

第一 海産漁業

一 總説 南滿洲近海には、暖流魚族の二三を除く外の水族は、大概棲息して居る。就中鯛、鰐、石首魚、太刀魚、鯖、鰆、鮪の類は最も豊富である。今漁獲物の種類を擧ぐれば左の通りである。

た い	た ら	ぐ ち	ば ら
さ は ら	ひ ら す	ゑ い	た ち
す ど き	に べ	し ら う を	わ そ
ま な が つ を	ち ぬ	こ の し ろ	さ ば
か れ い	ひ ら め	め ば る	ふ か
ほ う ば う	か な が し ら	は も	こ ち
い わ し	あ ぶ ら め	う な ぎ	あ な ご
さ よ り	は セ	あ ち	し た ひ ら め
さ つ ば	た こ	い カ	な ま こ

く ら げ か に る び し い ら
あ わ び か き あ さ り は ま ぐ り
に し せ ど が い あ か が い ま て
い た ら が い

此の外に、支那人が海狗と稱して居る海豹科の海獸が獲れる、鯨、海豚の來游も珍くない「かぢきまぐり」も時に漁獲される。

漁場は地勢及交通其の他の關係上から大體三區に分れて居る。即ち(一)鴨綠江口から關東州の魏子窩附近に至る迄の沿海、(二)關東州沿海及關東州から熊岳城に至る沿海、(三)殘餘の遼東灣に接する沿海の三である、此中で最も良好なるは(二)の關東州及熊岳城に至る迄の沿海で、之に次ぐは(三)の蓋平、營口、錦州方面の沿海である、而して冬季は、鯛、鰐、鮪類を除く外の魚族は、一般に水温を追ふて南方に移動するから、漁場も南方の一部分に狹められ、(一)(三)の二區は其季間殆んど價値がない、然し春期到來と同時に夥しい魚族の集團來游し、此魚族を追ふて漁場は南方から漸次北方に移り、魚類は到る處に散游し、漁場も従つて擴大される、而して晚秋水温の下降と共に、漁場は再び南方に移るのである。

漁期は各種族によりて移動状態を異にするから、一般的には定め難いが、重要魚類の漁期は大體左の通りである。

種類	漁期
たひ	四月下旬から十二月上旬迄
たら	十一月中旬から翌年七月迄
たち	七月から十月迄
ぐち	四月中旬から九月下旬迄
さはら	四月中旬から六月迄及八月中旬から十月月中旬迄
ばら	十月から翌年五月迄
すゞき	四月から十月迄
ゑい	五月から七月迄及九月十月の二箇月
かひらめ	十二月から翌年八月迄
にべ	五月から九月迄
さば	五月から九月迄

漁獲高は、支那人の分は正確でないが、關東州(熊岳城の分を含む)の分を擧ぐれば大體左の通りである。

關東州漁獲高累年一覽表 (熊岳城の分を含む)

年別	區別	本邦人漁獲高	支那人漁獲高	合計
大正五年	年年	二九〇、五九〇	四二三、五九二	七一三、一三二
大正四年	年年	二四六、六五二	五一〇、九二〇	七五七、五七二
大正三年	年年	二四七、七四六	四九五、四六六	七四三、二一七
大正二年	年年	二九八、五九一	四九八、六四五	七九七、三三六
大正元年	年年	四五九、一六〇	五一三、六五〇	九七二、八一〇

右漁獲高中最も多いのは鯛であつて、總數の三割強に當り、之れに次ぐは「ぐち」の二割内外、「たら」の一割六七分、「たち」の一割二分内外、下つて「ゑい」の二分五厘内外、「さは

「かれひ」、「ひらめ」「ばら」の順序である。

關東州外の南滿沿海の漁獲高は、正確なる統計資料なく、之れを詳説することは出来ないが、奉天省諮詢局の數年前の調査及其他の調査によれば、左の通りの見當である。

渤海方面漁獲高 百五六十萬貫

黃海方面漁獲高 十五六萬貫

渤海方面での主要なる漁獲物は「ぐち」、「ゑび」、「たら」、「ばら」「たち」などで黃海方面は「たち」「にべ」「さば」などである、假りに兩沿海漁獲總高を百五十萬貫とし、一貫を二十錢とすれば總額三十萬圓に上る譯である。

南滿沿海に於ける定著漁業者の戸敷は、關東州内五千八百二戸、關東州外一千五百四十九戸である、關東州内の分は大正四年末調べであるが、州外の分は數年前支那側にて調べたもので正確でない、一班を推知する爲め其の日支人別を表示すれば左の通りである。

區別	種別	月		數		人		口	
		日	本	支	那	日	本	支	那
關東州内		一五〇		五、六五二		二五五		一六、四九〇	
關東州外				一五〇					

區別	種別	關東海黃方面		渤海方面		計	
		日	本	支	那	日	本
關東州内		一五〇		一〇六		一五〇	
關東州外		七二〇一		一一、四三五		二五五	

此の外、漁期になれば日本内地及山東省方面から當沿海に出漁するものが澤山ある、其數は支那人の分は不明だが、邦人の分は後に述べる。

漁船は邦人は日本在來のものを用ひ、支那人は通常固有の戎克又は舢舨を使用して居るが近來關東州内の支那人中には、鯛漁業に使用する目的で日本型漁船を購入する者が出来て來た。是等漁船には漁業専用と運搬船兼用のとがあるが、戎克は大抵後者に屬し、漁期以外には軽便貨物運搬に使用されて居る、大正四年末調査に係る定著漁業者所有の船數は左の通りである(州外の分は數年前支那側の調査で正確ではない)。

區別	種別	日本型漁船		支那漁船		西洋形船	
		日	本	支	那	西	洋
關東州内		二二六		四〇五七		一一三	
關東州外		一	一	一〇八六		四	

二 日本人漁業　南滿近海に於ける邦人の漁業は、皆關東州に根據地を置いて居る邦人漁業の創始は明治二十七八年戰役當時であつたが、平和克復後中絶し、再び三十七八年戰役の際開始された。其當時は主として鯛延繩漁業だけであつたが、漸次に鯛一本釣、鱈延繩、拵網等の從業者が出來、尙ほ引續いて打瀬網、鱈流網、鱈延繩、裸潛等の各種漁業が試みられ、捕鯨業も大正四年から著手され、尙ほ幾多の漁業が企劃されて居る。漁場も之れ迄沿海十數哩の外に出なかつたが、目下其區域も非常に廣くなり、熊岳城、山東省龍口方面及金州灣沖合から秦皇島方面の海上に迄出漁する様になつた。

邦人漁業者は今尙ほ通漁者が大部分を占め、春來秋去を常とし、當方面に定住する者は極めて少數である。然し關東州水產組合が大連市外老虎灘に漁村を建設し、移住者を招致し都督府でも之れを援助し、一面冬季漁業の試験調査を行ひ、出漁を獎勵したから、近年移住者の數も漸次増加の傾向がある、通業者數は愛媛縣を第一とし、香川、熊本、大分、廣島の順序で、長崎、山口、岡山、福岡の各縣之れに次ぎ、其他の府縣は極めて尠ない、出

漁船及漁業者の勢を府縣別にすれば、其の通りである。

愛 熊 香 大 廣 岡 山 福 長												縣別
媛 本 川 分 島 山 口 國 崎												年別
人船員數												區別
三七	四三	二二	六〇	二一	八六	二二	一九	二〇九	三四四	四二	三三五	五五三
一八二	三〇	一七四	五五八	一三	四九	一〇三	二七	一〇八	一九六	四六	二八一	五五
二七三	三〇	一九一	二六九	六五	一八	八〇	二四	二二五	三四三	四三	三二四	六三九
四二五	四五六	四五五	一九八	八八	一九	二三三	四六	二二〇	一九四	三四	二七〇	六四
九九九	二四四	五九九	二五八	八八	二〇	一六八	四二	二六九	五二三	三六一	二九二	六〇

滿洲の漁業

其	計	他
"	"	"
二七	一八	一七
一五	一三	一九
一三	一四	一六
一九	一五	一七
一七	一九	一四
一四	一六	一八
一六	一三	一九
一九	一一	一〇

の資本を以て單獨渡航する者は極めて少かつたが、近來は此傾向一變し、單獨渡航者の數漸く増加し、兩者其數相半ばする様になつた、之れは通漁者の資力増進した結果でもあらうが、斯業に關する諸般機關の完備により、諸事簡便に處理が出來る様になつたことも、其一因をなして居る。漁業資本主（一般に漁業組と稱して居る）と漁業者との關係は所謂雇傭關係ではない漁業者は渡航前後に要する資金を資本主より借入れ、從業後漁獲高から資本主に對する一切の負債を控除支拂することになつて居る。之については資本主は豫め漁業者と契約し、貸付金辨済の保障として漁獲物の販賣を一手に行ふが例である。資本主に支拂ふ手數料は從前は漁獲高の二割五分に上つたこともあつたが、近年は一割内外の標準となり、最近では手數料を徵せず、單に貸付金の利子だけ徵してゐるものもある。

漁業者の從業別は年により増減があつて、一樣でないが其の大多數は網延繩業者で、總數

の約七割を占め、次ぎは鰐一本釣業者で約一割、其他は^打漁業者^漁、^鰐並^本等の順序である。従つて漁獲物の大部分は鰐であつて、邦人漁獲總高の六割乃至七割を占めて居る。最近數年間の邦人の漁獲高を舉ぐれば左の通りである。

種類	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年
計	一九三三、九八〇 七、九九二 四〇九一	一六五、三七五 七、五四六 二六〇四	一八一、七〇四 八、七五七 三一九二	一八四、八四七 八、〇八〇 六八〇七	一九三、九〇三 八、一九九 七八八六
他	一〇六、四四二 二九〇、五九〇	五至一、八五四 二四六、六五三	三八九七 二六四三九 一七七三七	五、九七二 四、〇二五 六七二八	一五六、〇〇〇 二六、八一二 四五九、一六〇
	一	一	一	一	一

是れ等の漁獲物は、關東州近海のものは大連、旅順、老虎灘(市外)、營城子(旅順内)等の根據地に水揚し、直ちに大連及旅順の魚市場に送りて委託販賣に付す。龍口方面では、一部は

龍口に水揚し、一部は漁場で天津、山海關地方から來る支那人の出買船に販賣し、又定期の汽船便で大連に積送するものもある。熊岳城方面の出漁は、近年のことだから、販賣方法が確立して居ないが、現時は氷藏の上、熊岳城から鐵道で北方各地及大連に送つて販賣して居る。是等は大概生鮮の儘販賣し、加工製造せられるものは極めて少ない。

漁業者の一般經濟状態は、比較的良好である。漁船一隻當所得は左表に示す如く、毎年一千圓以上に上つて居る（最も此額は盛漁期たる五月から十一月に至る迄の七箇月間の計算である）。

年別 大正元年 大正二年 大正三年 大正四年 大正五年	區分	從漁船數		從漁者數		漁獲高		所得	
		一隻當	一人當	一隻當	一人當	一隻當	一人當	一隻當	一人當
二八九	二五二	一五二	一五〇	一九〇五九〇	一九〇三〇	一〇〇五九〇	一〇〇三〇	一九〇三〇	一九〇三〇
二二八	一〇九	一〇九	一〇九	一四六六五二	一三九七〇	八一三一四〇	八一三一四〇	一三九七〇	一三九七〇
二二八	一〇四九	一〇四九	一〇四九	一四七七四六	一三六二七	一〇一三六〇	一〇一三六〇	一三六二七	一三六二七
二五〇	一一七	一一七	一一七	一五三五九一	一三六五五	一〇一四三六	一〇一四三六	一三六五五	一三六五五
二六二	一三一〇	一三一〇	一三一〇	二〇九一六〇	二三一四二	一三一五七一〇	一三一五七一〇	二三一四二	二三一四二

右表の漁獲高には捕原高を含まず

漁業者の主要なる根據地は、大連、旅順、老虎灘、營城子の四箇所で、何れも關東州内に所在し、其の他州外の熊岳城及山東省の龍口、芝罘、威海衛など、夫々根據地となつて居る。大連及旅順は安全の繫泊地であり、又漁獲物の販賣、物資の供給等も甚だ便利だから漁船は大抵此兩港を本據として居る。此外捕鯨の根據地として海洋島、鑑及鑑延繩業の根據地として獐子島（海洋島の西方）がある。尚ほ廟島列島及長山列島は避難地として知られて居る。

左に邦人の重要漁業につき各別に概記する。

イ、鰐漁業 本業は、邦人漁業中最も主要なるもので、又最も多數の從業者が居る、其漁獲高も毎年十七八萬圓以上に達して居る。本業には延繩と一本釣の二種がある。

延繩業者は、主として愛媛、香川、大分、廣島、岡山地方のものにして、船一隻に漁夫四人乃至六人乗込み、繩十鉢乃至二十鉢を使用する。餌料は手長蛸を主とし、夏季は油烏賊を用ゐる。漁場は廟島列島近海を第一とし、大連灣から長山列島に至る迄の近海、山東省龍口沖合、營城子沖合、金州灣沖合及熊岳城近海など良好である。漁期は山東省沿海は四月下旬に始まり、關東州沿海は約一箇月後れ、それから十二月上旬迄繼續するが、盛漁期

は五、六、十、十一月の四箇月である。一隻當漁獲高は六七百圓乃至二千八九百圓普通千四五百圓位である。

一本釣の從業者は、多く熊本縣天草地方の出漁者である。一隻に七八人乃至十一人位乘込み長山列島、廟島列島附近で七月から九月又は十月迄從事して居る。餌は「穴しやこ」を用ひる。漁獲高は一隻當最多二千圓内外、少きも七八百圓を下ることはない。

ロ、鋸延繩漁業 冬季に於ける唯一の漁業であつて、鯛漁業終了後、在留邦人漁業者の最も奮勵從事すべき漁業である。最も冬季は寒氣強烈、荒天の日が多くて、操業困難ではあるが、相當の設備をすれば充分從業することが出来る。それに該魚は當地方近海極めて豊富で、而かも支那人方面に多大の需要があるから、將來有望の漁業である。本漁業は元と支那人が専ら從事して居たが、都督府及水產組合などで頻りに獎勵した結果、漸次日本人の從業者を生じ、目下は從業船二十隻内外あり。漁期は十二月中旬から翌年三月下旬までで、漁場は長山列島附近から圓島沖合を主とし、又山東省石島、裡島方面へも出漁する者がある。餌料は鰐、鮎、かすべ、など用ひる。漁獲物は生鮮の儘漁場附近の支那人に販賣する。漁獲高は一隻三四百圓乃至五六百圓位である。

ハ、裸潛漁業 従業者は熊本縣天草地方の者であつて、主として鮎を採取して居る。漁期は七、八、九の三箇月間、漁場は長山列島近海から沿海一帯の礁根である。從業船十隻内外、一隻の漁獲高六七百圓から千六七百圓迄の間で、漁獲物は生鮮の儘大連市場に出すのが多い。

ニ、「さはら」流網業 當近海には鱈の來游するものが多く、漁獲高も相當にある。漁場は金州灣及び大連灣から旅順に至る沿海であるが、春季には芝罘沖、熊岳城方面にも出掛けれる。漁期は芝罘沖は四月下旬から五月中旬迄、關東州沿海は、渤海方面は五月中旬から六月中旬迄、黃海方面は八月上旬から十一月中旬までである。從業船現時十隻内外であるが漸次増加の傾向がある。一隻の漁獲高四百圓以上六七百圓位である。

ホ、打瀬網漁業 本漁業は、當方面沿海に甚だ適して居る漁法である。現時從業船は二十四五隻あり、邦人漁業中重要の地位を占めて居る。漁場は大連灣から長山列島に至る間の海面であつて、七月から十一月中旬迄從業する。漁獲物は「かながしら」「ひらめ」「かれひ」を主とし「こち」「ゑび」「かすべ」などを用ひる。元來本漁業は海底漁獲にて、漁獲物も上等ものでないから價格も低廉だが、それでも一隻六七百圓の水揚をして居るは、沿海

一帶魚族の豊富なる證據である。

ヘ、「ふか」延繩漁業 本漁業は夏季「たひ」の漁閑を利用して之に從事せば相當有利の事業である。現時從業者は主として大分縣佐賀關地方のものであつて、十六七隻の漁船で六月上旬から九月下旬迄從事して居る。根據地は長山列島中の獐子島であつたが、近年威海衛に移轉して居る。一隻の漁獲高七八百圓以上千五六百圓迄である。

ト、掛網漁業 邦人漁業は上記の外、從前掛網漁業に從事するものが多かつたが、今は支那人の從業者多く、邦人從業者は少くなつた。本業は地先漁業で小規模だから、漁獲高も一隻百圓乃至三百圓内外に過ぎない。然し勞少く、比較的利が多いから大に支那人に歡迎せられて居る。

チ、捕鯨業 南滿近海、殊に黃海方面には鯨群の遊游すること多いが、從來は支那人は勿論、邦人も之れが捕獲に從事する者がなかつたが、大正四年五月に始めて東洋捕鯨會社が關東都督府の許可を得て、海洋島の「ソルントン」港を當方面的根據地として捕鯨に從事することになつた。目下三隻の諸威式捕鯨船を使用し、同島の周圍六七浬から三十四五浬までの海面を範囲とし從事して居る。其成績は甚だ良好であつて、大正四年中四十八頭、同

五年中には一躍して百五十六頭を捕獲して居る。種類は大抵長鬚鯨であつて、小は四十五尺位から、大は六十五尺位である。漁期は夏期五月から七月迄と、秋冬季十月から翌年四月迄である。捕獲した鯨は根據地で直ちに解剖し、尾羽、皮、肉等の主要なる部分は總て下の闕に送つて販賣して居る。

二、支那人漁業 支那人の漁業の中では「ぐち」「たら」「たち」の三種が最も重要なもので、又支那人の嗜好にも最も適して居る。それだから其の販路も頗る廣く、上海地方へも輸出して居る。之に次ぐは「さば」「さはら」「かすべ」「ひらめ」「かれひ」「たひ」「ばら」「すどき」「かながしら」「にべ」「あなど」「いわし」「さつば」「なまこ」「くらげ」「がき」「いたらがひ」「ながだこ」「いひだこ」「ゑび」等である。

漁具は、網具としては風網、掛網、流網、拉網、參網、櫛子網、掛網があり、釣具には各種延繩、一本釣等がある。左に重要漁業について摘要する。

イ、「ぐち」(黃華魚)漁業 本漁業は支那人漁業中の大宗であつて、沿海一帶に於ける漁獲高は頗る巨額に上つて居る。本漁業の最も盛んなる熊岳城沿海にては、盛漁期の僅々十五日間の短時日間に漁獲する高丈けでも、二十萬乃至三十萬圓に上るのは疑はれない事實

である。以て其重要なことが察せられる。漁具は風網、掛網の二種を用ひるが、前者を使用するのが殊に多い。

風網は旋網の一種であつて、構造は漁船の大小によつて多少異つて居るが、普通肩約二百尋、据は縮結を多くし、肩に比し三割位短縮す、網丈は中央部十八尋、夫より両端に至るに従つて短縮し、十五尋許となる、之れに浮子、沈子をつけて全形を爲し、両端に長さ五十尋の手網をつける。漁船は普通八十石乃至百四十石位の戎克船を用ひ、漁夫十六七人乃至二十人乗込んで居る。網を使用するには小船(舢舨)を卸し、之に一人の漁夫乗込み一方の手網を支持し、本船は帆を揚げ片手廻に網を半圓形に投じ、手網を伸ばして舢舨と會し、其手網を本船に取り、漁夫は左右兩舷に分れて網を曳きあげる。而して船は揚げ帆の檻風下に流して置く。此の如く風を利用してするから、風網の名が起つたのである。

漁場は山東省の利津、崆峒島、奉天省の熊岳城、大孤山、大鹿島それから蓋平方面の沿海であつて、漁期は四、五月を最盛期とし、引續き九月末まである。漁獲高は普通一隻五六百圓位であるが、中には一隻で千圓乃至一千四百餘圓を獲るものあり、又一網で二萬斤の漁獲をなすものもあるから、將來有望の漁法として邦人の攻究を要するものである。

掛網は一種の底刺網である。漁船は三四十石積位のものを用ひ、四五月頃山東方面及熊岳城、大鹿島近海に出漁する。一隻百圓乃至百四五十圓の漁獲がある。

魚價は從來百斤三圓乃至五六圓、平均三圓五十錢内外である。最も熊岳城方面では用鹽高價の爲め、二圓内外に暴落したこともある。

熊岳城に於ける本漁業は有名なものであるから、其の概況を述べやう。即ち熊岳城の漁場は地勢や海の状況が「ぐち」の群來生殖に餘程適當して居ると見へて、驚くべきほど夥多の「ぐち」が居る。而して本漁業は古くから行はれて居て、近年稍々漁獲が減少したと云つて居るが、それでも漁期に入れば大小七百内外の支那漁船が各地から來集し、風網を使用するもの、掛網を使用するもの、其間に出賣船の魚の買取に東航西駆するもの等、參差錯綜を爲し、路上には魚類運搬用の馬車陸續絶はず、非常に賑かである。此の如く各地から多數の漁船が來集するから、其保護取締やら、稅金の徵收を兼ねて支那官憲からは相當の吏員派出せられ、關東州側からも我警察官吏や、水產組合の役員が出張して、利益の確保に勉める。關東州から同漁場へ出漁する船數は、大正五年には風網船二百二十五隻、掛網四

十五隻、合計二百七十隻であつて、漁獲高約金十五萬圓に上つて居る。漁獲物は一編は生鮮の櫛營口、海城、蓋平、大石橋方面各地に販賣せられ、一部は鹽藏して南滿鐵道又は遼河の水運によつて遠く奉天、長春又は東部蒙古の各地に搬送され、其需要は殆んど無限と云つても好い位である。

口、「たら」漁業 本漁業も亦重要漁業の一であつて沿海至る所營まれて居るが、就中獐子島、海洋島、大孤山及營口方面の近海が最も盛んである。獐子島の如きは一箇年產額十萬圓に達することがある。漁具は延繩であつて、構造は各地によつて多少異つて居るが、概して幹長二百尋位で、之に二尺八寸位の投繩を七八尺隔に一條つけてある。漁船は二十五石位の小型のものであつて、六人の漁夫が乗込んで居る。漁獲物は船内に鹽藏し、滿載を待つて歸港し、乾製に從事する。漁場は五六月頃は海洋島沖合を主とし、一月から三月までは大孤山及海洋島の漁者は遠く山東省近海に出漁する、其他の地方は普通十一、十二月の頃と四月から七月までを漁期として居る。漁獲物は寒冷の候には生賣にするが、暖かい季節には鹽、乾魚に製して南支那方面から來る出買船に販賣する。漁獲高は各地一樣でないが主要漁村では一隻平均乾鰯五六千斤位は獲る。價格は百斤六圓乃至十圓位である。

ハ、「たらうを」漁業 本漁業も沿海至る所に行はれ、頗る重要な漁業で、漁獲高は十萬圓以上に達して居る。漁場は地先沿海何處でも獲れるが、就中最良の漁區は旅順管内鳩灣から營城子に至る間の沖合及大連灣から長山列島に至る間の沿海である。漁期は七月から十月まで、延繩を用ひて漁獲する。餌は「あぶらめ」「さより」「さつば」「ぐち」などである。本魚は支那人が極めて嗜好し、漁期になれば中部支那及南支那方面から多數の出買船が来て主要產地で買集めて歸航する。

以上漁業の外「さはら」「さはら」を漁獲する流網「ばら」「かれひ」の底刺網、「さはら」「ひらめ」「すじき」「ばら」の大地曳網、「いわし」「さつば」「さより」の地曳網等がある。又參網と稱する桁網の一種で、「なまこ」「いたがひ」「かき」を採取するものがあるが、重要漁業と稱するに足らないから省略する。

ニ、海獸業 南滿洲近海で捕獲せられる海獸は、海豹の一種であつて、支那人は俗に海狗と稱して居る。從業者は孰れも支那人で、其の全數は知り難いが、關東州内だけで從業船約七十隻、人員三百人内外はある。捕獲數は年によりて甚だしい差違があるが、最も多い年は關東州内だけでも七八百頭に上るさうだから、全部にては年千頭内外は捕獲されると思

見て差支へあるまい。之を捕獲するには營口や復州方面では結冰期に氷を渡つて捕獲するさうだが、關東州では、春季遼東灣内の結氷が解けかけて南方に流れ始める頃で、從業者は十餘日分の食糧や防寒具などを用意して、小漁船に三人乃至五人づゝ乗込み、沖合に出で流れて來る氷塊を目掛けて船を漕させ、長さ六尺位の手槍を持つて窓に氷塊に乗り移り海狗を突き殺し、或は生獲する。是等は大概體重十五斤乃至四十斤位の幼獸であつて親獸の警戒を顧みないで、水上に熟睡するから、捕獲し易いさうである。捕獲場所は主として遼東灣の中心洋上である。憶ふに本獸は冬季に上記の各所から遼東灣内に移動し來つて氷上で分娩し、解氷期に流水に乘じて南下するのであらう、本獸の用途は皮を主とし、肉は食料に供し又は其から油を取る。皮は生皮の儘北京又は天津に送り製革し、裝飾用として販賣される。

三 海產に関する組合、會社及試驗機關 關東州内に於ては組合としては關東水產組合、會社としては滿洲水產株式會社、東洋捕鯨株式會社、渤海漁業株式會社、

試験調査機關としては關東都督府水產試驗場がある。尙水產會社に於て大連及旅順に魚市場を經營して居る。左に其概略を述べやう。

イ、關東州水產組合 本組合は關東州水產業の改良、發達及水產動植物の蕃殖、保護、其の組合員共同の利益を圖る目的で、漁業者、海產物販賣業者、海產物製造業者に依つて明治三十八年十月に設立されたもので、大連に本部を置き、旅順と貔子窩に支部を置いて「組合員及其家族の施療、救護、漁船、漁具等の保管、餌料の供給、天氣豫報及暴風警報の信號、州外出漁者の取締、善行者の表彰及漁業の獎勵、水產に關する出願手續等の代辦、通信及財金爲替取扱の代辦、紛議仲裁及調停」等の業務を行ひ、尙ほ大連市外老虎灘に移住漁村を經營して居る。組合員は大正五年末調によれば、日本人二千百三十六人、支那人五千三百九十六人である。是等の組合員からは一圓乃至二十圓迄の組合費を毎年徵收して、経費の一部に當て居る。

ロ、滿洲水產株式會社 本社は、明治四十一年一月創設、資本金十八萬圓である。業務としては、魚市場經營の外、「漁業資金及漁具の貸附、漁獲物の廻送、受託、鹽乾魚の製作餌料及日需品の供給、特種漁業、水產物の賣買、冷蔵庫業」等を營み、相當利益を擧げ、株

主に一割内外の配當をして居る。

ハ、魚市場 大連及旅順の魚市場は、滿洲水產株式會社の經營である。其組織は、荷主から販賣の委託を受け、釋賣の方法で、會社専屬の仲買人に販賣し、荷主から手數料として價格の一割乃至一割三分の料金を收受し、代金は直に荷主に支拂ふ。最近數年間の兩魚市場の水產物取引高を掲ぐれば左の如く、其の内最も主要なる魚類は鯛であつて、總取引高の五割強を占めて居る。

年別	區分	大連魚市場		旅順魚市場		合計	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額
大正三年		五七九一六七 百	四三三六九七 百	六九一五八 百	五四八四七 百	一二一〇八 百	四八七九三〇 百
大正四年		六五九二三三 百	四五三九〇五 百	七二三四六二 百	五〇六三五 百	一〇一〇八 百	五八二五九九 百
大正五年		七一〇八〇五 百	四五七〇〇五 百	九〇一〇八 百	七三五四八二 百	一八〇〇九一三 百	四八七九三〇 百

ニ、東洋捕鯨株式會社及渤海漁業株式會社 何れも本社を大阪に置いて居る。前者は大正四年以來事業場を海洋島に設け、良成績を擧げて居る。後者も大正四年五月から支店を旅順に置いて事業を開始したが、創業勿々のこととて、成績思はしからず、目下漁法、漁具

の改良を計り、又本社を旅順に移し、事業刷振を計る等、各種の改革意見を持つて居る様だから、其實行の暁は、幾分不振の悲境から脱することが出來るだらう。

本、關東都督府水產試驗場 本場は、明治四十一年四月、關東州に於ける水產試驗調査の機關として大連市外老虎灘に設置され、目下相當完全なる設備を利用して、技師一人、技術員五人、囑託一人及製造夫、漁夫、水夫十餘名にて各種の漁撈試験、漁場の調査、漁獲物の罐詰、加工、醸藏、乾製等諸種の製造試験を行つて居る。此結果、從來從業者がなかつた打漁網、躉流網、餌延網等の漁業經營者を生ずる様になり、漸次良結果を得て居る。關東州外に於ける支那側の組合、會社は甚だ明瞭を缺くが、目下支那官憲が沿海の水產を監理する機關として、奉天全省漁業商船保護總局(明治三十八年創立)といふのがあつて總局は營口に置かれて居る。是れは元純然たる官衙であつたが、目下は自ら漁業もやり、漁船も建造してゐる有様で、官衙と漁業會社を突混せたやうなものである。該局の管掌業務は(一)漁船の保護、海賊の鎮壓、(二)漁業に關する各種稅金の徵收、(三)漁業に關する犯人の處分(四)漁船の建造、(五)漁業經營、(六)水產學校の經營等である。(四)以下の業務は、元と奉天省漁業公司が營んでゐたのであるが、同公司が破産したので、之を引継ぎ經營して居るのであ

る。水産學校は毎年若干名の卒業生を出し、沿海各地に分配して水産業に從事せしめて居る。本年は二十名の新入學生を募集するさうである。右の外、大正元年頃、當時北京農事試驗場長葉基禎及憑國璋、吳景濂等が資本百萬元で民富漁業公司と云ふものを發金し主として渤海方面で漁業を經營する積りで農商部の認可を得て居たが、實現せずに止んだ。

第二 河產漁業

滿洲の海產漁業の有希望なることは既に述べたが、河產魚も頗る豊富で、其漁業も盛んである。それに鐵道沿線を離れた田舎の支那人は、海產魚を食ふもの極めて少く、多くは所在の河流から漁獲する淡水魚を食用に供して居る。左に南滿洲と北滿洲とに分けて河產漁業の大要を述べやう。

一 南滿洲 南滿洲で、河川の大きいのは遼河本支流、鴨綠江本支流、大凌河などである。何れも多量の魚類を產するが、此の中で最も多いのは遼河本支流で、沿岸住民の副業として漁撈に從事して居る者が多い。漁獲高の最も多いのは遼中縣附近である。產魚の主なるものは鯉、鯰、鮒、白魚などで、而も四五尺位の鯉や、三尺の鯰は珍しくない、本支流から獲れる總額は年五十萬斤位には上るらしい。新民縣下の蒲河も產魚が多いので有名である。鴨綠江の漁區は江口、龍岩浦から安東縣の上流八里までの間が最も盛んである漁獲物の主なるものは鯉、白魚、鯰、鰻、鼈などで、其の中で最も多いのは鯉及白魚である。此の他隨所の河流は、大した漁獲がない。漁期は夏季を主とするが、結冰期の前後に或種の方法を漁獲する數量も侮り難いものがある。然し十二月頃市場に巨量の河產魚を出すは大抵夏季及秋季に漁獲したもの放養して置いて、其頃になつて賣出するものである。

二 北滿洲 北滿洲の河川の大きいのは松花江、嫩江、牡丹江、圖們江それから國境の黑龍江等である。是等に產する河魚は、南滿に數倍し、其種類も多種多様である。松花江流域に產する魚類は頗る夥しく、上流朝陽鎮、海龍城附近の半截河及三通河邊に於ても鯉、草根魚、細鱗魚等を產し、沿岸の住民の副業的に漁獲に從事する者多く、松花江本流に入つては益々多くなる。然し全沿岸中最も盛んなるは吉林の稍々下流の烏拉街附近及三姓(依蘭)である。烏拉街邊にては專業的の漁夫も多く、漁業組織も大分大きい。鯉、鮒、遍花魚、鯰、鰱花魚などが獲られ、日々吉林に輸送するもの頗る巨額である。三姓は本區域中第一の漁產地で、又沿江一帶の漁業根據地である。それに眞珠の產地としても亦有名

である。毎年此地を経て哈爾賓其他に送られる魚類は、鯉三萬元内外、鮮頭魚二萬元大白魚一萬餘元、懷子魚一萬餘元、鮭六七千元、黃魚三千元の豆額に達するさうである。此の邊から下流へかけて獲れる魚は鯉、鮒、鮭、遍花魚、懷子魚、鯧魚、大白魚などが主なるものである。元來松花江の魚類は大味だとの評判であるが、三姓より下流や、牡丹江の魚は大層味が好い。それに價も安く、十四五錢も出せば三尺位の鯉が貰へる、鮒などは話にならぬ程安い、遍花魚は鯈の一種らしい魚で、澤山居るが美味くはない、鯧魚は「ちようざめ」の一種で、普通六七尺もある大魚で、大きいのは長さ八九尺、重さ四五百斤に達するのである。此魚は黒龍江には頗る多く、松花江にも少くない、其卵の鹽辛は、露人が最も珍重するものである。肉は勿論骨に至る迄、各種の製品として食料に供せられ、殆んど棄てる所のない程有用な魚で、將來日本人が松花江で漁業を營む場合は、第一に著眼すべきものであらう。それから松花江や、牡丹江には淡水産の真珠貝が居る。それは日本内地によくある溝貝で、澤山繁殖して居る。產額は正確には知れないが嘗つて清朝時代、萬壽節に皇室から大小五千箇の眞珠獻納方を命ぜられ、百餘隻の漁船で四十日間にそれが數を調達したといふことからしても、如何に其額が多いかと推知される。將來眞珠貝

の養殖事業は、普通の漁業以上に發展を見るやうになるかも知れない。

松花江の支流たる拉林河も亦魚類に富み、殊に細鱗魚が多いが、漁撈專業者が少いから漁獲高も多くない。

牡丹江亦產魚夥しく、沿岸各地を通じて漁業頗る盛んである。漁業組織も大きく、一組二三十人或は四五十人のもの數十組あり、專業的に漁撈に從事して居る。それから圖們江流域、綏芬河流域にも各種の產魚が多い。殊に鮭、鮒など最も多い。又牡丹江其他でよく獲れる鱗花魚は、日本の魚族には一寸類似してゐるものがないが、鯛にも劣らぬ位美味だと云はれて居る。何れの河でも大きなものばかりで、運も中には一貫位のがあり、鮓も十貫目位のは澤山居る。

黑龍江省では、嫩江が魚類に富むで居る。河岸に多數の漁村が散在して居て、漁撈に從事して居る。漁獲物は鯉、鮒、鮭、鱗などである。又瑚裕爾河も魚類が多い。中にも鮒は此の河の名産で、清朝の頃には、冬季冰詰として北京の皇室に獻上して居たさうである。此の河には鮒の外、鮫、鱗及特種の魚、即ち黒き魚で「ヘイユキ」と名づくるものなどが繁殖して居る。

以上北滿の河川で漁獲される魚類は何れ位に上るか、據るべき統計がないから分らぬが、哈爾賓地方の魚類需要高はさつと三十萬留(露貨)で、是に沿岸諸市の消費高や、冬季冰詰として輸出される分を加へたら、大分巨額に上るだらう。松花江一帶を踏査した者の話によれば、松花江本支流だけで年々二百萬留を下るまいことであるが、何分水產専門家の調査でないから、見當はつかぬが頗る巨額で、有望な事だけは憲かである。近年支那官憲でも大いに注意し、昨年吉林省督軍に對し「松花江の流域一帶、魚類の產額豊富にして漁業近時著しく發達したれば、該漁業者に對する稅法及漁業權利等に關する法規の制定並に一箇年の產額、漁獲網の研究等を爲し、漁業獎勵の資とせざるべからず」云々の意見書を或る縣衙門から提出したことがある。今後松花江一帶の漁業は益々注目され、大なる發達を見るであらう。

第三 採貝藻業

南滿沿海の地、何處でも貝藻を產するが、最も多いのは關東州の沿岸である。左に關東州内に產するものにつき概況を掲げやう。

イ、藻類 では長藻、天草、長尾藻などが多量に產し、何れも肥料其他に利用する法があるが、支那人は長藻の外之を採取利用するものが少くない。

ロ、牡蠣 は海岸至る處の岩礁に頗る多い。形狀稍々大きく、味も悪くない。初めは支那人も顧みる者なかつたが、邦人の嗜好物なることを知り、採收して市場に出すものが漸次多くなつて、一產物となつた。

ハ、鮑 は長山列島附近に大分繁殖して居る。支那人によりて市場に出されるもの漸く多くなり、邦人も夏季裸潛漁業者が之を採收して居る、其額もなかなか多い。

ニ、海膽 も甚だ多い。品質餘り良好でないが、製法に注意したら、邦人の嗜好に副ひ相當の需要があるであらう。

ホ、貝柱 は長山列島や、金州沿岸に澤山取れる、長山列島の分は粒形小さく、大少整一して居る。年々乾製五六十萬斤を安東方面に移出して居る。金州に產するものは品質良好だが、一箇年の產額は五六百斤に過ぎないさうである。

南滿沿海にては、海藻、貝類の養殖事業は多く着手されて居ない。曾つて邦人が「あまのり」と「かき」の養殖を企てたものがあつたが、實施されずに止むだ。且下大連灣内的一部で

支那人が「かき」の養殖を經營して居る。其成績は未だ特に批判する程に達して居ないが、沿海一帯「かき」著生の場所多く、且つ其成長も速いから、此種の養殖業は將來注目の價值がある。

大正六年一月中滿洲各地市況

大連 時恰も新年に入り、奥地特產物の出荷漸減し、其の輸出は相當旺盛なりしも、船腹の不足は埠頭堆貨をして三十八萬噸に達せしめ、豆粕の如きは、豆油の需要増大に伴れて、其の生産額を増し、埠頭堆貨昨年の倍額に達し、遂に其の混合保管受入額を一日四百枚に制限するの不得止に至らしめたり。

特產物の現物公定相場は、左表に示すが如く、舊歲末に當り一般に賣人氣なりし爲、月初少しく下落を見たるも、概して保合にして、豆粕の如きは、堆貨甚だしかりしも、一般に外國肥料輸入困難の折柄早晚需要勃興の機あるべきを見越し、本邦米價の下落せるにも拘らず、左程の下落を見ざりき。

品	種	最 高	最 低	普 通
大	豆	三・四四〇	三・三六〇	三・四〇〇
豆	粕	一・〇九五	一・〇五五	一・〇六〇
豆	油	一四・三九〇	一三四〇〇	一三・八〇〇
			一一〇九	

大正六年一月中滿洲各地市況

本邦向豆粕及米國向豆油の輸出は、相當旺盛なりしが、大抵先物契約の履行に屬し、運賃と保險料との勝貴は、新規契約は不引合なりしが如し。

輸入綿絲布は、銀高に基く需要引續き強氣にして、好況なりき。

旅順 舊正月前支那人間に多少活氣を呈せしを見たるも、元來商業地に非ざる當地の事とて殆んど市況として報すべき無し。

牛莊 月中舊正月を経たる爲、月の大半は一般取引なく、市況沈靜を極めたり。

特產物取引も沈滯し、隨て其の相場の變動なく、動もすれば下押し氣味にて、殊に大豆圓積比較的多く、之に資金の固定せられたる爲、豆粕、豆油の取引も閑散に流れ、月末に於ける開河後受拂契約出來高八十萬枚位と稱するも、轉賣渺からざるべければ、其實數は蓋し五十萬枚位と見ば大差なからん。是れ即ち本年は二月に於て閏月あり、隨て開河は例年に比し遅るゝを以て、未だ取引盛ならざる所以ならん。

市場現物相場は、毎百斤銀建、火車豆三圓五十二錢、馬車豆三圓二十九錢の釘付相場を以て終始し、豆油は十二圓十錢を唱へたりしも、十五日以後十一圓九十三錢に低下せり。豆粕は一枚九十七八錢の相場を支持せり。

月中馬車豆の入市高三千三百輜内外、支那舊正月前後の休業の爲、減少を來たしたるなるべし。

大節末市中重要品堆貨左の如し。

元豆	一二三六五〇石	青豆	八八三〇石
合豆	六〇、四五〇	白眉豆	六、六〇〇
紅糧	六一、六〇〇	小豆	三、八〇〇
包米	二九五〇	豆粕	七五八〇石
豆油	四〇八石	吉豆 <small>小麥</small>	四三七〇石
高粱	六五石	大豆	九二
青豆	一〇四石	豆油	一六
豆粕	一一〇石		

遼陽 當月上旬、中旬に於ては、附近より入市の特產物、多きは一日五千石以上に達するの盛況にて、月の二十日(陰曆十二月二十七日は市中在荷を調査する舊慣あり)には、市中穀物在荷十三萬餘石、豆粕二萬枚、豆油二十五萬餘斤を算し、價格(小洋錢票)は

なりき。輸入諸雜貨に就ては、各商人近來に無き多量の仕入をなせるも、而も賣行良好、特產物商、油房等も亦意想外の成績を擧げ、舊歲末の決済無事に結了したるが如し。到著物資は、冬物仕入時季既に經過したことよりて、前月の二千百餘噸に比し、本月は一千六百餘噸に減じ、發送物資も八千九百餘噸にして、前月より三千三百七千餘噸減少せり。

鞍山鐵礦場の敷地立山南方に確定したる結果、附近市街地を豫想し、土地買收に奔走するもの多數出で來り、此方面への人出漸く増加するの傾向あり。解冰の上は、當事者に在りて地均し、其他建築に著手すべきが故に、當分當地並に湯岡子方面は往來頻繁なるべし奉天・特產物は、大連埠頭の堆貨の爲、新規取引極めて少數なりき。輸入品も、本月は舊正月前後にて、大口取引更に行はれず、市場一般に頗る沈靜を極めたり。

當地に於ては、年々節季明には多少の破綻者を出す例なるも、引續ける金融逼迫の爲め何れも警戒を怠らざりしを以て、例年に比し倒産者は少なかりき。

鐵嶺・新舊正月の爲め、市況不振なりしが、特產物に於ては、中頃迄は入市高日々馬車一千輛乃至七百輛、舊正月に近くに從ひ漸減し、明け後は三四百輛となれり、相場は、斗建

大豆七吊八百文内外、高粱四吊六七百文を唱へたり。

開原にては、入市高初旬は脚車豆六、七百輛、馬車五、六百輛なりしが、中旬頃に減退し脚車、馬車を合せ六、七百輛となれり。相場は、月初八吊二百文より、漸次騰貴し、月末八吊六百文内外を唱へたり。

在荷高は、月末當地三十萬餘石、開原五十萬餘石にして、前月末より鐵嶺七萬石、開原二十萬石を増せり。是れ大豆相場概して強氣を持続して出合はず、取引不振の結果、發送額著しく減じたるに由る。

輸入品に就ては、綿布は、前月獨逸講和說以來、買氣乘らざるに、小洋錢票の下落の爲め賣行歩々しからず、舊正月六日の初荷商談も極めて閑散なりき。砂糖及麥粉は、期節柄相當貰れたるも、皆小口にて、舊明け後は不振に陥れり。

長春・特產物は、舊正月迄は、其の出廻り各方面共頗る旺盛にして、馬車もの附屬地十三萬石、城内一萬石に上り、東清運輸狀態亦幾分緩和せるものゝ如く、月中驛發送高五萬五千噸、聯絡一萬餘噸の多數を示せり。而して大連埠頭の減少せざる爲め、當地糧棧の如き幾分の弱氣に傾きたると地方筋亦舊節季なるより賣進みたるものありて、取引は却て順調

なりき。

輸入綿絲布類其他は、節季の關係と前月末より見直したる露貨の漸次下向きたるとにより引續き不振にて、大口取引更になく、中旬長春縣に於て綿絲布賣買に對し統稅增率（一種の地方稅）問題再發の爲め市況全く沈靜に陥りたり。

安東 月中新舊正月を含みしを以て、取引自然多からず。されど當地特產物たる大豆、柞蠶等は本月よりその盛期に向ひ、出廻り相當に繁く、在荷も先月より増加せり。

輸出品の本邦向の分は、貨車配給不十分なる爲、貨物發著を豫定し得ず、貿易業者は相當迷惑を被れり。北滿向米の輸出も、右と同じく依然として荷物の停滯に苦みたり。
支那商人側年末の商況は、活況を呈せざりしも、年末決済は圓滑に終了したる模様なり、
輸入品は、本月中思はしき取引なく、相場は概して保合にて不活潑裡に越月せり。

黒龍江省近信

大正六年二月四日 於訥河 山田久太郎

一月二十一日海倫出發後拜泉、通北、龍門（本年一月一日より縣治開設のもの）克山等の各縣所在地及其管内各地を經て本日訥河に達した處である。

海倫より北方に進むに従ひ漸次部落が疎散となり、同時に耕地が少くなつて荒地が多くなり、其通北と龍門間の如き五六邦里間も部落を見ぬのが普通で嚴冬に加ふるに強風の關係もあつたであらうが、途中一日間全く旅人に遭はなかつたことさへある、概して波狀地であるが傾斜が緩なので遠望すると容易ならぬ高地に上り又低地に下る様に見へるにも拘らず、歩いて見るに何時の間に上つたのか下つたのか覺ゆぬ程である。

通北から璦琿或は嫩江附近へ又拜泉より嫩江若くは訥河方面へは從來鳥渡抜けられない様に噂されて居たが寧しい道ではあるが行けば何れも立派に行け得ることを知つた、併し豫め東蒙の遊牧地帶を行き過ぎると大差がないと云ふ覺悟をして懸る必要がある。

一帯に種作さる穀物の種類は南滿地方や哈爾賓附近など異つて高粱は甚だ少く否寧ろ

黒龍江省近信

二二五

皆無に近く豆も亦僅少である、其代り麥類即ち大麥、小麥、燕麥と云つた様な成育期の短いものが甚だ多いこれは暖い又熱い氣候の短い關係から來て居るのである。

物資の集散狀態を見るに輸入品即ち綿布並諸雜貨類は長春又は哈爾賓方面から來るもののが最大部分でこれに亞ぐは齊々哈爾からである、是等の中には邦製品も少くはないが石鹼、香水等の化粧料諸陶器、小刀等の部類中少し高價の品になると今も英米品又は露製品が主として邦製品のどこまでも下等品に限るものとされて居るのは返すゝも殘念である、又官煙は例の蜂印さへも来て居ないと云ふ有様で心細からざるを得ない、だが我綿布類はすばらしい勢で侵入し評判も中々良い想ふに他の諸品も品質を吟味して粗製濫造を避けさへすれば綿布類同様の結果を收むるのは決して難事ではあるまい。

經過した地方は新開地である丈けに家の工合さへ哈爾賓や綏化地方と趣を稍々異にし高さが矮くて而して出入口が廣い方になくて狹い方即ち横から出入をする様に出來て居る、なんのことではない内地の田舎の百姓家の火事に遭つて一時小屋掛をして雨露を凌いで居るのと同格のものが多いのである、それは車輛の直徑が普通の荷馬車の二倍大で別に鐵輪を嵌めず自然木の直徑一寸五分程の丸太を鐵輪代用と云ふ様な工合に造つたもので一見甚だ粗

雑なものであるが干草とか粟稈とか嵩の大きい目方の輕い品物の運搬に用ひ五百斤乃至千斤を積載することが出来る併し遠距離には不適當で近距離運搬の用に供せらるゝに過ぎない。

綏寧、海倫、通北各縣の東方一帶の地方は井戸の水質の悪いのが原因で俗に大骨節見と稱へらるゝ一種の風土病がある、七、八歳から十五、六歳迄の少年少女が之れに罹るもので其時代を過ぐれば最早大丈夫と云ふことである、此患者を見たが症狀は手指の關節が大きくなつて硬くなり、又足の關節の工合も悪くなり歩行する様は丁度跛の如く體を左右に振るので甚だ見悪いものである、此外身體の矮小顔面の蒼白と云ふことも此患者の特徴である、而して一旦これに罹ると終身平癒せぬ所謂不治の難病だとのこと尙ほ女子は十二、三歳の頃死亡するもの多く假にまた死なういまでも妊娠不能とのことで住民これを怖るゝことを虎狼以上である、其地の一富豪は余に向つて日本の醫術は頗る進歩して居ると聞くが此土地の水を日本へ送つて検査して貰つたら其原因が判明し治療の方法が發見されると思ふがどうだらう、若し治るものならば如何なる大金も惜しむどころでないと云つて居た、我國にもだんく、醫師の數が増して患者が少い爲めに困つて居るのもある様であるから先か

ら水を送つて來るのを待たず、一つ此方から出掛け親しく患者を診断し且つ水質の検査をもして療法を發見したらどうであらう其治療法が判れば啻に金の下になる程儲かるばかりでなく日支親善の上にも少からぬ効果があるだらうと思ふ。

露國貨幣の通用範圍が年一年廣くなつて今日ではどんな片隅の農村に行つても殆んど通用せぬ所なしと云ふ有様である翻つて南滿に於ける我貨幣の通用範圍を見るのに鐵道附屬地を少し離れて奥へ入ると最早駄目で彼と此との間に大變な懸隔がある、日本貨の通用範圍は南滿に於てすら此有様であるから勿論北滿の田舎などでは現物を見せてもどこの貨幣か知らない程で通用する筈なく如何に大金を擁して居ても反古同然である。

開けた様でもまだ／＼荒地が甚だ多く此通信をした範圍の地帶は既墾地二、五未墾地七、五位の比であつて尙ほ移民を收容し得る餘地が頗る多い、だから將來年と共に開墾が進み住民が殖々土地が益々發展するに相違ない、住民が殖々土地が發展すれば雜貨其他の需用が多くなり購買力の愈々増加するのは當然であるから將來の北滿特に黒龍江省は我商品の供給上最も重視すべき所である。

土地に於ける官民の多くは我に對して敬意を拂ひ又厚意を有し經過して來た縣衙の中でも

過半は晚餐を供したり品物を贈つたり、又普通の住家などに宿を求めても断つた所は一箇所もなく殊にそんな宿屋以外の家では泊めても固辭して宿料を受受けないで、遠來の珍客に對し村には口に適ふ物のないのを遺憾至極に思つて居るのに左様なものが戴けますかと云ふ有様である、本通信は此邊で打切として次回は主要都市の概況を報する積である。

熱河所屬各地炭礦調査

本編は熱河財政分處鐵務科技術員魏有萬の調査したものを當民政部にて翻譯したのであるが、該地方の炭坑を紹介するには好材料であるから、其の儀記載して参考に供することとした。

熱河管内の石炭產出地は餘り多くは無い。既に開坑せられたものは、廟兒梁^{シヤオリヤン}、西大窪^{シダウ}、鷲^{イシ}咀^{チューク}及び乾溝子^{カヌコウツ}の四箇所だけであるが、前二處は皆灤河に沿ひ、水運の便があるから、運搬は多く船に依り、運賃も比較的低廉で、販路も稍々廣いらしい。乾溝子炭坑は、平泉に近く、船運の便が無いから運搬は多く驢馬に依つて居り、運賃高き爲め、販路も餘り廣くないらしい。今左に各炭坑の概況を述べて見やう。

第一 廙兒梁炭坑

沿革及地點 廙兒梁炭坑は、熱河の東南に在り、縣城を距る約一百四十餘支里、灤河に近く、炭坑より河に至る約十五支里であるが、峻岨なる山道で、往來は至つて不便である。事務所は灤河沿岸の彭家杖子に設けられ、礦區は平泉と熱河との境界地點にある。本坑は

最初朝鮮人の發見開坑に係りしものであるが、其開坑年月日は詳かで無い、其後久しく廢坑となつて居たが、乾隆八年(西暦一千七百四十三年)に至り、支那人が之れを改修し、更に開坑したもので、前清光緒二十八年(明治三十五年)に吳商景統が引繼ぎ經營し、今日に至つたのである。

●●●●
炭層及地質 炭層は二層に分たれ、砂岩の間に介在して居る。上は赤色及び黃綠色の頁岩 Shale で覆はれ、二層相併行して東西に走つて居る。傾斜は北に向ひ三十八度より四十度位で、厚さは大概七八尺位であるが、一二三尺位の所もある。二層は寛さ十餘尺の砂岩で相隔てられて居る。約炭層の長は已に露出の處に就て之を觀れば約三四支里ある。地質は劇烈の變動を經し爲め、頗る複雜を極め、石層欹斜、傾臥、百種奇狀を呈して居る。而して坑口を距る近き處は、石層割然截斷され、一斷層を爲して居る。坑口より嶺を陟へて西行すれば、道は盤曲し、砂岩多き頂に至り、再び西すれば、山溝となりて甚だ狭く、兩傍は砂岩及び赤色若くは黃綠色の頁岩を爲し、炭層は其間に疊まれて居る。而して含炭の砂岩も亦其間に夾まれて居る。砂岩は頁岩の傾斜度と稍不同の處がありて、併行式の石層ではないらしい。

採炭方法 土法に依り、其の規模は大きくなはない。

資本金額 銀二萬元。

坑口 舊坑二、新坑一あり。舊坑は久しき以前に開掘せられたものであつたが、坑内に出火ありて引續き採掘することが出來なくなつたので、今は廢棄せられて居る。新坑は舊坑の東に在り、開坑してから餘り久しくない。深さ約二百餘尺で、斜に地中に入つて居るが湧水は無いらしい。支柱は、三柱支法で、高さ五支尺、寛さ約四支尺である。通氣は主洞の旁、主洞より約四五支丈を隔てゝ、主洞と同じ位の別洞を掘り、數多の小洞を以て主洞と聯絡し、空氣の自然に流通するやうにしてある。

坑夫數及賃金 平均坑夫二十三人を使役して居る。賃金は、食事雇主持ちで、一日一人銅子兒十五枚(約邦貨の十二錢)である。一年を通じて作業することは殆んど無く、冬季は作業日數最も長く、坑夫も亦多いが、春夏兩季は坑夫の多くが耕作に從事するから、往々停工することがある。

炭質 有煙炭で、其質硬脆、油質の含有量多く、良く燃燒す。

產額 產出額の最大限は一日二十餘擔、最少限は一日十餘擔で、毎年の產出總額は二三千

擔位である。一擔は一千斤で、約我が九百五十斤位に當る。(一擔は普通百斤である)

稅金 半年毎に銀三百元で、二回に分て徵稅せられて居る。

運輸及販路 陸路運輸は不便であるから、多く船隻の便によつて居る。従つて其の販路は大抵灤河沿岸に限られて居る。即ち遷邑、陝口、羅屯、激河橋、破城、上下板城及熱河一帶である。運賃は道程の遠近に依り増減があるが、大抵每擔銀一元内外で、値段は一擔銀二元八九十錢位である。

第一 西大窪及鷺嶼咀炭坑

沿革及地點 二坑共に灤河の沿岸に在り。西大窪は河の西岸に位し、鷺咀嶼(俗名印字嶼)は河の東岸にある。彭家杖子の南方約二十支里、承德縣城を距る水路約一百六七十支里位である。此兩坑も、亦最初朝鮮人の發見開坑に係りしものであるが、西大窪炭坑は、乾隆年間に潘某なる者引繼ぎ開坑し、今日に及んだもので、現在の當事者は潘永江である、鷺咀嶼は廟兒梁の分坑で、開設時期は廟兒梁炭坑と同じである。

炭層及地質 地質は、赤色の蠻岩(Conglomerate)、石灰岩、頁岩、砂岩及び白色の角蠻岩

(Breccia)等によりて構成せられ赤色蠻岩は僅かに西側に露出して居る。石炭は二層に分かれ、其厚さ僅かに一尺より五六寸位で、皆東西に走つて居る。傾斜は南に向ひ約八九十度位である。炭層は灰色頁岩間に介在し、北は白色角蠻岩に接し、南は赤色蠻岩に接して居る。而して頁岩と蠻岩の間には石灰岩があつて、相隔てられて居る様である。されば地上より之を視れば、採掘稍々困難の様に見受けらる。鷺咀嶼炭坑は西大窪と同一脈で、礦脈の地上に近き處は灤河の截斷面に露出されて居る。

採炭方法 土法に依り、其の規模は廟兒梁に較ぶれば小さい。

資本金額 西大窪炭坑は銀一千餘元。鷺咀嶼炭坑は廟兒梁炭坑の分坑であるから、別に資本を計上して無い。

坑口 両炭坑には各坑口一、通氣口一あり。西大窪炭坑は地勢較や高く、隨て坑内の湧水は少量で、坑口は稍々太く、坑道は山麓より垂平に進み、地中にて糾曲し、長さ約一二支里位ある。鷺咀嶼炭坑の坑道は、斜入七八丈にして垂平に進み、長さ約數十丈に及んで居る。

坑夫數及賃金 坑夫は冬季に於て多く、三四十人位であるが、春夏の農事繁忙季は作業を

中止して居る。賃金は西大窪炭坑は、一人一日銅元二十枚(邦貨の約十五錢)、鷺咀峪炭坑は請負で、石炭一擔の採掘に對し銅元二十六枚(邦貨の約二十錢)を支拂ふて居る。

排水設備 鷺咀峪炭坑は、坑口及通氣口の外、排水口の設けがある。排水口は斜に地中に入り、約十七の階段より成つて居る。一階段の高さは約四尺位で、坑底より坑口迄次第次第に斜に上つて居る。排水の方法は、漸次階段を經て坑口に至るのである。

第三 乾溝子炭坑

沿革及地點 乾溝子炭坑は承德の東南に在り、縣城を距る約一百四五十支里に位して居る。本坑は馮霧文の經營に係はり、民國三年冬開坑せられたものである。

炭層及地質 礦地には黃砂岩が多く、石炭は三層に分れ、皆併行して東西に走り、直立して傾斜が無い。黃砂岩下の第一炭層は厚さ四尺で、最南の脈を爲して居る第二炭層を距る約三十尺は皆青砂岩より成つて居る。第二炭層は厚さ三尺位で、第三層を距る約二十尺間は棕褐色の質軽く孔多き雅類鎔石(砂岩の變形ならん乎)より成つて居る。第三層は厚さ約二尺で、黃砂岩と相接し、炭脈甚だ長い。乾溝子より東煤窰山中に至る間は、炭層の斷續

三十餘支里に連つて居る。併し東部の石炭は昔朝鮮人が採掘し盡したものらしく、現今は何も殘つて居らぬらしい。

採炭方法 土法に依つて居り、規模極めて小さい。

資本金額 銀一千元。

坑口 坑口一、通氣口一あり。開坑以來尙日淺き爲め、餘り深く無い。而して湧水は多く無いらしい。排水の方法は、水桶を用ひて坑口より外に出して居る。

坑夫數及賃金 坑夫數は二十餘人で、晝夜兩班に分ち作業に從事して居る。賃金は、食事雇主持ちで、一日一人銅元十二枚である。

炭質 有煙炭で、油質の含有量多く、火力は頗る強い。

產額 一日の產出額は二二十擔位である。開坑以來日尙ほ淺き爲め、年產額は計出することができない。

稅金 新章程により納稅して居る。

一月中滿洲通貨相場表

二月中的瀨洲通貨相場

大正六年三月十八日印刷
大正六年三月二十日發行

關東都督府民政部庶務課

大連市東公園町十七號地
印 刷 人 嶺 田 嘉 三
大連市東公園町十七號地
印 刷 所 滿 洲 日 日 新 聞 社

所
大連市東公園町十七號地
株式會社
滿洲日日